

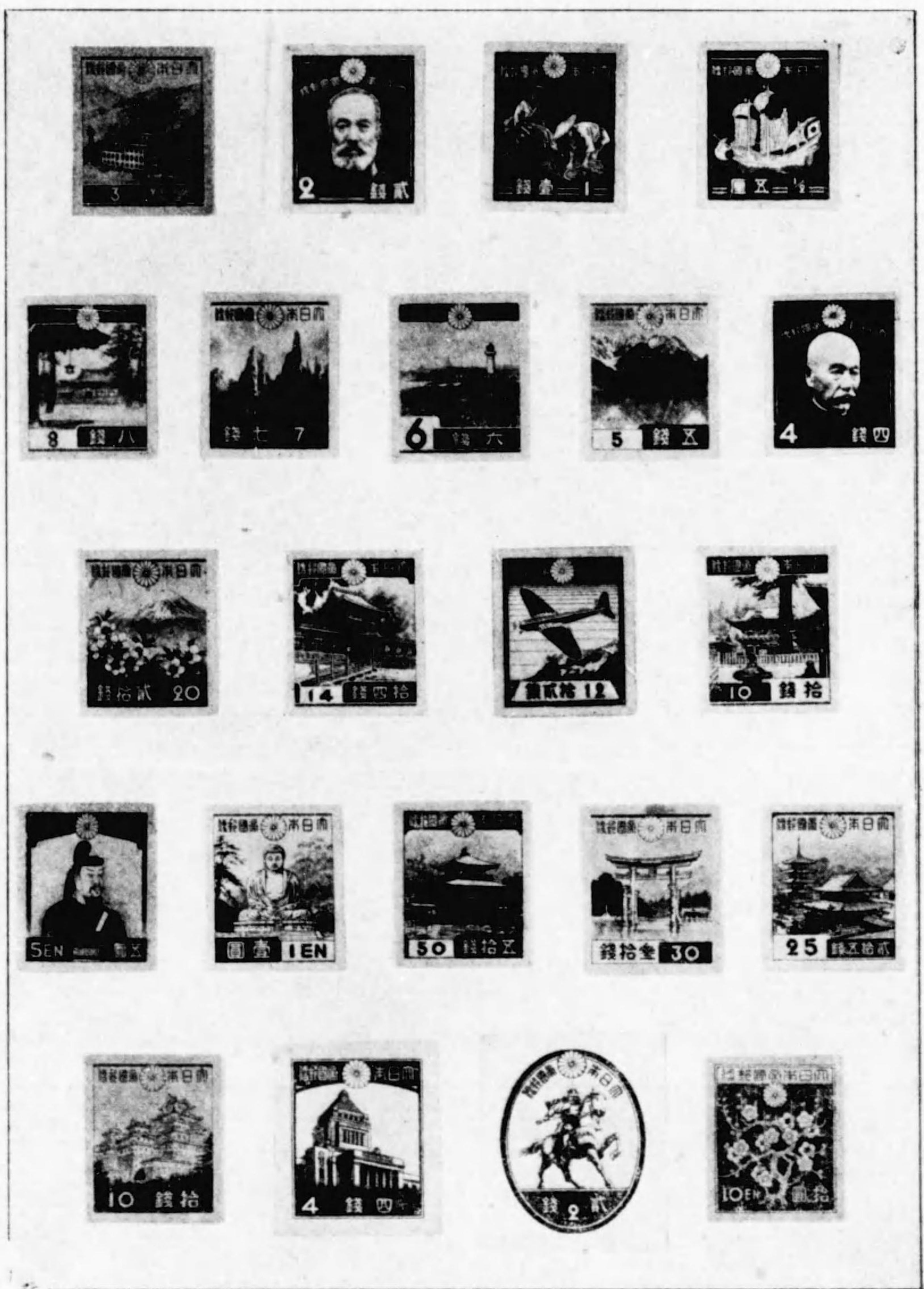
四往復葉書 楠公銅像 凸版 紺色 人物  
 封緘葉書 帝國議會事堂 〃 紺色 建造物  
 郵便聯合葉書 二同往復葉書 姫路城 凹版 紅色 建造物

而して改正圖案に依る郵便切手は、昭和十二年五月の二錢切手の發行を初めとし、圖案決定の順を追うて發行され、同十五年一月、二十錢切手及郵便聯合葉書を最後として全部の改正を完了したのである。

記念切手 郵便切手の普遍性を利用し、國家的慶事又は行事の際に一時的に特別の郵便切手を發行し、國民一般の記念となすことは、一八八七年(明治二十年)、英國に於いてヴィクトリア女王即位五十年切手が發行されて以來、各國の常例となつてゐる。我國に於いては明治二十七年 明治天皇大婚二十五年記念切手を發行して以來、今日まで其の發行二十六回、七十五種に達してゐる。之等の記念切手の中 明治天皇大婚二十五年、日清戰役、平和記念切手等の意匠圖案の作成に就いては博物館は單に之に協力したるに止まつたが、其の他のものの圖案は凡て當博物館の作成に係り 皇室の御慶事又は國家的行事の度毎に記念切手を發行し、國民と慶びを俱にし得たることは特記すべき事項であらう。

明治天皇大婚二十五年記念切手 明治二十七年三月九日 明治天皇の大婚二十五年祝典を擧げさせられるに當り、我國初めての記念切手二錢及五錢の二種が發行された。意匠は中央の菊花御紋章を雌雄の丹頂鶴と梅花の唐草模様にて圍み 兩陛下の聖壽萬歳を壽ぐ意を現はしたものである。

日清戰役記念切手 明治二十九年八月一日、日清戰役を記念し、同戰役に於ける有栖川宮熾仁親王殿下及北白川宮能久親王殿下の偉勳を不朽に傳へんために二錢及五錢の各二種の記念切手が發行された。意匠は一組毎に兩殿下の御



肖像をそれぞれあらはしてある。

東宮御婚儀祝典記念切手 明治三十三年五月十日、當時、皇太子に在らせられた 大正天皇の御成婚を挙げさせられるに當り、三錢の記念切手が發行された。圖案は御式典に行はせられる三日夜餅の儀に用ひられる鶴形臺に盛つた三日夜餅と、御書使の儀に使者の奉持する小宮とを描いた典雅なものである。

日韓通信業務合同記念切手 明治三十八年七月一日、日本と韓國との通信業務の合同を記念する三錢切手が發行された。圖案は中央の料金額の文字を取巻く圓帶の左右に我 皇室の御紋章菊花と、韓國王室の御紋章李花を配し、之に鳩、櫻及李花の枝を添へ、平和と提携の意をあらはしたものであつた。

日露戰役陸軍凱旋觀兵式記念切手 明治三十九年四月二十九日に、其の翌三十日に行はれた日露戰役凱旋の觀兵式を記念するため一錢五厘及三錢の切手が發行された。圖案は中央の圓内に大砲、小銃、軍旗、軍馬の鞍などの兵器を描き、上部兩隅に陸軍の徽章を配したものであつた。

大正天皇大禮記念切手 大正四年十一月十日 大正天皇御即位の大禮を記念するため、一錢五厘、三錢、四錢、十錢の四種の切手が發行された。圖案は、一錢五厘は大嘗祭に 至尊の御冠り遊ばさるる御幟を、三錢は高御座を、四錢及十錢は中央に紫宸殿南庭の式場を描き、右方に式に參列する威儀本位の武人、左に威儀物——即ち鉾、鼓、鉦及楯を配したもので、意匠資料の選定、圖案の決定は、遞信次官を委員長とし、部内關係部局長及部外の美術、建築、考證等の専門家よりなる審査會に諮り、又は専門家の指導の下に作成されたものである。

立太子禮記念切手 大正五年十一月三日に舉げさせられたる 今上天皇陛下の立太子禮を記念するため、一錢五厘、

三錢、十錢の三種の切手が發行された。圖案は一錢五厘及三錢は中央裏の中に雄の鴛鴦を描き、周圍に桐の模様を配し、いずれも當日、殿下の御召し遊ばされる御衣の御紋様から取材したものである。十錢は中央に御儀式に殿下が御召し遊ばされる空頂黒幘を柳葉と稱する臺上に置かれたものを主題とし、周圍に櫻花の模様を描いたものである。

平和記念切手 大正八年七月一日、六年に互る歐洲大戰終熄し、世界平和の回復せるを祝福するために、一錢五厘、三錢、四錢、十錢の切手が發行された。圖案はいずれも平和を意味する鳩を主題とし、之にオリヅの枝を配したものであつた。此の圖案は、意匠圖案審査會を設け之に諮つた上意匠資料、圖案を決定したものに基き、一錢五厘及四錢は結城素明氏、三錢及十錢は岡田三郎助氏に委嘱して作成したものであつた。審査會の構成は大體大禮記念のときと同様であつた。

飛行郵便試行記念切手 大正八年十月三日、東京、大阪間に初めて試みられた飛行郵便の實施を記念するために、一錢五厘と三錢の普通切手に複葉飛行機影一箇を加刷した切手を發行した。

第一回國勢調査記念切手 大正九年九月二十五日に、其の翌十月一日行はれた第一回國勢調査を記念すると共に之が宣傳に資するため、一錢五厘及三錢の切手が發行された。其の圖案は、孝徳天皇の大化元年に我國に於いて初めて國司に詔して戸籍の調査を行つた當時、國司が戸籍調査に署名する有様を描いたもので、黒絹の冠、盤領の衣に烏皮の履をはき、當時の文官の服装した國司が雀頭の筆をもつて椅子に腰を掛けてゐる圖である。此の服装、調度品に就いての考證には帝室博物館學藝委員高橋健自氏を煩はした。

明治神宮鎮座記念切手 大正九年十一月一日、明治神宮鎮座の式典を行はれるに當つて、一錢五厘及三錢の二種の

切手が發行された。圖案は神宮の拜殿と本殿とを描き、輪廓に社殿に用ひられる壁代といふ幕の模様をあしらつたものである。

通信事業創始五十年記念切手 大正十年四月二十日、通信事業創始五十年の祝典を擧げられるに際し、一錢五厘、三錢、四錢、十錢の切手が發行された。圖案は一錢五厘及四錢は四隅に日本最初の郵便切手即ち龍切手を描き、中段の中央に國旗を置き、其の左右に新舊の郵便旗を配し、三錢及十錢は當時の逓信省廳舎を描き、之に郵便創業の功勞者男爵前島密氏の銅像を配したものである。

皇太子殿下御歸朝記念切手 大正十年九月三日、當時、皇太子殿下に在らせられた 今上天皇陛下が歐洲御訪問から御歸朝遊ばされたのを記念するために、一錢五厘、三錢、四錢、十錢の切手が發行された。圖案は波上に旭日の昇天する様を擬した畫面に、前方に御召艦香取、後方に供奉艦鹿島を描き、上部に古代菊模様を季節に因んで配したものであつた。

皇太子殿下臺灣行啓記念切手 大正十二年四月十六日、當時、皇太子殿下に在らせられた 今上天皇陛下が臺灣に行啓遊ばさせられたのを記念するために、一錢五厘及三錢の切手を發行し、臺灣島内のみで發賣された。圖案は新高山の主峰を描き、之に紅檜を配したものである。

東宮御婚儀記念(未發行)切手 大正十二年の秋に執り行はせられる筈であつた 今上天皇陛下の皇太子殿下にあらせられしときの御婚儀記念として、一錢五厘、三錢、八錢、二十錢の切手が發行されることとなり、殆ど之が準備を完了したところ九月一日に關東大震災で焼失せるため遂に發行を見なかつたが、既に南洋群島へ發送濟であつたもの

を取戻し、適宜の措置を講ずることとした。圖案は、一錢五厘及三錢は霞ヶ浦から遠望した筑波の双峰を描き、之に月桂樹を配し、永へに動きなき御婚儀を祝福し奉つたもの、八錢及二十錢は霞ヶ關の東宮假御所の前景を拜寫したものである。

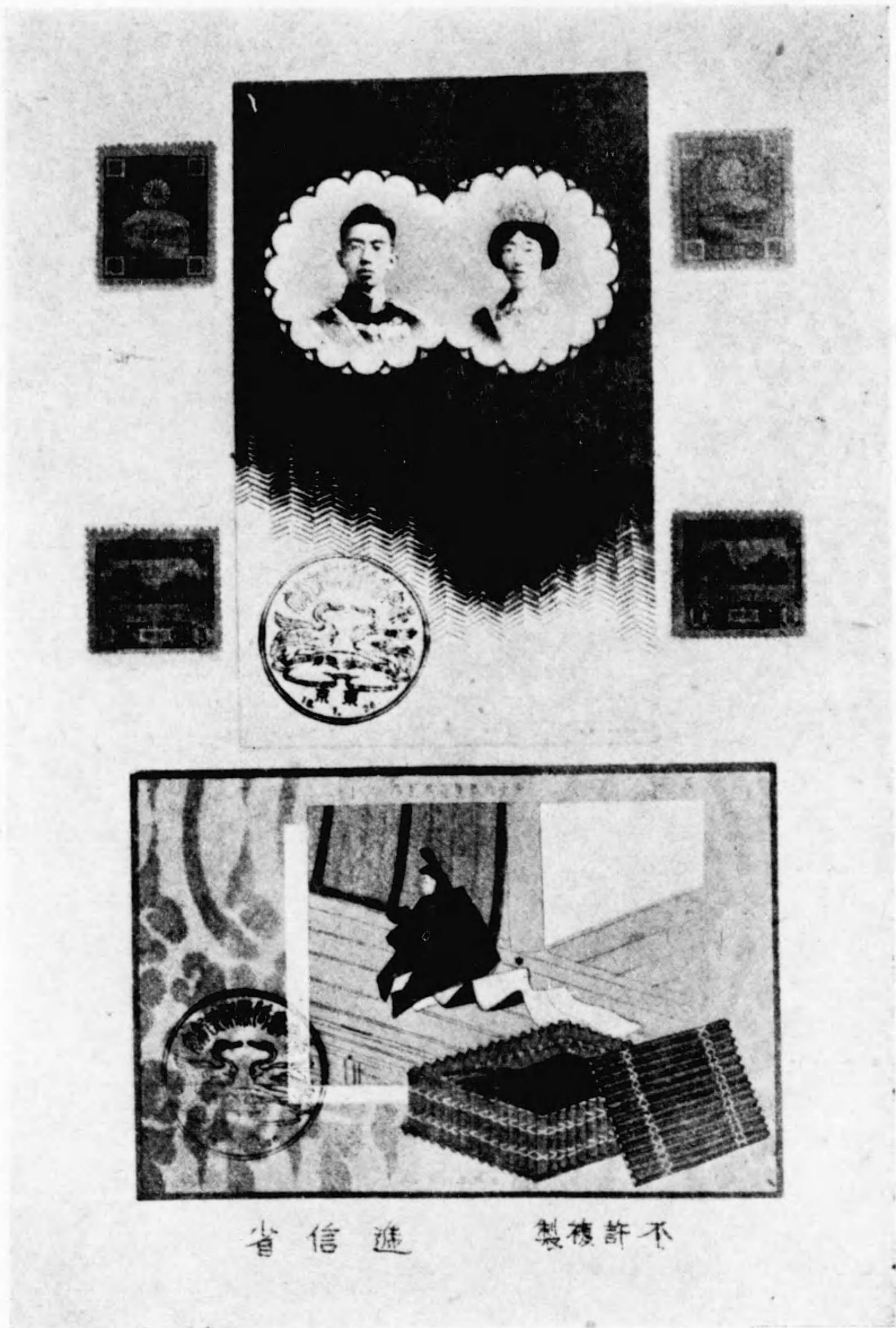
大正天皇大婚二十五年記念切手 大正十四年五月十日 大正天皇の大婚二十五年祝典を挙げさせられるに當り、一錢五厘、三錢、八錢、二十錢の切手が發行された。圖案は、一錢五厘及八錢は中央に菊花御紋章を置き、周圍に松喰鶴と大婚二十五年を意味する二十五箇の星を描き、外廓に古代菊花模様を配し、三錢及二十錢は鳳凰に瑞雲を配したものである。

萬國郵便聯合加盟五十年記念切手 昭和二年六月二十日、萬國郵便聯合加盟五十年の祝典に際し、一錢五厘、三錢、六錢、十錢の切手が發行された。圖案は一錢五厘及三錢は郵便創業の功勞者男爵前島密氏の肖像を現はし、六錢及十錢は萬國地圖の上に鳩を描き、いづれも其の外廓に月桂樹を配したものである。

大禮記念切手 昭和四年十一月十日 今上天皇陛下の御即位の大禮を行はせられるに當り、一錢五厘、三錢、六錢、十錢の切手が發行せられた。圖案は、一錢五厘及六錢は中央圓内に高御座の頂上に飾られてゐる鳳凰の正面を現はし、其の左右に櫻と橘の模様を配し、三錢及十錢は大嘗祭の御式場を描き、之に稻穂を配したものである。

神宮式年遷宮記念切手 昭和四年十月二日、伊勢皇太神宮式年遷宮の御祭典に當り、一錢五厘、三錢の切手が發行された。圖案は杉の樹の間から拜寫した内宮の御社殿で、中央が正殿、右方が東寶物殿である。

第二回國勢調査記念切手 昭和五年九月二十日、其の翌十月一日から行はれた第二回の國勢調査を記念し且つ之が



省信遊 製複許不

宣傳の意味を含めて、一錢五厘、三錢の切手が発行された。圖案は日本の全版圖を現はし、左右に季節に因んで菊の模様を描いたものである。

明治神宮鎮座十年記念切手 昭和五年十一月一日、明治神宮鎮座十年の祭典を執り行はせられるに當り、一錢五厘、三錢の切手が發行せられた。圖案は神宮の正殿を西南から拜寫し、左右に神宮の御調度の御模様を配したものである。

逓信記念日制定記念切手シート 毎年四月二十日を逓信記念日と定められ、其の第一回の昭和九年四月二十日に、同記念日の制定を記念するミニアーチャー・シートが發行された。此の趣向は昭和四年十月六日及同九年三月一日に發行された九錢五厘、十六錢五厘、十八錢、三十三錢の四種の切手を組合せ、一枚の小型シートとしたものである。

第十五回赤十字國際會議記念切手 昭和九年十月一日、第十五回赤十字國際會議が東京に開催されたのを記念するために、一錢五厘、三錢、六錢、十錢の切手が發行された。圖案は一錢五厘及六錢は日本赤十字社の徽章、三錢及十錢は同會議場たる日本赤十字社の建物を描いたものである。

滿洲國皇帝御來訪記念切手 昭和十一年四月二日、滿洲國皇帝の御來訪を記念するため、一錢五厘、三錢、六錢、十錢の切手が發行された。圖案は、一錢五厘と六錢は御召艦比叡及遼陽の白塔を描き之に菊及蘭を配し、三錢と十錢は御在京中御宿舎に充てられた赤坂離宮を描き、之に稻及高粱を配したものである。

關東局始政三十年記念切手 昭和十一年九月一日、關東局始政三十年の祝典に當り、一錢五厘、三錢、十錢の三種の切手が發行された。圖案は特に希望に依りいづれも關東局にて作成された。

帝國議會議事堂竣工記念切手 昭和十一年十一月七日、十七年の歳月を要して建築した帝國議會議事堂が落成し、其の竣工式が挙げられたのを記念するため、一錢五厘、三錢、六錢、十錢の切手が發行された。圖案は一錢五厘及十錢は議事堂の全景、三錢及六錢は内部正面の中央階段より御便殿を見上げた圖である。

赤十字條約七十五年記念切手 昭和十四年十一月、赤十字條約成立七十五年の祝典を擧げられるに當り之を記念するために、一錢五厘、三錢、十錢、二十錢の切手が發行された。圖案は二錢及十錢は日本を中心とせる地球を描き、之に赤十字マーク及御光を配し、三錢及二十錢は日本赤十字社の功勞者伯爵佐野常民氏の肖像に赤十字マークを配したものである。

紀元二千六百年記念切手 昭和十五年二月十一日、紀元二千六百年記念として二錢及十錢の切手が發行された。圖案は、二錢は神武天皇御東征の砌り、長髓彦と御對陣遊ばされたとき現はれた瑞祥金鶏の古事に因み、金鶏に御光を配し、十錢は同じく御東征に際し、丹生の川の邊りで 神武天皇が天神地祇に、戰捷を御祈り遊ばされ、嚴瓮（いづべ）を丹生の川に沈め給ひたる古事に因み、嚴瓮と香魚を描き、之に青海波を配したもので、特に此の切手には肇國の理想を現はす「八紘一字」の標語を附してある。

日滿返信切手券 昭和十三年十二月に日滿間郵便條約制定に伴ひ、新に返信切手券が發行せられた。圖案は中央に日、滿兩國の地圖を描き、左右に菊及蘭花を配し、以て日、滿一帯の意味を現はしたものである。

### 三、郵便葉書

普通葉書 我國に於いて郵便葉書を發行したのは、明治六年十二月一日に「郵便はがき紙」と稱し半錢及一錢の二種を發行したのが初めである。半錢は同一市内一錢は内國一圓に送達せられるものであつた。此の葉書は直ちに「郵便はがき印紙」と改められ、其の一部に、葉書に關する規定を刷り込んであつた。明治七年四月一日から半錢及一錢の郵便はがき印紙の料額印面に、從來「郵便切手」とあつたのを「郵便はがき」と改めた。

明治八年五月十日、半錢及一錢の郵便葉書の意匠及様式を改められ、從來郵便切手と同一圖案であつた料額印面を圓形とし、圓内に菊花及桐の御紋章を現はし、其の周圍に櫻花模様を配したものであつた。又此の時から「郵便はがき」と改められた。

明治九年九月十九日に二種の葉書を改正した。料額印面圖案も變更し、半錢を五厘と改めた。圖案は楕圓形に桐花御紋章を現はしたものである。同十八年一月一日内國用最初の往復二錢葉書を發行した。様式及料額印面圖案は九年九月に發行されたる普通葉書と同一である。同三十一年十二月一日、一錢葉書、翌三十二年一月、二錢往復葉書の料額印面圖案及様式が改正された。料額印面は其の時の一錢切手と同一圖案で、葉書表面の上部に室町時代の文書袋を、周圍は其の紐を廻らした意匠が施されてゐた。續いて同年五月、新に一錢五厘を、十月三錢往復葉書が發行された。意匠は前回のと變りはないが、唯、輪廓の紐形を四ツ花菱の聯續模様に変更した。同三十九年七月、一錢五厘葉書と三錢往復葉書の様式を改正した。意匠は周圍の輪廓模様を除き、料額印面も多少改めた。同四十四年十月、一錢五厘葉書及三錢往復葉書の様式と料額印面圖案が改正された。

大正十二年九月、關東大震災に因り葉書の原版焼失したため、同年十二月十九日、新しい様式の通常及往復葉書

が發行された。葉書の大きさは稍々小形となり、意匠にも新しい試みがあつたが、十四年五月一日から再び元の様式に復舊した。

昭和五年八月一日、通常及往復葉書の料額印面を楠公銅像を現はした圖案に改め、同時に紙質を變更し、同八年二月十五日、「郵便はかき」の文字を「郵便はがき」に改正せられた。同十二年四月一日、料金額を二錢に改め、更に同年八月一日から料額印面の楠公銅像を描き改め、新しい料額印面のものとなつた。

萬國郵便聯合葉書 明治十年十一月二十日、萬國聯合郵便加盟の結果として三錢、五錢、六錢の郵便葉書三種を發行した。圖案様式は前年九月に發行を見た内國用葉書、五厘、一錢の各種と同一である。同十二年六月二十日、外國用葉書は横式となり、萬國郵便聯合葉書と稱して二錢、三錢の二種が發行され、同時に曩に十年十一月に發行の三錢、五錢、六錢の三葉書は國際郵便條約改正の趣旨に副はざるものとして廢止された。新葉書の圖案は菊花御紋章を中心とし、周圍に波がたを附したものである。同十八年一月一日には、内國用二錢往復葉書と共に、萬國郵便聯合用四錢及六錢往復葉書の二種が發行された。圖案は曩に十二年六月發行の聯合葉書と同一である。同三十一年三月一日には四錢聯合郵便葉書、八錢同往復葉書を發行した。圖案は矢張り菊花御紋章を中心としたものであつた。同四十五年二月十六日には四錢葉書及往復葉書の様式を改正して發行された。印面は菊花御紋章を櫻花で圍繞し、輪廓の様は除かれた。大正十一年一月より八錢葉書及十六錢往復葉書を發行した。之は歐洲大戰後に於ける同盟國との貨幣比價に著しき差違を生じたために料額が引上げられたためで、料額印面の圖案は富士に旭日を描き、上部に櫻花を配し、菊花御紋章を置いたものである。同十四年十二月には料額印面を六錢に改めたものを發行した。

封緘葉書 最初の封緘葉書は明治三十三年十月一日に發行された三錢で、料額印面は前年四月に發行された三錢郵便切手と同一の圖案である。

大正元年九月十一日に料額印面の圖案を菊花御紋章を中心とした圓形とし、外輪をハート形唐草模様としたものに改めた。同六年九月十日には封緘する部分を開披に便なるやう其の様式を變更した。同七年五月十五日から料額印面圖案を上部に櫻花を配し、菊花御紋章を置き、下部に月桂樹唐草模様を配したものに改め、尙、様式をも改正した。同十年七月十一日に製造能率の關係から一部様式を變更し、同十四年五月にも、矢張り製作上の都合から様式の改正をなした。

昭和十二年四月一日から料額印面を帝國議會議事堂をあらはしたものに改め、更に同年八月一日から其の圖案を描き改められた。

軍事郵便葉書 明治三十七年二月、日露開戦後間もなく發行されたが、意匠は、當時、事務用として使用してゐた葉書の「事務用葉書」の文字を「軍事郵便葉書」に改めたものであつた。

傷痕軍人用郵便葉書 支那事變に出動の傷痕軍人を慰問するため昭和十四年三月、特別の葉書を發行し、陸海軍の手を経て交付したもので、印面は皇軍の勇士の顔を描き之に傷痕徽章を配したものである。

郵便繪葉書 明治三十五年六月二十日、萬國郵便聯合加盟二十五年祝典に當り六枚一組の記念繪葉書を發行したのを初めとし、日露戦役には八回に互り十六組四十七枚の記念繪葉書を發行し、銃後の精神作興に盡したのであつた。又、之等の繪葉書は我國に於ける繪葉書流行の先驅的役割をもつとめたのであつた。爾後、國家的記念行事ある場合

は其の都度記念繪葉書を發行し、二十數回に及んでゐる。之等繪葉書の圖案は殆ど凡て當博物館の手になるものであつて、之が作成に當つて意匠資料の蒐集、選定、考證、表現に就き多大の努力を拂つて來たのである。各種繪葉書の全部に亘る發行月日、圖柄等に就いて、郵便篇第十三章の記念繪葉書一覽表に載せてある。其の中、日英博覽會記念繪葉書の「伏見宮殿下、アーサー・オブ・コンノート殿下の御肖像と博覽會場の圖」、及「時代風俗の圖」は東京美術學校圖案科、大正天皇大禮記念の「大饗宴太平樂」及平和記念の「收穫圖」は南薰造氏、「少年少女と鳩」は楠木清方氏の筆に成つたものである。

#### 四、郵便封皮

郵便封囊(封皮)及帶紙封囊即ち封皮は明治六年に發行されたのを初めとし、大正六年まで繼續し、又、帶紙は新聞帶紙として明治五年に發行されたが、同二十二年に廢止された。之等はいづれも其の時に於ける郵便料金相當額の郵便切手と同一ものが印刷されており、圖案として特に記述すべきものがない。

價格表記郵便物封皮附封紙 明治三十四年十二月初めて價格表記郵便物封皮大、小二種及同封紙紙大、小二種を發行し、其の後久しく改正を加へなかつたが、昭和十二年八月、封皮の様式其他記入欄の紋様紙質に改良を加へたものと、封紙紙の圖案の改正せられたるものが發行された

#### 五、特殊通信日附印

明治三十五年六月二十日の萬國郵便聯合加盟二十五年祝典に當り使用したのを初めとし、爾來 皇室の御慶事、國家的記念事項のある都度使用され、現在に至るまで二百四十數回に達してゐる。

#### 六、小型記念日附印

正しくは圖案文字を挿入せる通信日附印と稱し、地方的の公の式事、催物等の開催に當り使用せられるもので、使用開始以來、昭和九年五月までに九百回に及んでゐる。

#### 七、風景通信日附印

名所史蹟所在地の郵便局に於いて之に因める圖案を挿入せる日附印を使用し、名勝史蹟紹介の一助をなしてゐるものであつて、昭和六年七月、富士山の日付印を使用開始して以來、九百六十餘の郵便局に於いて使用されてゐる。

#### 八、其の他の意匠圖案

年賀スタンプ、標語スタンプの意匠圖案、各種展覽會及博覽會出品用圖表、周知用印刷物の意匠圖案、ポスター等、多數の圖案類を作成してゐる。

以上博物館に於ける繪葉書日附印其の他の意匠圖案圖表等の成作を年度別に擧ぐれば次の如くである。



年 度	郵 便 切 手 類	日 附 印	圖 表 類	其 他	合 計
明治三十五年度	1	1		6	7
三十六年度	1	1		4	5
三十七年度	1	1		2	3
三十八年度	1	1		1	2
三十九年度	1	1		1	2
四十年度	1	1		1	2
四十一年度	1	1		1	2
四十二年度	1	1		1	2
四十三年度	1	1		1	2
四十四年度	1	1		1	2
大正元年度	1	1		1	2
二年度	1	1		1	2
三年度	1	1		1	2
四年度	1	1		1	2
五年度	1	1		1	2
六年度	1	1		1	2
七年度	1	1		1	2
八年度	1	1		1	2
九年度	1	1		1	2
十年度	1	1		1	2
計	466	989	11	398	542

意匠圖案作成一覽

逓信博物館の製作に依る

ポスターの一部



(下) 逓送郵便に關する周知用  
慶平電報に關する周知用



大正	七年度	八年度	九年度	十年度	十一年度	十二年度	十三年度	十四年度	元年度	昭和	四年度	三年度	二年度	元年度
四七五	一〇〇	一〇〇	二〇〇	二〇〇	二五〇	三〇〇	二八〇	三一〇	二九〇	三五〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三五〇
一、五〇〇	二五〇	三〇〇	三五〇	四三〇	五六〇	四七〇	五二〇	四三〇	四三〇	五五〇	六二〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇
不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
昭和	五年度	六年度	七年度	八年度	九年度	十年度	十一年度	十二年度	十三年度	十四年度	元年度	昭和	四年度	三年度
四四〇	五〇〇	六〇〇	六二八	二、〇二九	一、三五四	一、二九二	一、二九二	二、二五六	一、三五七	一、三五七	一、三五七	一、〇五〇	三、八〇〇	三、八〇〇
一、〇五〇	三、八〇〇	三、〇〇〇	二、四七四	三、〇九一	一、〇一七	九、六六六	九、六六六	三、八六八	一、〇七九	五、九八五	五、九八五	六〇七	不詳	不詳
不詳	不詳	不詳	六〇七	七三三	八二一	三三三	三三三	五二七	六〇六	六〇六	六〇六	六〇七	不詳	不詳

### 第六節 郵便用品の考察研究

#### 一、序 說

明治二十五年、郵務局（後に通信局）に物品係を設置し同係に於いて郵便行囊、郵便函、通信日附印、鐵道郵便車、遞送集配用諸車、度衡器、野戰郵便用品等、主として郵便用器具機械の創案、發明、改良及應用に關する研究をなし

來つたが、同三十五年、郵便博物館の創設されるに及び、之等研究事項も郵便博物館に移管され、其の後、遞信博物館となつても之を承繼し、昭和十年六月、遞信博物館所管事務範圍の擴大に伴ひ、用品研究係として一係を置かれ今日に及んでゐる。其の間、通信日附印、郵便行囊、鐵道郵便受渡機、鐵道郵便車、遞送集配用諸車等の改良を初め、自動押印機、衡器等の研究及之が使用の普及に力を竭して來たのである。

#### 二、通信日附印

##### 一、手押日附印

明治四年創業時代、郵便物に貨錢切手の納濟を證する検査印として單に検査濟印を以て切手を消印する外に、郵便物に其の發着を表示する日附印なるものはなかつた。茲に於いて歐米諸國の日附印の如く、圓形にして日附や便名を活字で仕替へることを案出し、明治六年四月頃、朝、日中、夕の便號を挿入せる外國風のポストマークが出来たのであつた。其の後、爲替貯金日附印、電信電話日附印を廢し、凡てを通信日附印一種を以て併用すべしとの議が擡頭し、歐洲諸國のやうに鐵活字となし、字母を一定したるものとすべく、當時、淺草藏前の高等工業學校又は小石川橋の陸軍造兵廠乃至は大阪造幣局等に協議せるも、活字の大量鑄造は經費と生産力に於いて到底採算に合はぬので、鐵の代りに鉛活字を用ひて硬度の合金とし、なるべく磨損を少からしむるの考案の下に、築地活版所に、特種の鑄型等を製作せしめ、明治三十三年十二月廿八日、公達第七百六十八號を以て東京局に初めて使用せしめ、次で大阪市内各郵便局をして試験的に使用せしめたのが鉛活字の最初である。

此の東京及大阪市内に使用の試験的日附印は、最も磨滅し易き局名も其度毎に印顆全部を引換ふる必要なく、單に局名活字のみの取替を以て鮮明となる利便あり、唯、局名の長きものは文字の配置が窮屈になることと、時間活字の十分毎の更植は煩はしいと云ふ程度の缺點があるだけで、大體に於いて好評であつた。仍て局名活字を彎曲配列とし、郵便配達時間毎に更植するもの——例へば「第10—12」と云ふ様な式に改むべしとの希望があつたから、瑞西などのものを参考として改正を企て、約四年五箇月を経て、明治三十八年六月に規程制定せられ、現代の形式の基をなしたのであつて、其の後多少の改良を経て現在のものとなつてゐる。最近に於ける日附印軸並に活字に對する改良は次の如きものである。

昭和八年度 通信日附印軸、活字等の材質改正並規格統一

從來見本により購入せるを變更す

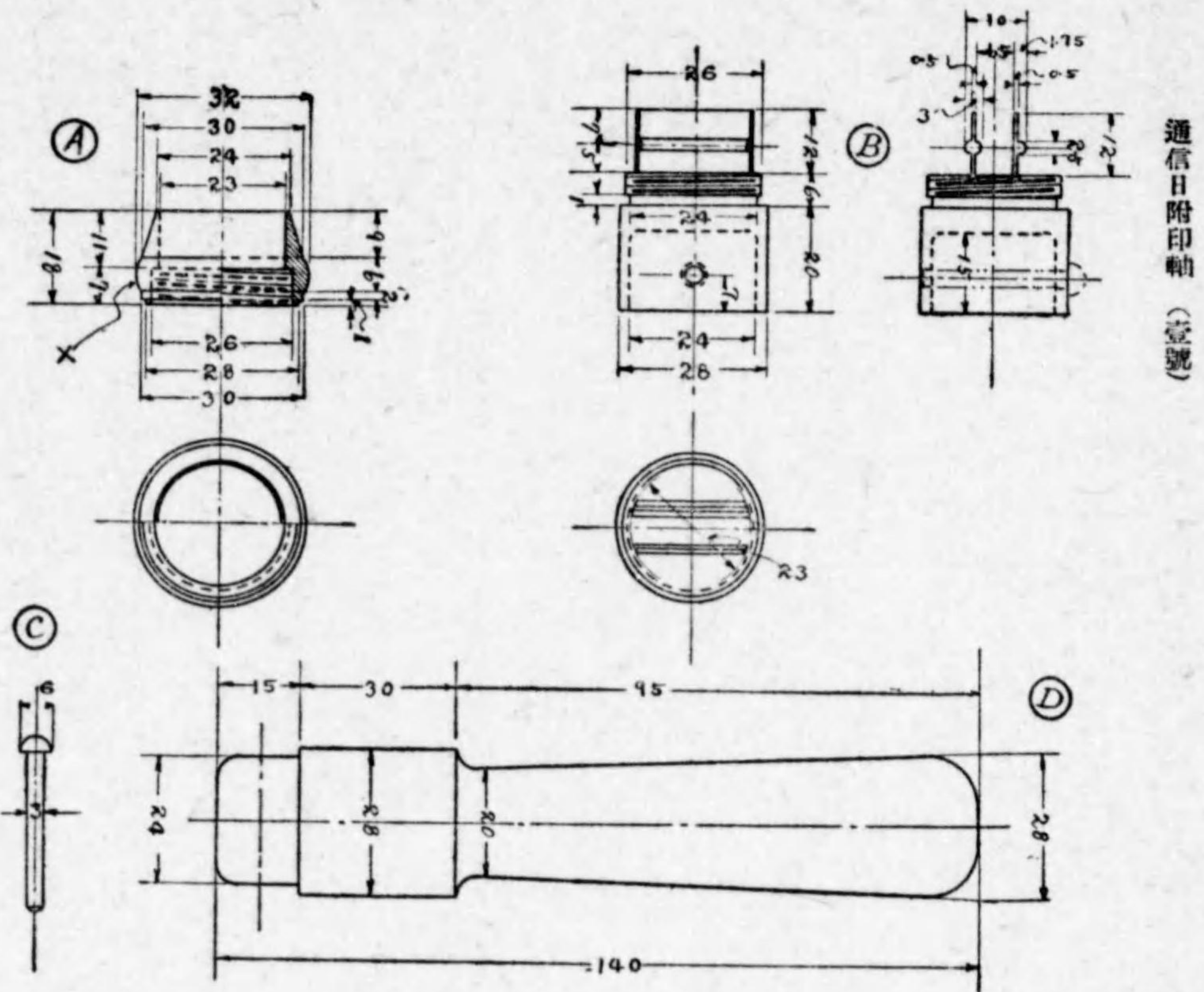
十年 圖案入活字仕様書作製

十三年 活字は物資節約上重量軽減、資材減少、調合率變更の理由により試作試験す

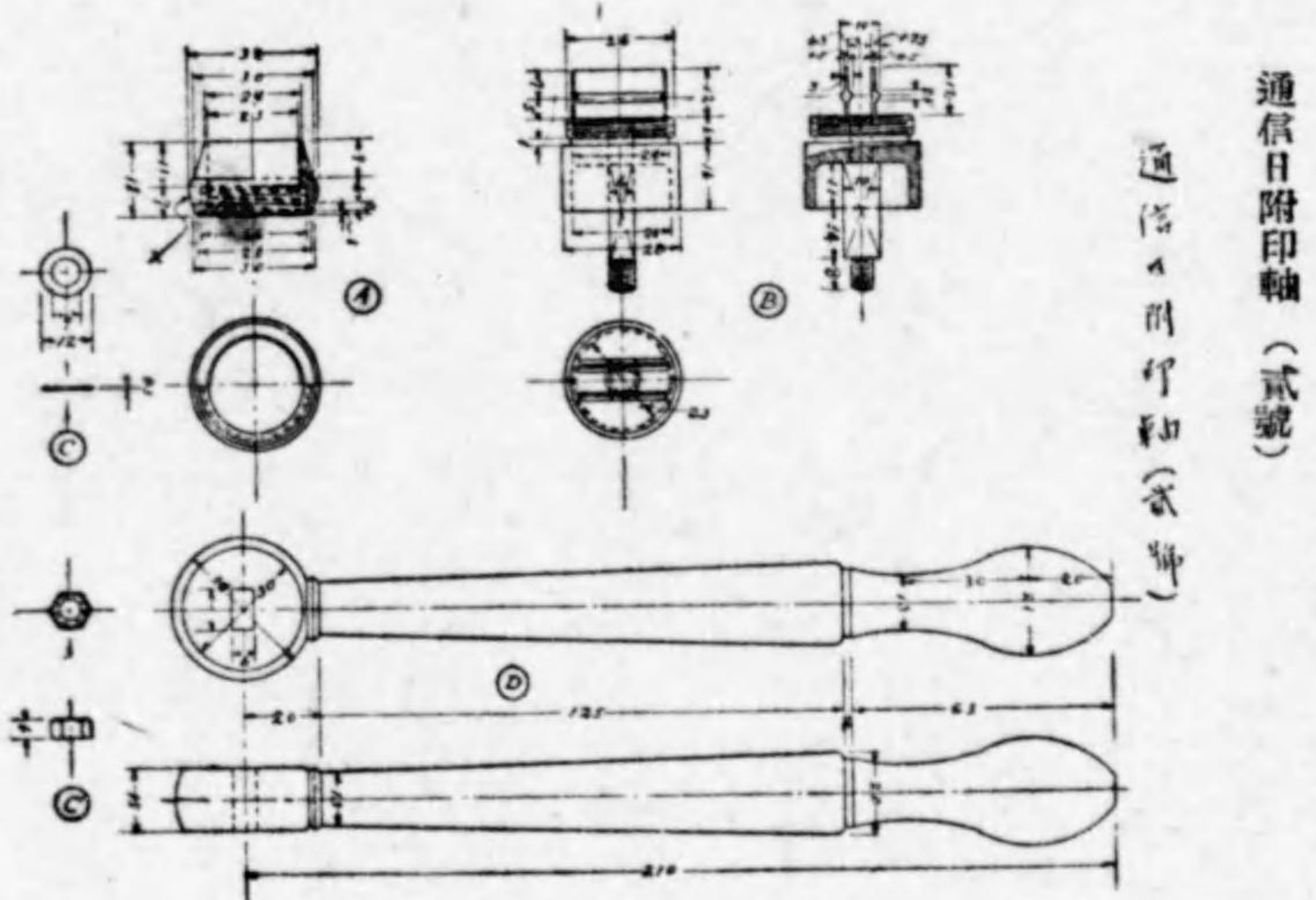
十四年度 重要資材節約上合成樹脂により活字試作試験す

二、回轉日附印

明治四十三年四月廿二日、コルク製日附印を長野縣松本局等蠶種入第五種郵便物を、多數引受くる局に試用したるに始まり、漸次此の消印は、箱物、罐詰、布袋包装等主として第四種及第五種郵便物にして、普通日附印にては完全なる消印困難なるものに及んだ。最初は英國の回轉日附印に倣つてコルクで彫刻して見たが、破損し易く、依つて硬



通信日附印軸 (壹號)



通信日附印軸 (貳號)

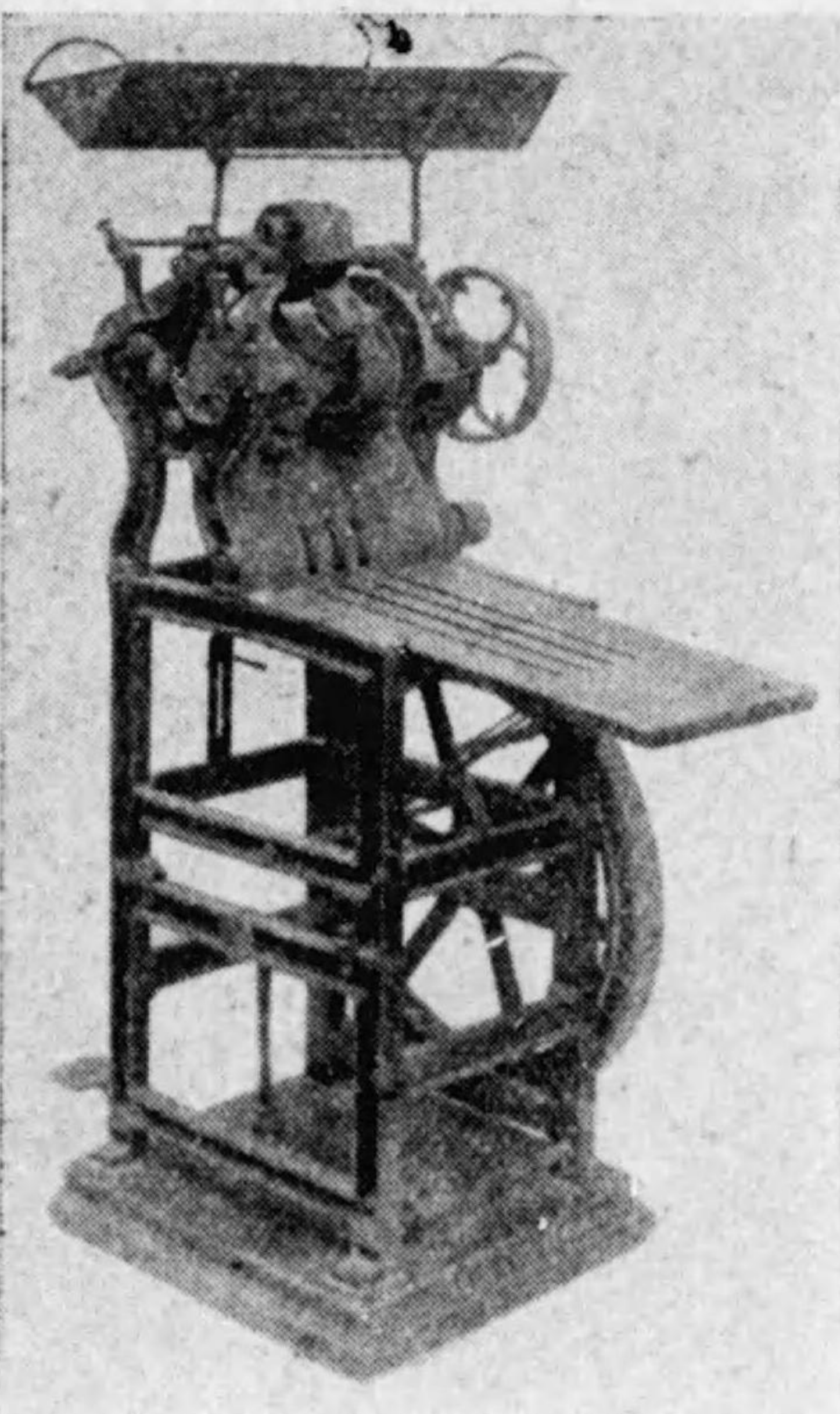
質ゴム鑄造のものを用ふることとし、大正五年四月、逓信省公達第二百三十一號を以て和歐兩文の形式が通信日附印規程に追加された。然るに之に用ふる印肉が普通のゴム印のインクを使用したのでは切手再用の虞ありとし、油で煉つた印肉汁を、轉子即ちローラに塗用することにした。併し此の肉汁はゴム質を溶解せしむる缺點があり、肉汁の調査研究をなすこととし、昭和十二年に、現業局に於て使用の通信日附印用黒色肉汁各種を取集め、其の分析試験を行ひ適否を調査したところ、いづれも主原料はカーボンにして(イ) 化學的、物理的に容易に抹消し難く、且つゴム印に使用するも其の耐久力に影響少きもの (ロ) 化學的、物理的に容易に抹消し難きもゴム印に不可なるもの (ハ) 適當品と認め難きものの三種に分類し得たるを以て、適當品を指定し又は調査の結果を使用局に示す等、肉汁の改善に資した。

### 三、機械消印

郵便物は逐年増嵩し、手押日附印に依る押印にては到底能率をあげ得ないので、各國とも日附印の改良に努力することとなり、先づ獨逸に倣つて槌型日附印を明治の中葉に考案採用し、續いて明治末期に至り自動消印機を完成するに至つた。獨逸に於いては西曆一八八〇年代に足踏活版印刷機械に等しき仕組のものが既に出来て居つた。明治十八年頃、時の驛遞總官野村靖氏が歐洲出張の歸途自動衝器(自動秤)と共に之を購ひ來り東京郵便本局に試みたが、其時の報告によれば「日本の封筒は紙質軟弱にして自在に機械より繰出すこと能はず、僅かに葉書に應用し得るも、其の能率は一分間百枚前後にして、然かも足踏の疲労は却つて手押よりも甚しきものあり」と云ふにあつて、此の機械は遂に不採用となつた。其の後、獨逸に於いては手廻式に改正せられ、次で動力應用の自動式となつた。

明治四十三年頃には自動消印機は英國倫敦中央局に十數臺、獨逸伯林中央局に二、三臺、佛蘭西はまだ使用して居らず、漸く伯林に註文中と云つた狀況であつたが、歐洲大戰前後になると、俄然世界を風靡し、いづれの國といへども主たる郵便局には競つて自動消印機を使用するに至つたのである。

日本で最初に試用した獨逸式足踏押印機



我國に於いては明治三十四五年頃より自動機の發明を見るに至つたが、いづれも完璧の域に達せずして、舶來品に壓倒せらるるの已むなきに至つた。

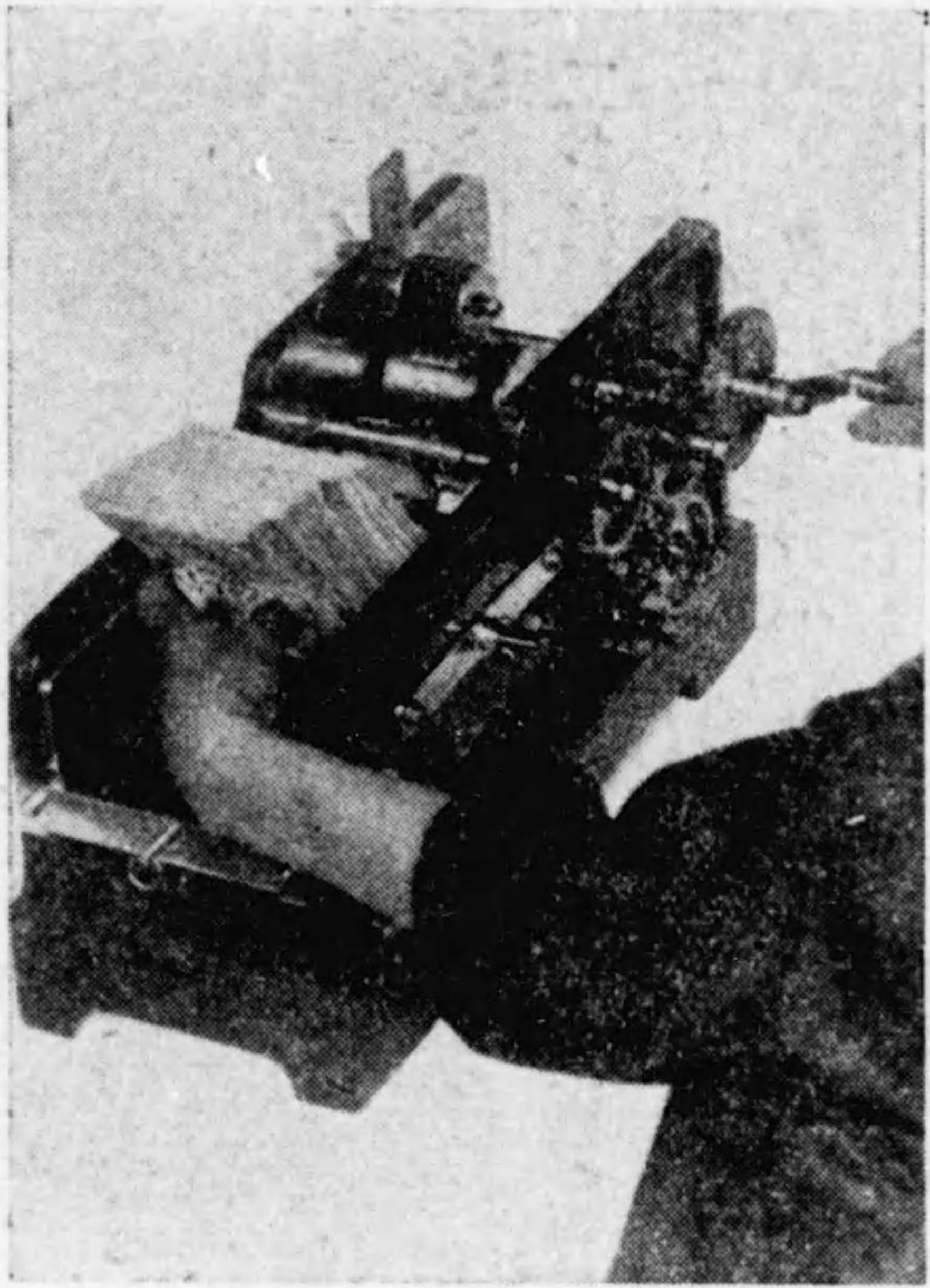
#### (イ) 赤峰式消印機

明治三十四五年の交、技工赤峰換一氏が、ローラーの廻轉とゴム辨との働きにより、葉書を自動的に繰出し印刷する手廻し消印機を發明し、數臺を試作して實地試験をなし、幾度か改良を加へたが充分に成功しなかつた。

#### (ロ) 林式自動消印機

一方、槌型手押日附印を案出した旁ら、多年研究を重ねてゐた林理作氏が、明治四十四年に至り自動消印機の發明に成功し、同年二月から實用に供するやうになつた。本機の採用により、郵便物取扱上能率を増進し得たことは多大のものであつた。本機の構造外觀は左圖の如きものである。

其の後、本機は部分的改良を施し、日附印影を普通日附印影と同様として、通常葉書は勿論、私製葉書といへども



機印押式林用働手



影印機印滑動自式林

其の貼附位置が不正確ならざる限り使用出来るやうになり、昭和五年頃までには手動、電動兩式にて約三十臺の機械が東京、名古屋、仙臺其の他の逓信局管内に於いて使用されたが、何分にも機械部分品の互換性等を正式に考へずして製作せられしものなるため、いづれも故障續出し、常に修理、調整に手間取る等の缺點があつて、今日では全く使用廢止となつたが、此の押印機

の押印能率は一分間に手廻式約二百五十枚、電動式三百枚であつた。

(ハ) 小代式自動押印機

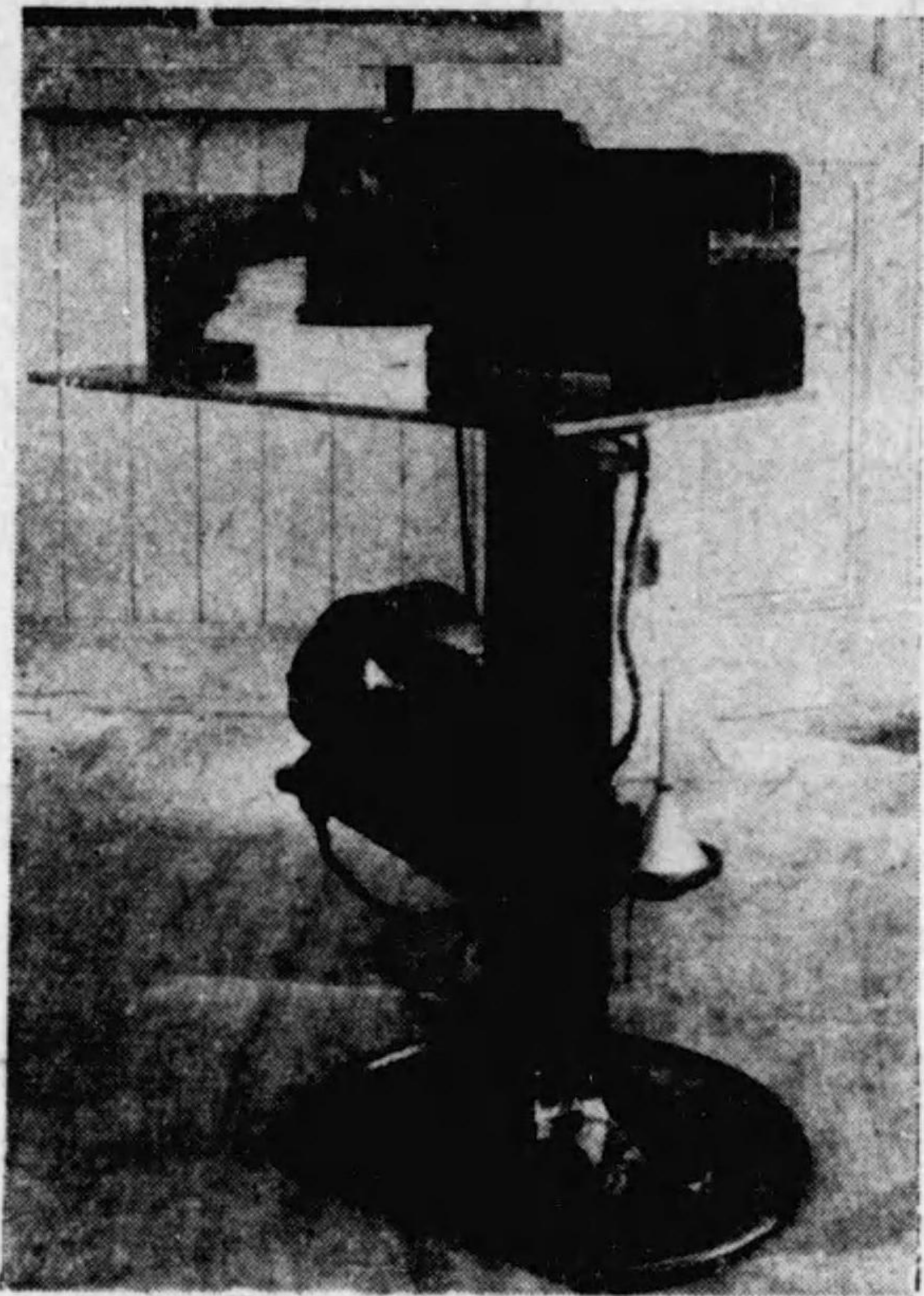
明治四十五年逓信博物館囑託小代爲重氏によつて本機が發明された。本機は大正天皇が皇太子に在はしませし同年五月十三日逓信省に台臨あらせられ、逓信大臣伯爵林董氏の御案内にて萬國郵便切手並に切手消印の状況を台覽に供したときに、此の機械により消印の實驗をなした。翌々大正三年には逓信大臣元田肇の名により第二萬五千七百八十六號の特許となり、翌四年には京橋郵便局、同五年には東京中央郵便局の年賀葉書に實地消印の試驗をなした。尙、本機は書狀にも押印し得るやう工夫を凝らしつつあつたが、大正十二年の大震災に當り逓信博物館の研究工場(當時、京橋區木

挽町逓信本省構内の一隅にあつた)に於いて燒破し終に其の目的を達しなかつた。

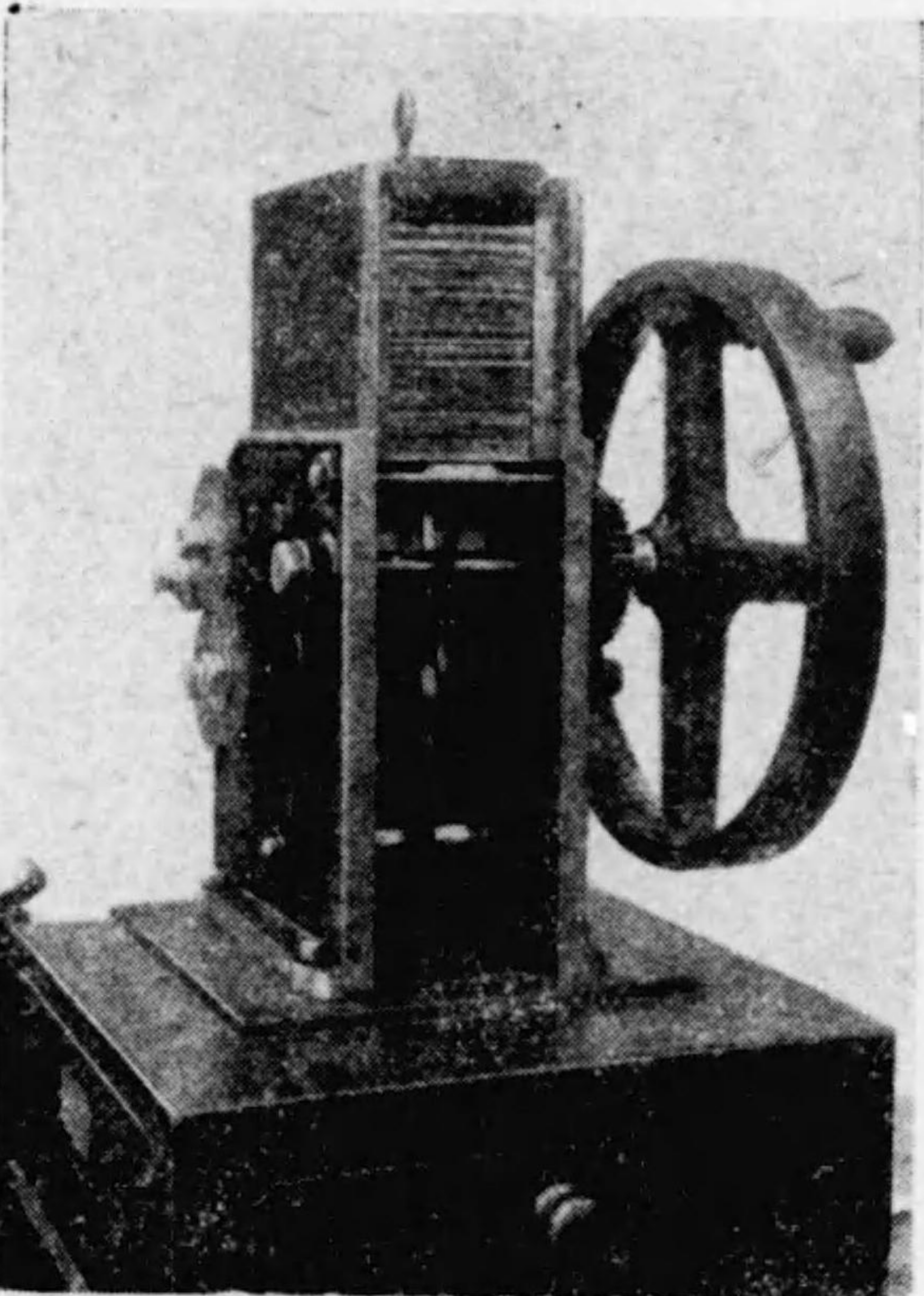
(ニ) 平川式押印機

平川式押印機は、大正五年、福岡郵便局員平川常彌氏の考案に係り、同六年五月、實用新案第四萬三千百九十號を以て登録を得たものを、逓信博物館に於いて研究し、終に手廻及電動兩用の二臺を完成し、之を實地に試用した。左圖は本機の外觀圖である。

平川式自動滑印機印影



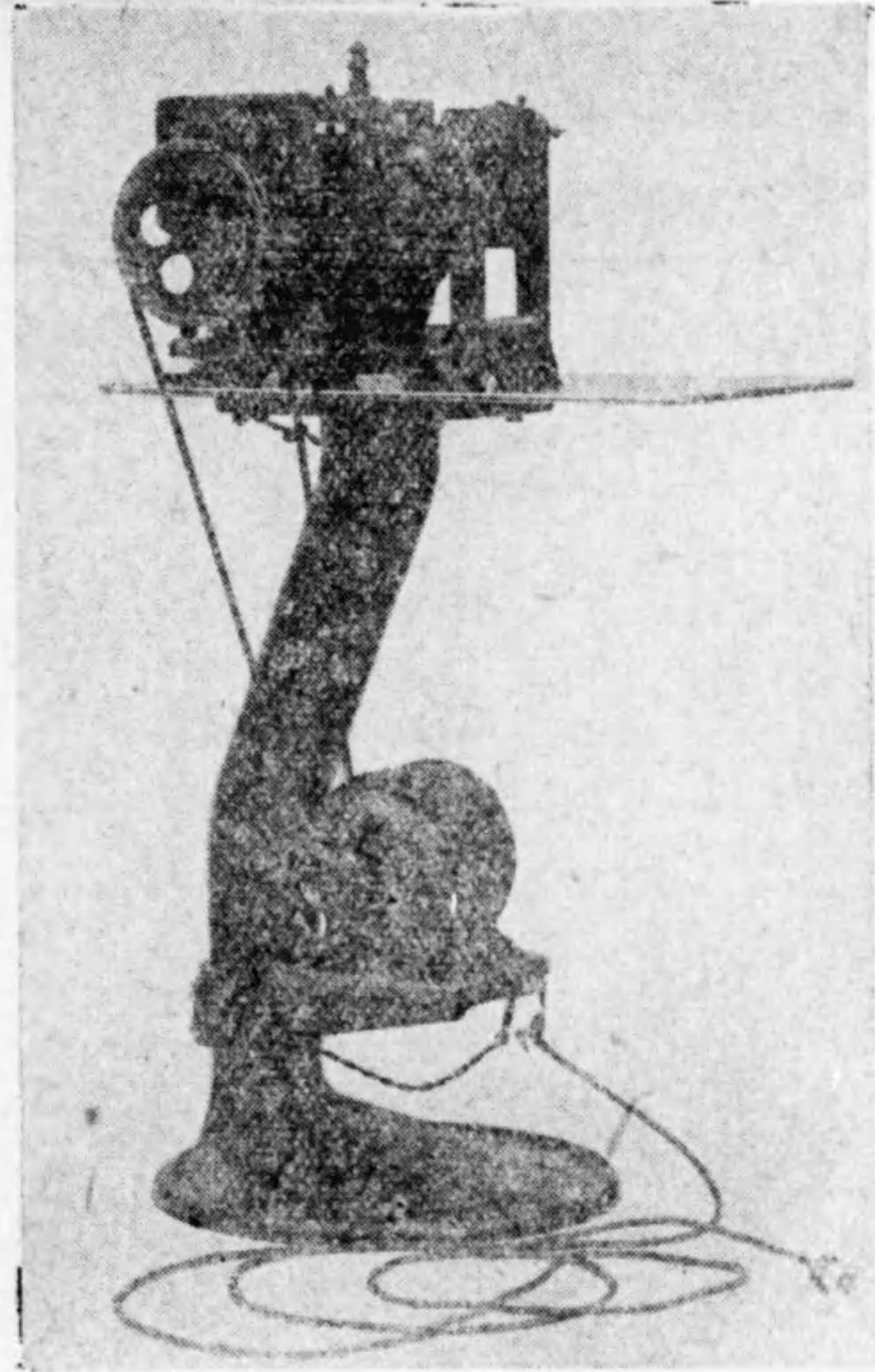
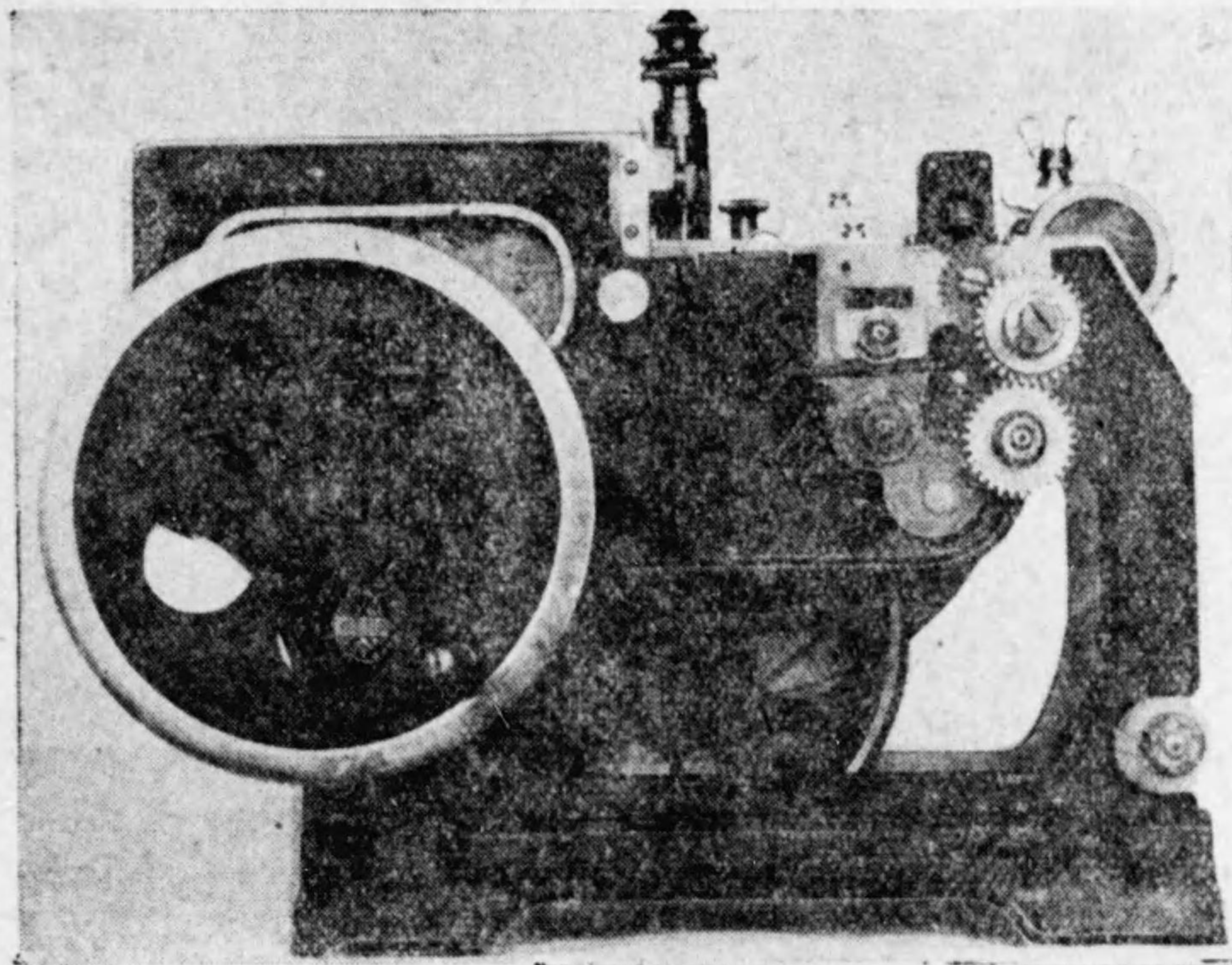
機印押式川平用動電



機印押式川平用動手

(ホ) 大賀式押印機

大賀式手動機(上)と同電動押印機(下)

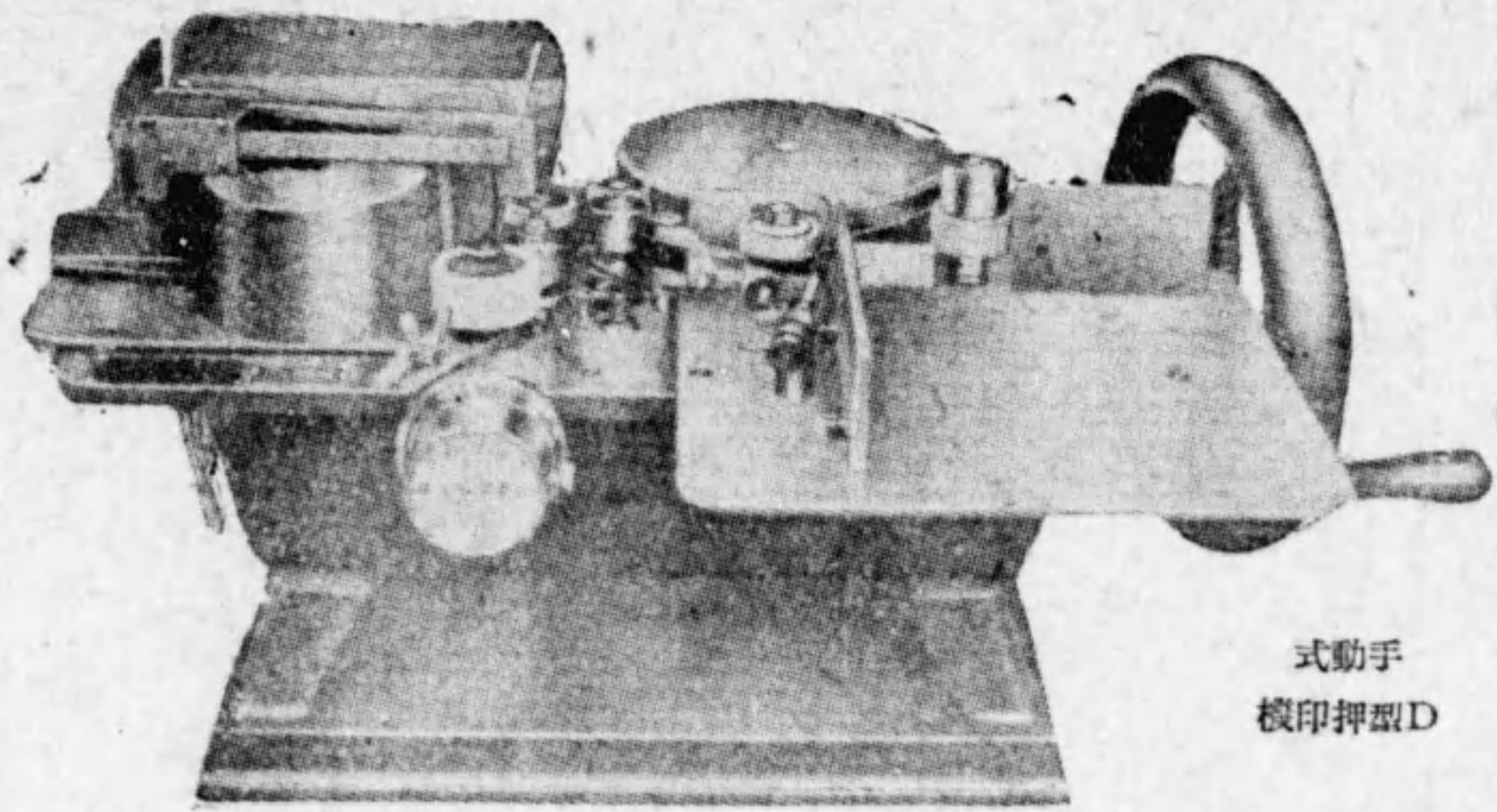


大賀式自動消印機印影



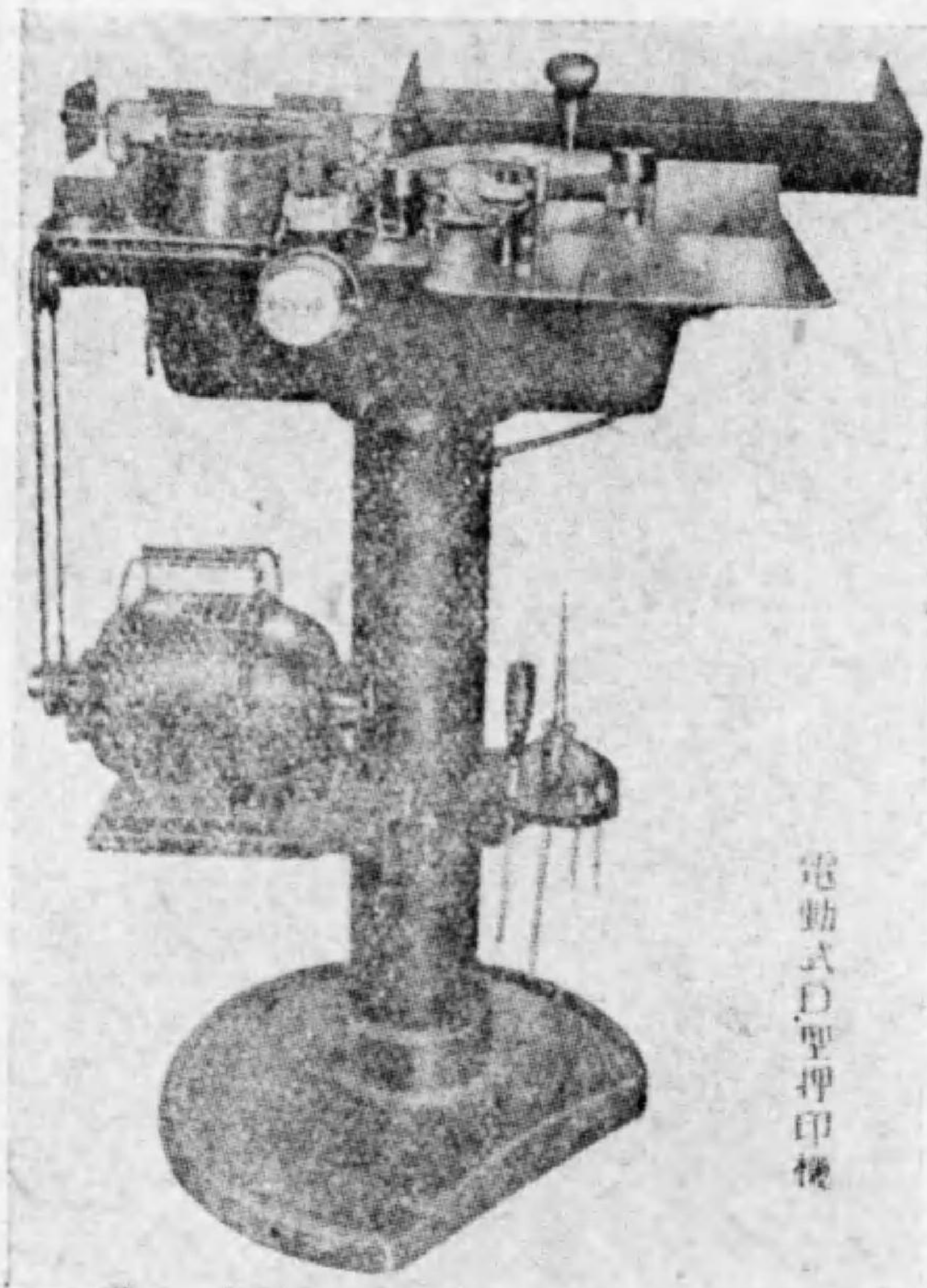
技工大賀福次郎氏は最初林式押印機の完成を援助し、引續き動力應用の相當複雑な押印機を考案し、大正十三年七月、逓信大臣前田利定の名により特許第六萬九百十二號を得、其の後、D型の長所をも採り入れ、恰度D型の堅軸式

式動手  
機印押型D



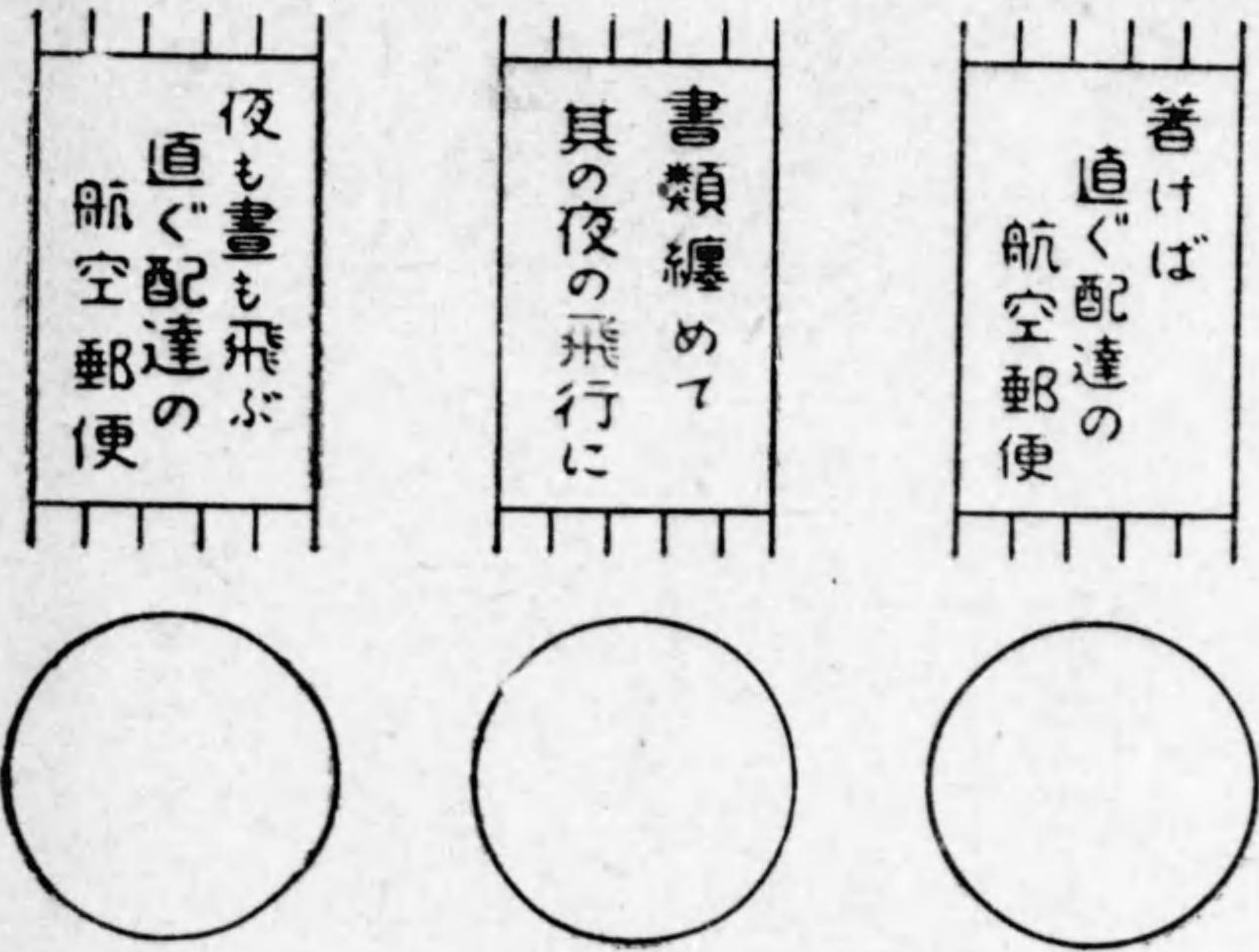
なるに對し横軸式となし、單に葉書のみならず無封書狀乃至封筒の堅牢なる第一種郵便物にても差支へなく鮮明に押印することが出来、且つ其の價格もD型の半額以下で出来るので之を使用することとなり、昭和十五年三月末現在では二二一臺が、電動、手廻兩用にて使用され、其の印影はD型と何等區別し得ないものを使つてゐる。而して其の動作はD型と殆ど同様にして、堅軸と横軸との差ある外油タンクを使用せず、全部注油式である。其の外観は前圖の如くであるが、製作上の缺點によるか、時に運轉上故障を生ずることのあるのを遺憾とする。

電動式D型押印機





影印機印押型D



影印入句響の機印押型D

(へ) D型押印機

郵便物の増加率、就中年賀郵便の数は年毎に著しき勢を以て増進し、不完全、且つ配付少き林式押印機を以てしては到底敏速なる處理を期し難く、更に優秀なる押印機を必要とするに至り、先づ北米合衆國郵政廳の媒介を経て紐育市なるユニバーサル・キヤンセリング・マシーン會社の製作に係るD型押印機を採用することとなり、大正八年の秋、之を購入し、其の年の十一月から使用することとなつた(翌九年十月から波線七條を六條に、局名の横式を豎位置に改む)。而して當時、製造會社は其の組立及使用方法に就き指導技師を派するにあらざれば困難なるべしとのことであつたが、逓信博物館に於いて考究の上、其の組立を了し、東京及大阪市内の三局に實地使用せしめた。

D型自動押印機の能率は頗る高く、業務運行上、其の効果は著しきものがあつたので、之を普及せしむることとなり、引續き購

入せる外に、昭和七年より同十年に至る間に之を國産として電動用約三〇〇臺並に手廻用約六〇臺を製作せしめ、昭和十五年三月末現在、本機の使用数は約七六六臺の多き盛況にある。

(ト) 自動給墨器



器墨給動自

元來D型押印機といへども肉汁は之を時々フェルト轉子に滲み込ませ使用する構造であるが、頗る手数を要するので、垂直スバイラル軸を利用し、遠心力によつてフェルト轉子に附墨する自動給油装置を考案試作し、幾度か改造の後、効果頗る顯著なるものを完成し、東京市内の京橋、淺草、品川其の他の各局に試用せしめてゐる。

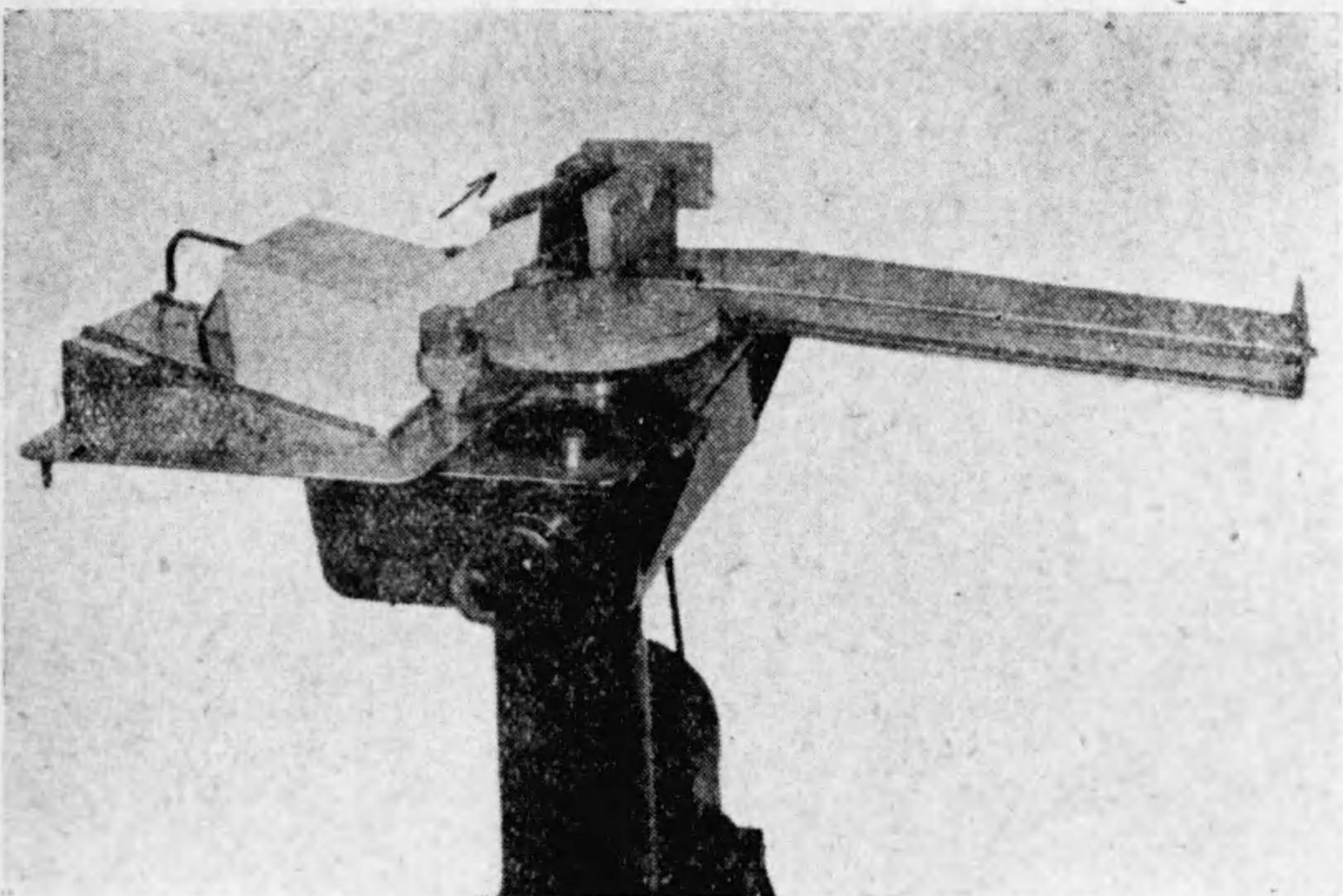
四、押印機の實地指導竝に保守

林式押印機を最初に使用せし當時は、之が製作上未だ充分ならざりし點もあつたため、使用に先だち故障頻出したので、當博物館から部分的修理材料を携帶、各所へ巡回して其の調節をなすと云ふ狀況であつた。其の後、D型及大賀式等が多數全國各局に使用されるに至り、毎年、年末は公休を全廢出張し、押印機の調整指導をなして來た。

五、押印機部分品の代用品化

昭和十二年、日支事變の勃發以來、物資節約、延いて金屬代用品の研究は忽せにし得ざる重要な問題となつて來たので、押印機部分品中、眞に作用上已むを得ざる材質は別とし、其の他の部分品に關しては出來得るだけ金屬の代用品を考究しつつあるが、昭和十三年度に於いてD型押印機部分品第四七、第七七、第一二七、第一二八、第一三六、





送込器を備せたるD型押印機

第一三七、第一三九號各五箇づつ合成樹脂を以て代用品を試作し、引續き試験中である。

尙、ギヤ類及活字類も既に合成樹脂に依る代用品を試作し

實用に供してゐる

が、成績良好のやう

である。其の他の部

分品に就きても、例

へば脚部、臺、プー

ー等の如きは代用品

化し得ないわけでは

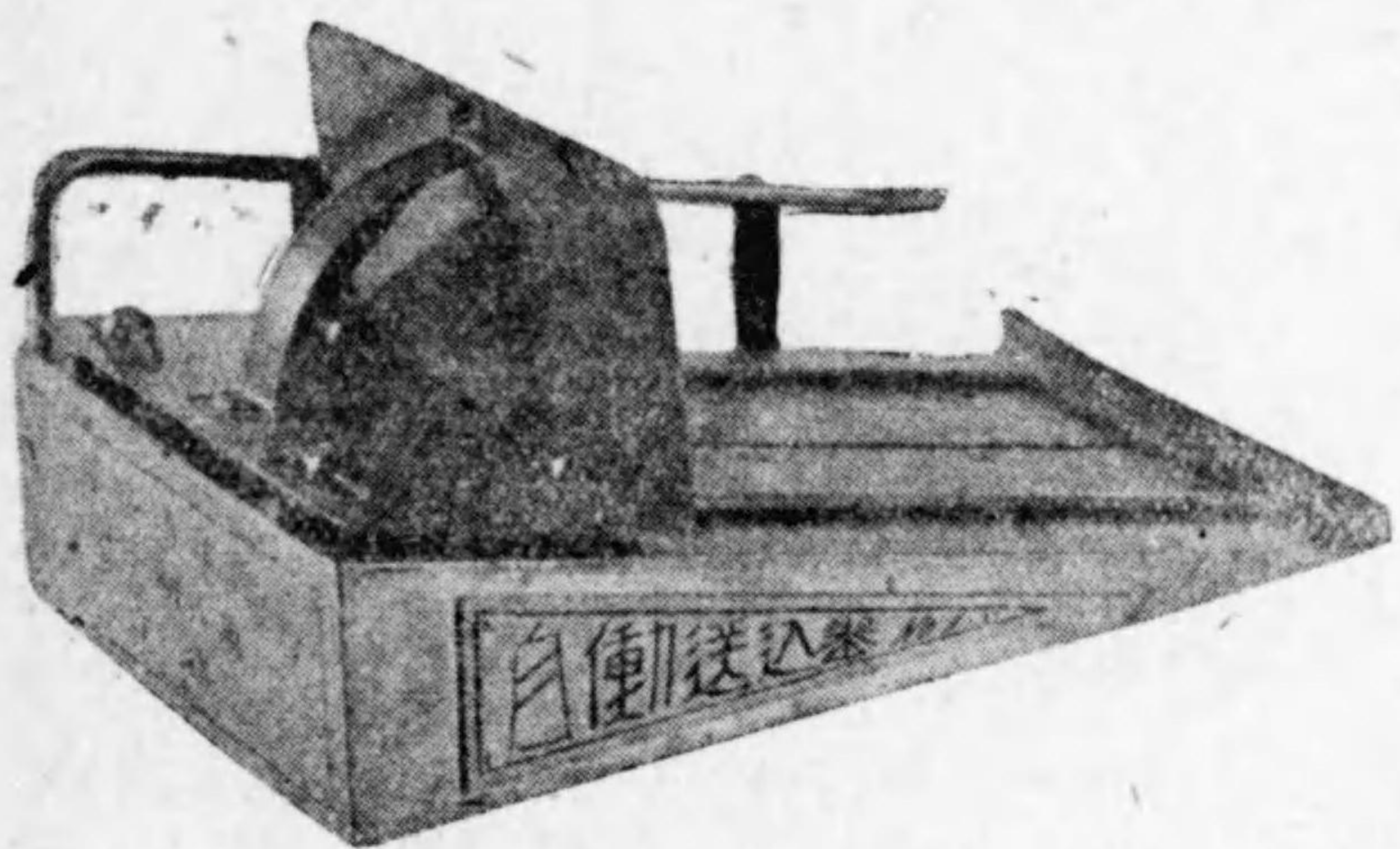
ないが、いづれも餘

りに不經濟なるため

未だ實用の運びに至

つてゐない。

六、D型押印機  
の部分的改良

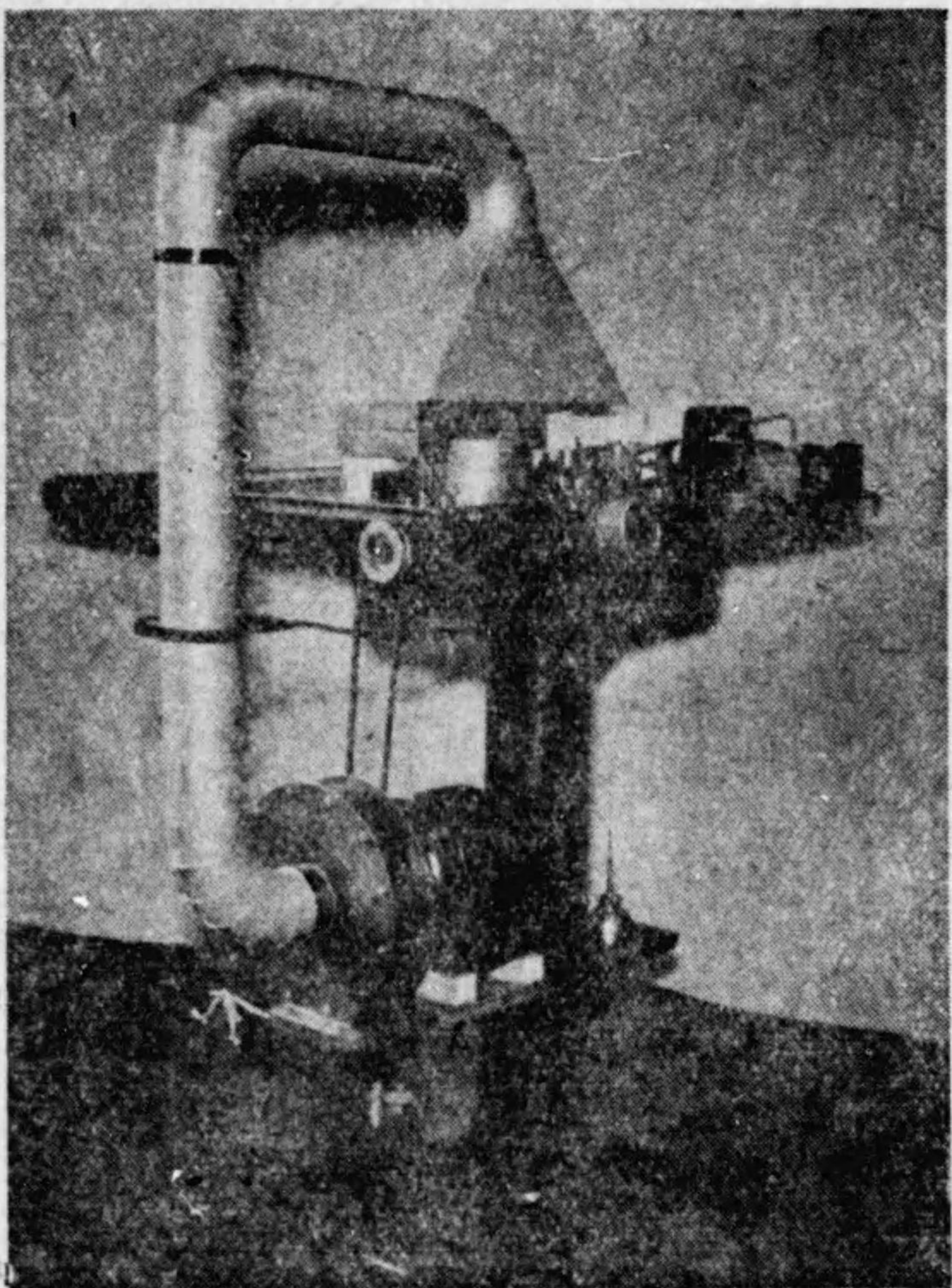


自動送込器

D型押印機の葉書受板(一〇一號)は、從來長きに過ぐる嫌ありしたため、之を四五〇耗に短縮し、使用材料の節約と同時に使用上の便を圖つた。又、同機の葉書繰込みには指頭を以て之を行ふべき必要上、押印中は取扱者が機械を離れること能はざる不便があつた。此の不利を除去すべき目的を以て、當館技工新部市五郎氏が、昭和十三年五月考案試作し、同六月十六日大臣名により出願し、同十四年五月廿二日、實用新案登録第二六八一〇八號を以て登録せられた。

七、押印機の除塵装置

自動押印機は相當の高速度を以て郵便物を連續繰出すを以て、各轉子間及トリップの先端附近より非常に多量の微塵を飛散し取扱者は呼吸の都度直接之を吸引するのみならず、機械の附近にも飛塵浮遊し、非衛生的なりと認めらるるにより、之等の飛塵を上部に吸収し、下部の密閉部に放出すべき上圖の如き除塵装置を昭和十四年六月、考案試作し、實地運轉試験したところ、除塵効果顯著なるを認められた。



除塵装置

三、郵 便 函

明治四年三月事業創始當時より現在に至るまでの郵便函（掛函、柱函）の形状様式等には幾度か變遷があつた。之に關し、考案、改良又は試験をなしたる事項は以下示す通りであるが、市内地と市外地との郵便函は、之に投入する郵便物の數量に於いて甚だしき懸隔あるのみならず、其の體裁も亦之を同一にする必要もないので、建設の初期より大體に於いて、市内に建設するものと市外に建設するものと二種に分れてゐる。

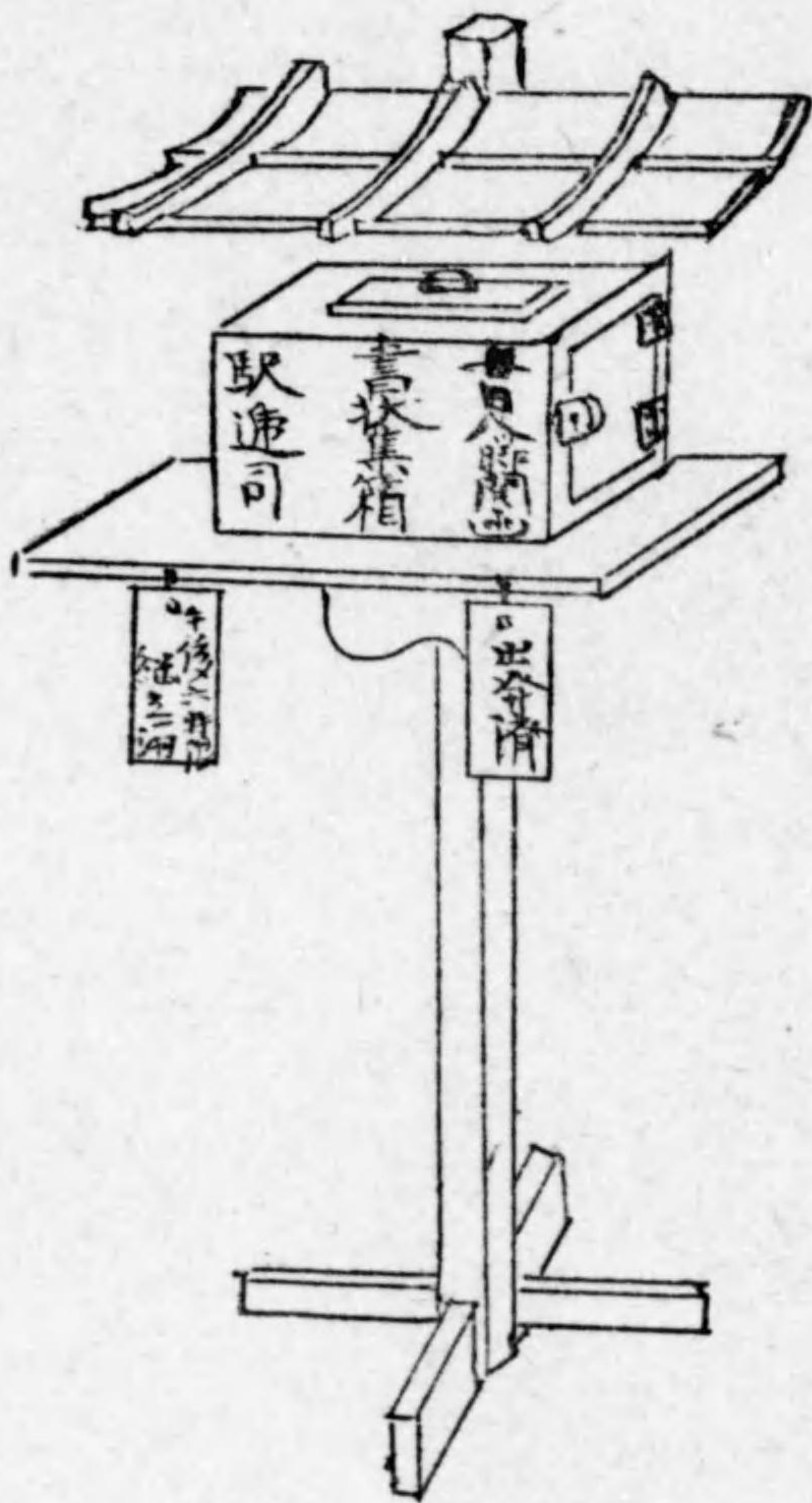
即ち原則として柱函は市内地に、掛函は市外地に設置されることに定められてゐるが、市内地といへども停車場構内の如きには掛函を設置されてある。

現行郵便柱函



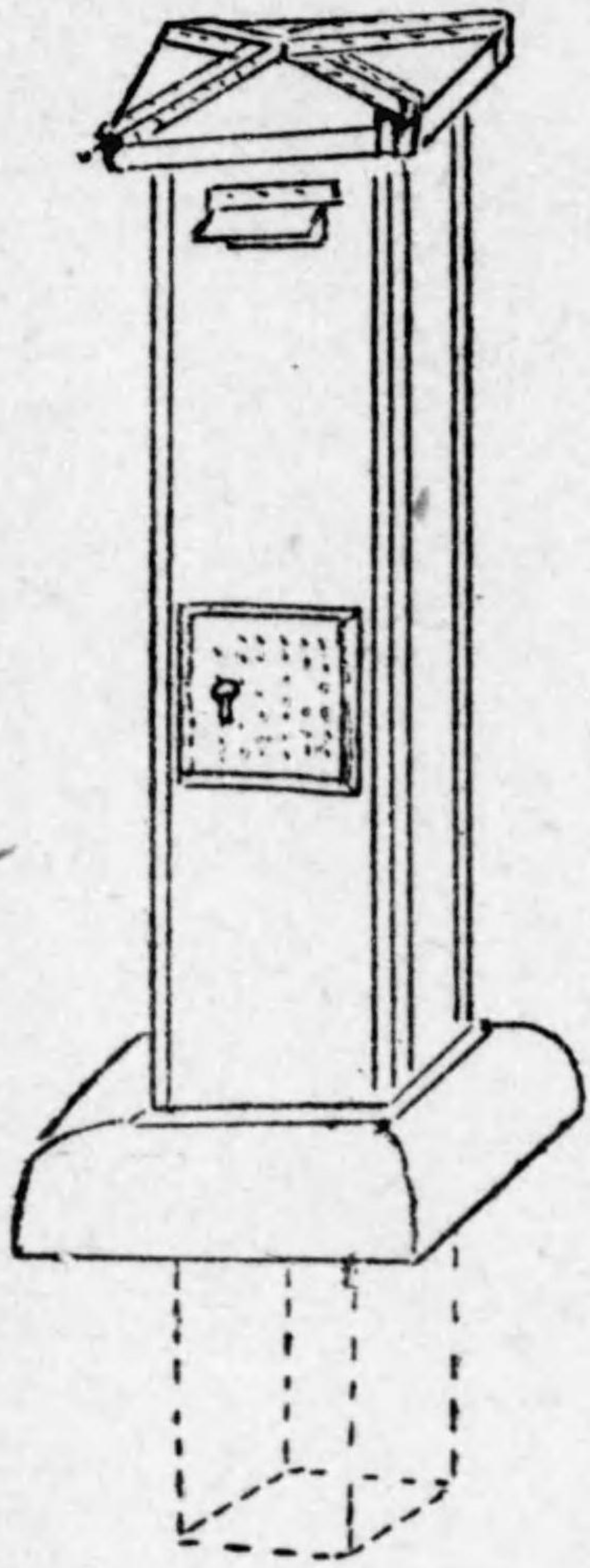
一、市内へ建設の郵便柱函

明治四年三月設置



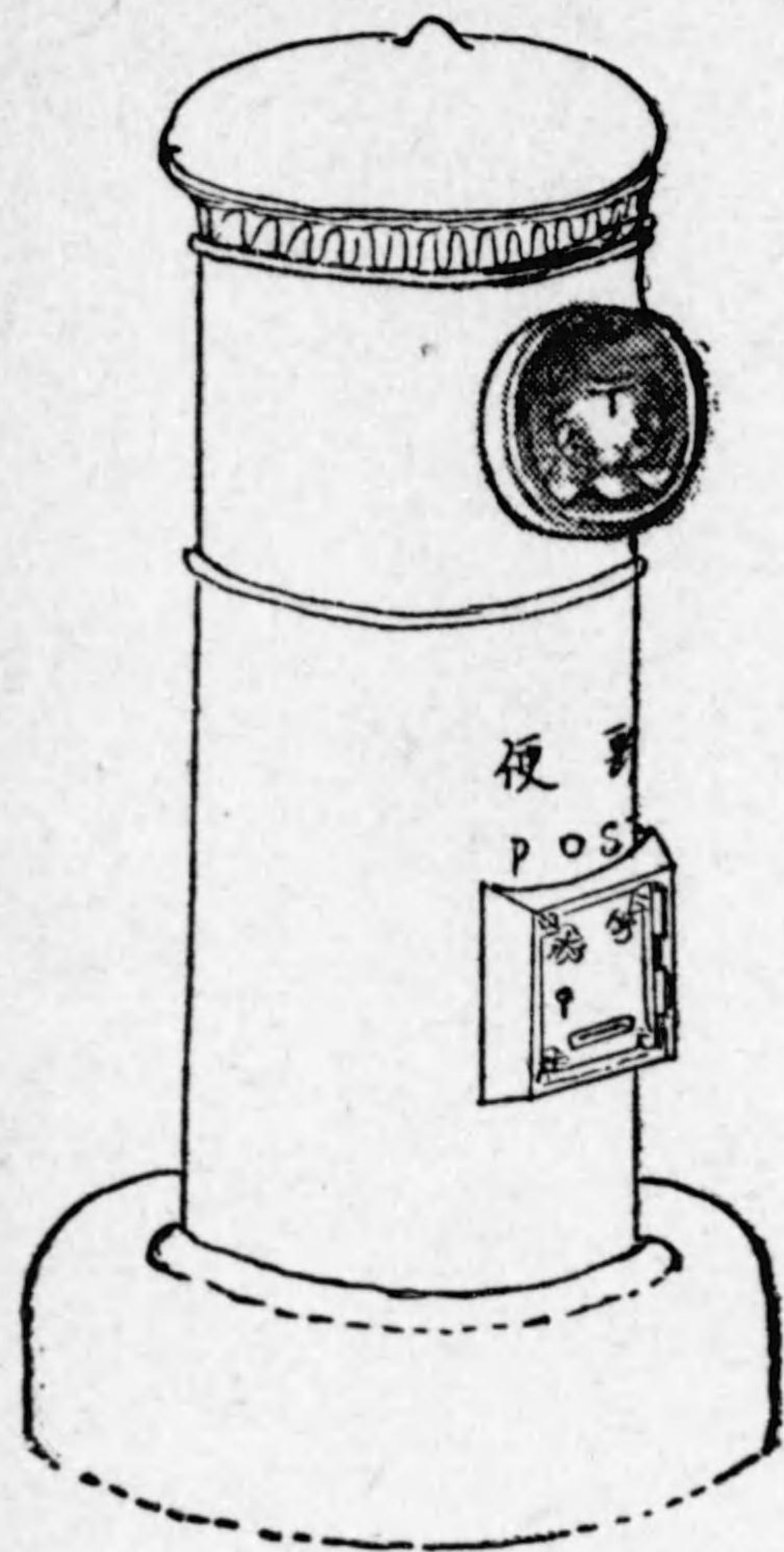
材料は日本檜にして白木のまま使用す。書狀集箱の隅々には鐵板にて圍を堅固にせり。最初、東京市虎の門及四日市、兩國橋其他十一箇所に設置したり。

明治五年設置

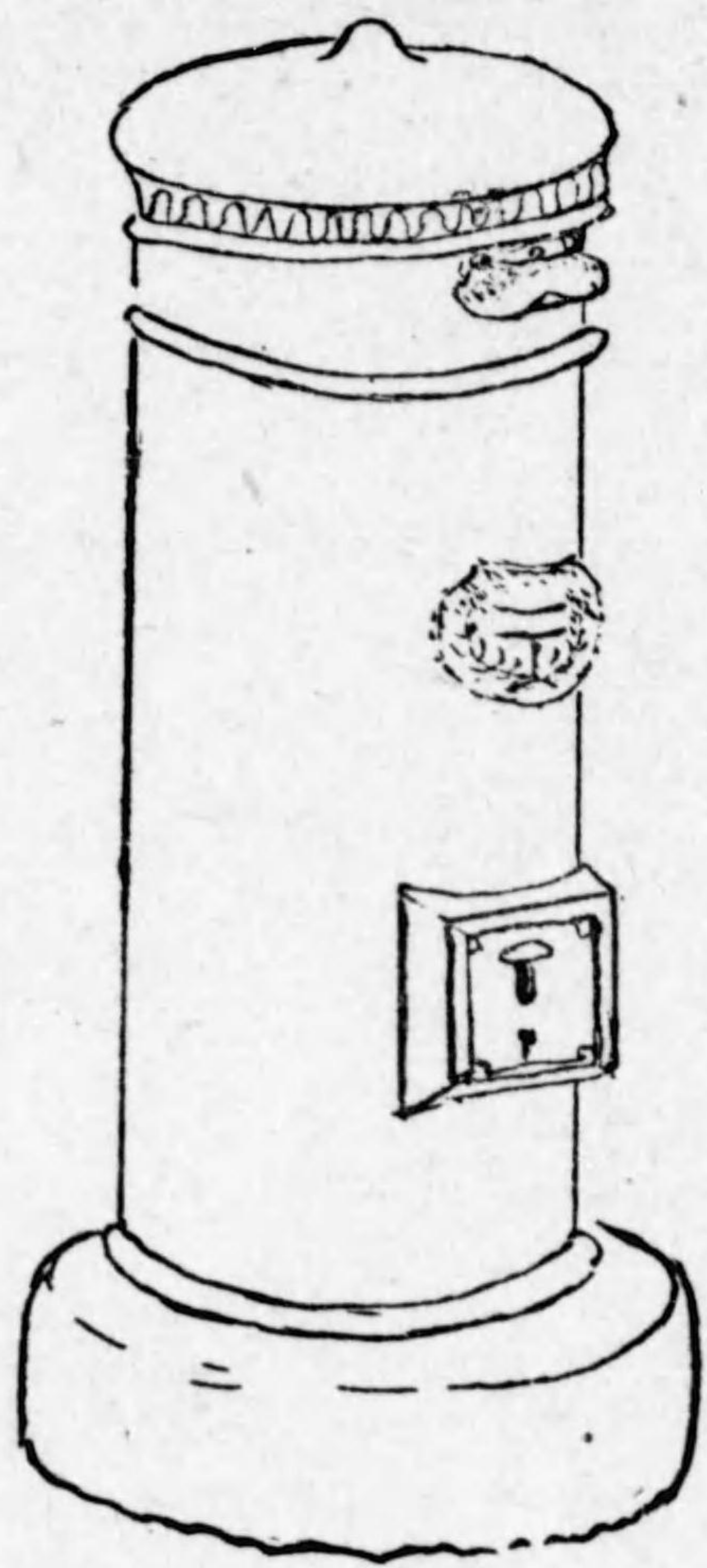


材料主として檜を用ひ、覆笠は櫛、何れも隅々を鐵板にて圍み根臺は徳山石を用ゆ。根石より地下へ五十程位埋む。根石より上は黒色塗とせり。

明治十四年十一月改正



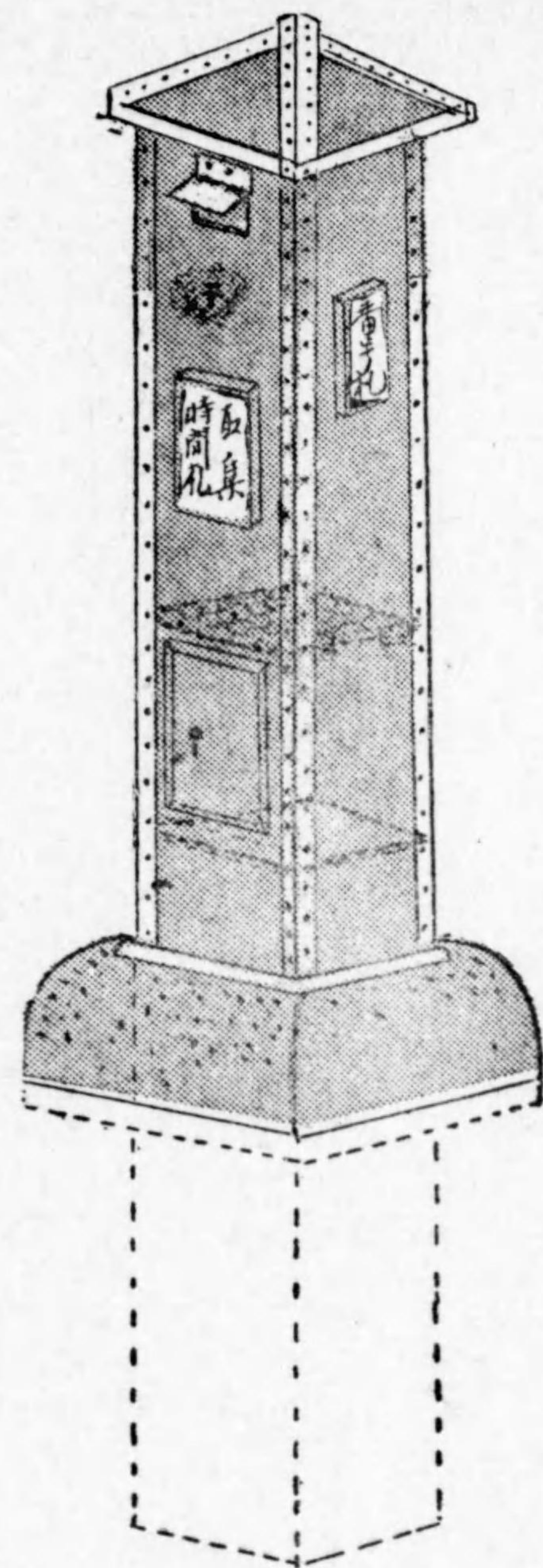
明治十四年十一月改正



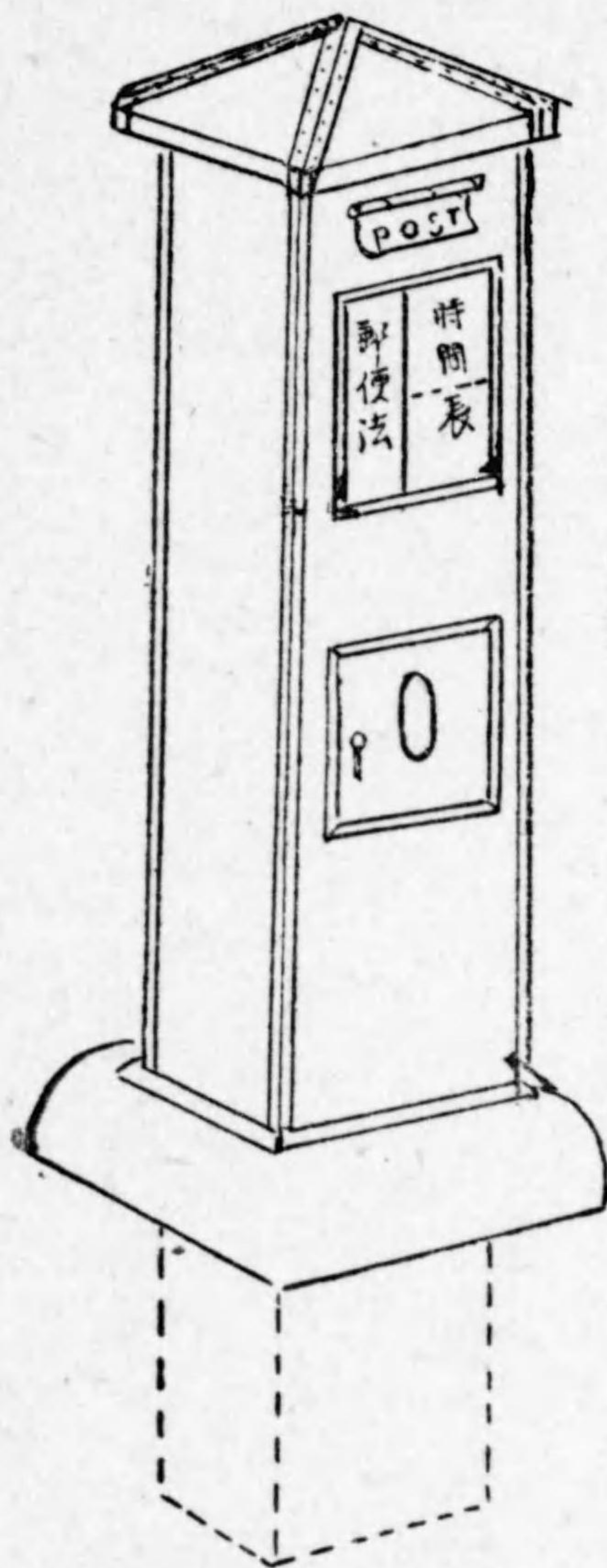
材料は根石の外全部鑄鐵にして盜難豫防装置を考案し、差入口を回轉蓋に改良したり。

材料は根石の外全部鑄鐵にして丸形となし、根石は地面より僅か五種位埋めて建設し色は朱塗りとす。但し徽章及差入口は金色を塗る。毎年一回宛ペンキ塗替を施さば多年使用に耐へ得る様なせり。

明治二十年七月改正



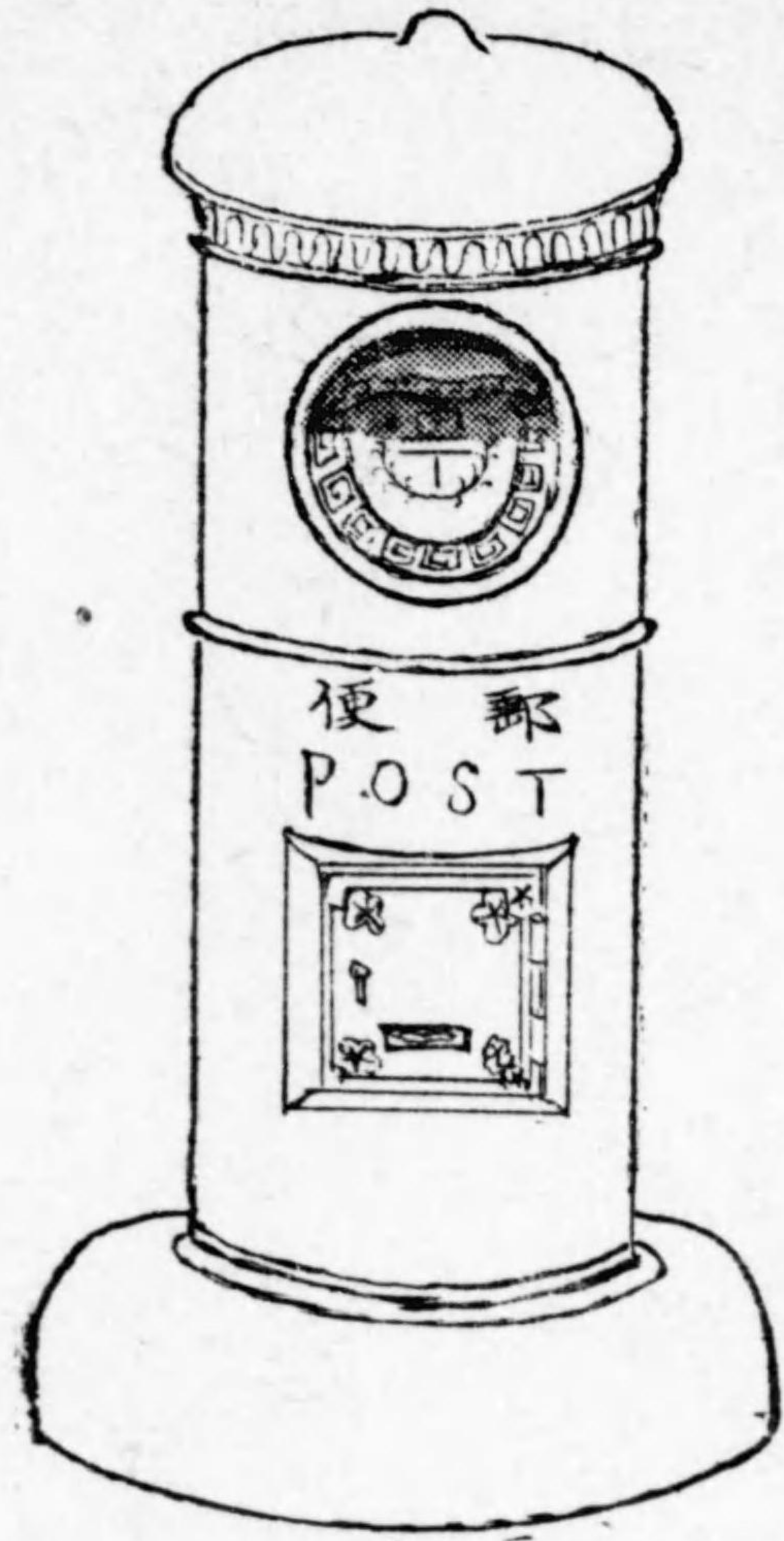
明治三十五年改正



全長高さ六尺、四方九寸角檜材總黒ペンキ塗。兩内には鐵網棚を設け、釣留上下自在に製し、濕氣の豫防とせり。徽章は白ペンキにて摺込とす。

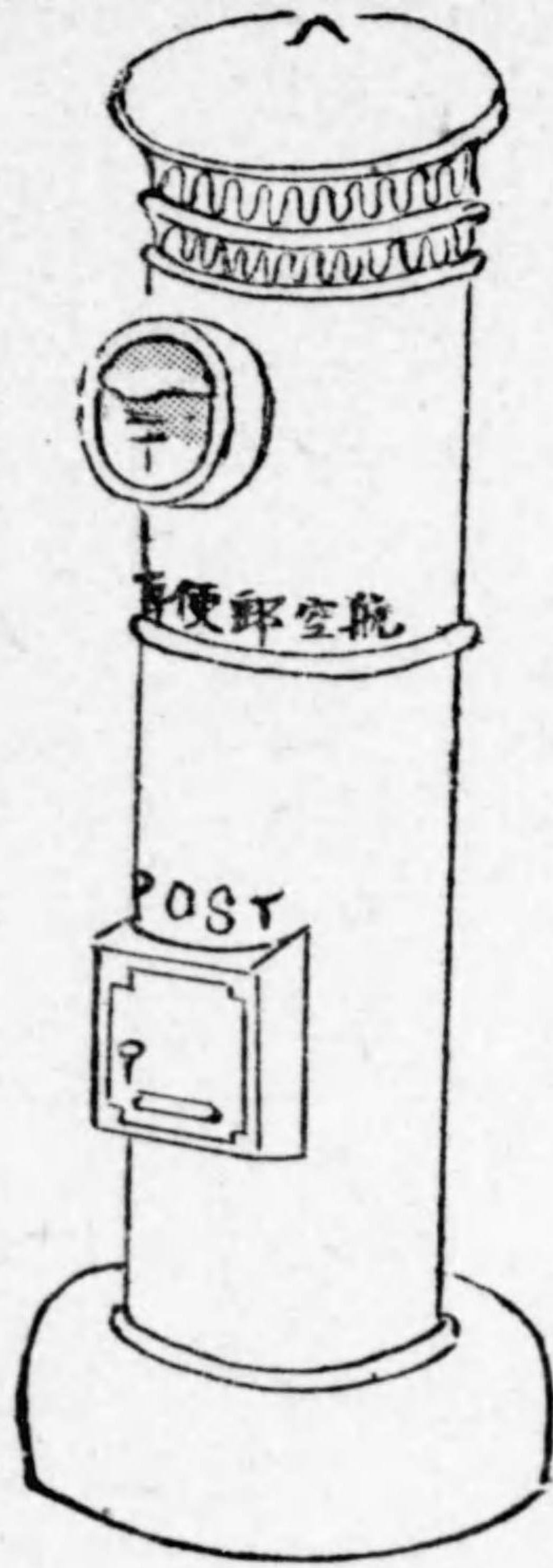
材料は二十年改正のものと同じにして箱の正面上部に取集時間表を取付くる装置となし、差入蓋と開閉扉は鑄鐵とす。扉の中央に取集用の便札挟みを取付たり。地中へ五十種埋むるため、場所により下水蓋其の他の關係上、切手賣捌所より遠距離の所へ止むを得ず建設することありたり。

明治末年改正



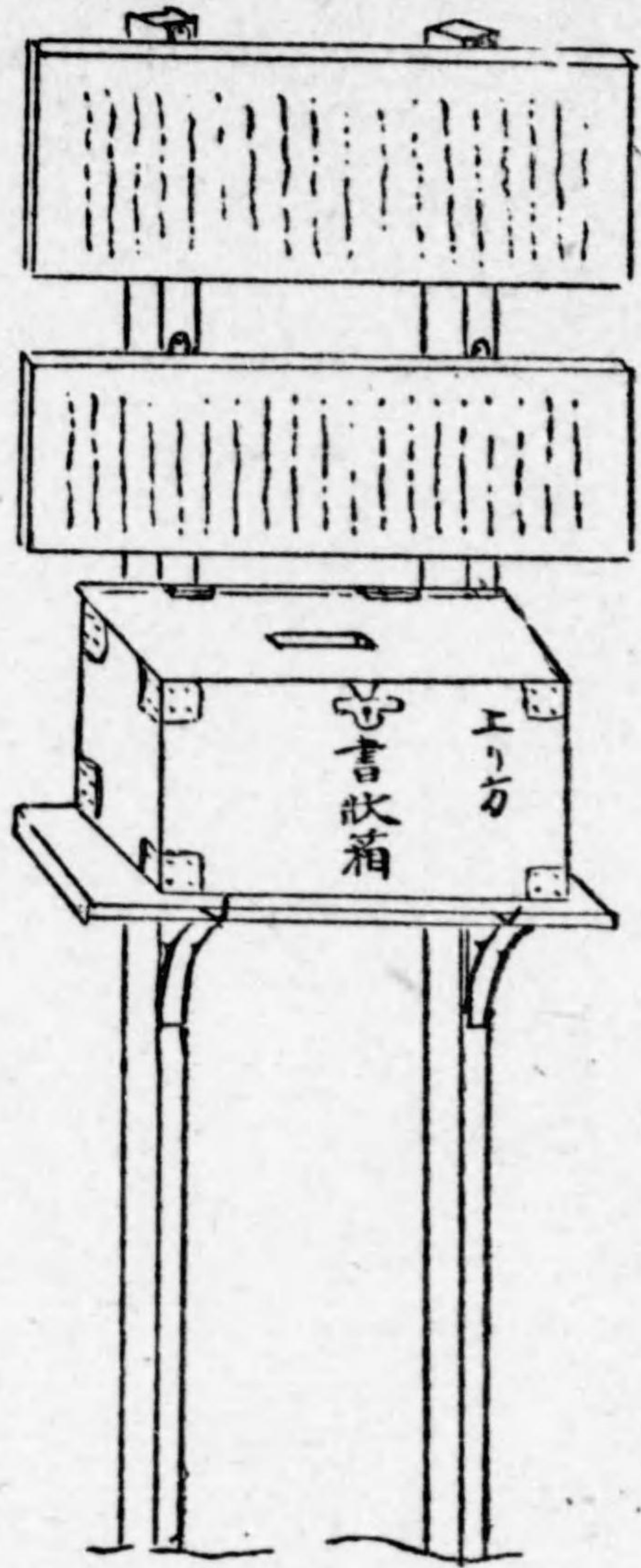
材料は前圖のものと同じにして差入口の回轉を廢止し、兜前庇形の差入口覆を固定取付たることにしたり。

昭和四年四月新設

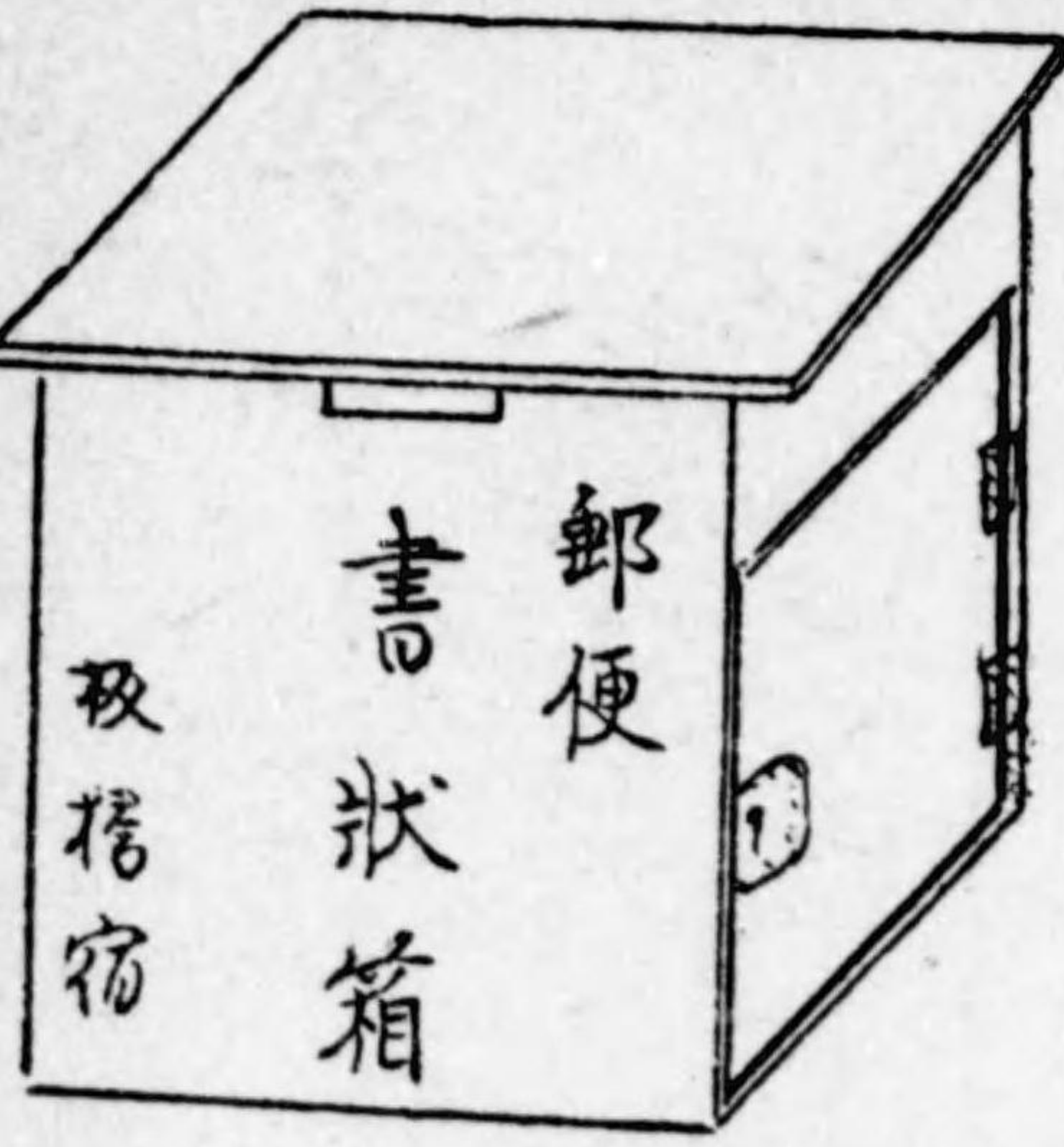


航空郵便専用の目的を以て新造す。材料は根石の外全部鑄鐵にして差入口は前圖と同じ、塗色は空色とす。

二、市外設置の郵便掛函

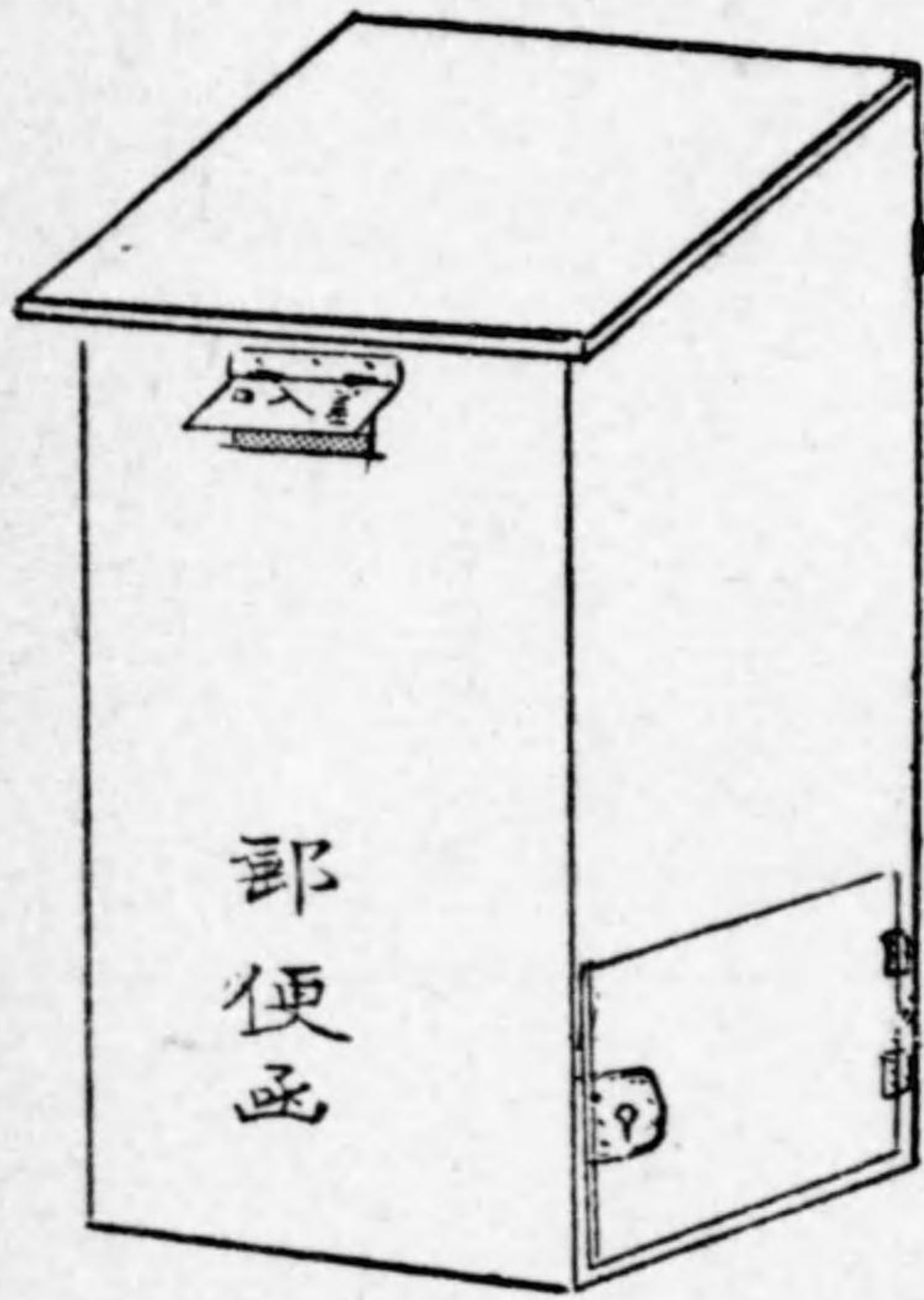


明治五年設置



材料は主として杉材を用ひ白木のまま使用す。箱の横側へ開閉扉を裝置せり。差入口には蓋覆の設備なし。

第五章 事業 周知



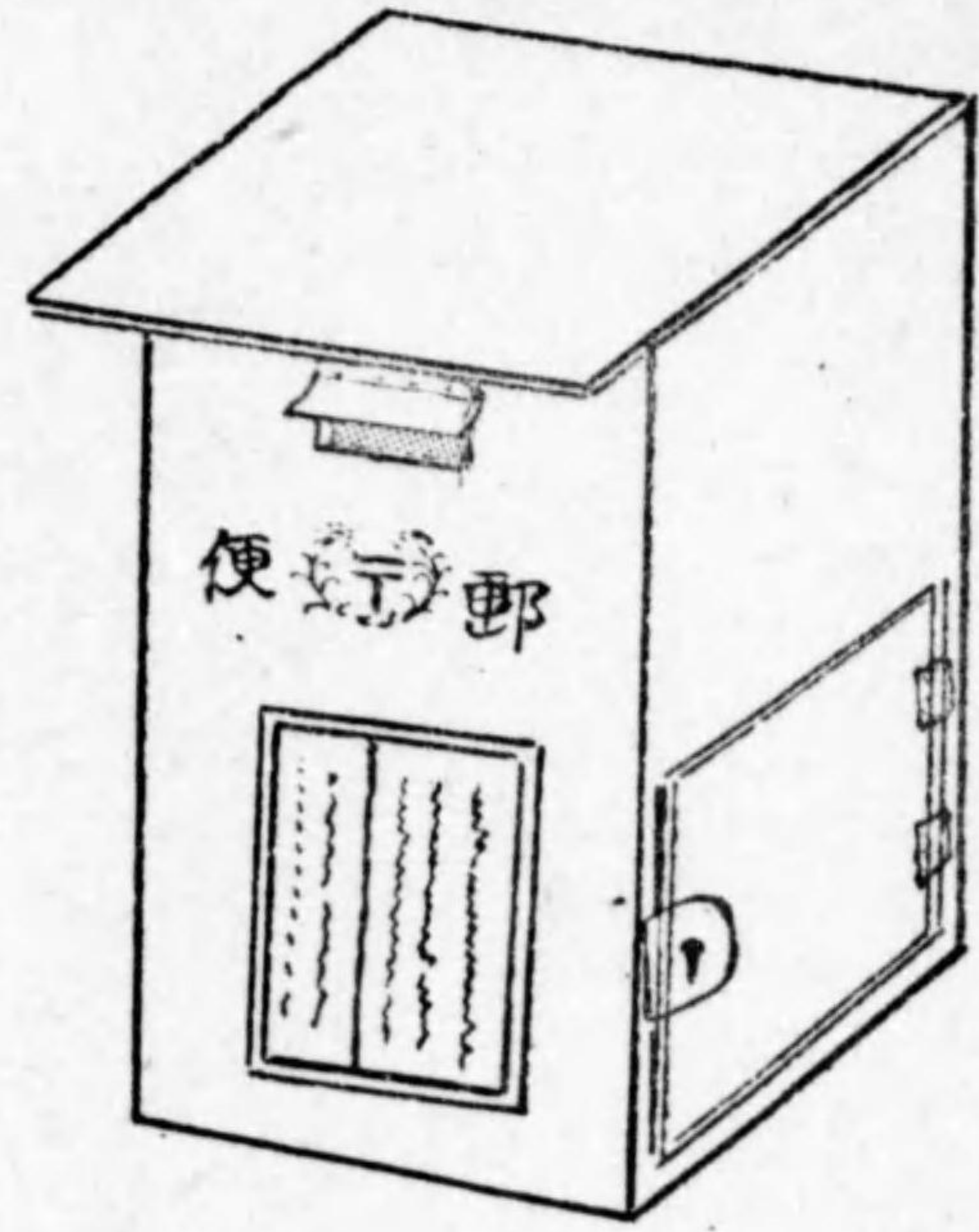
明治十五年改正

材料は杉又は檜を用ひ空色に塗り正面へ郵便函と白字にて記せり。差入口には薄鐵板の蓋を設けたり。

明治四年三月設置

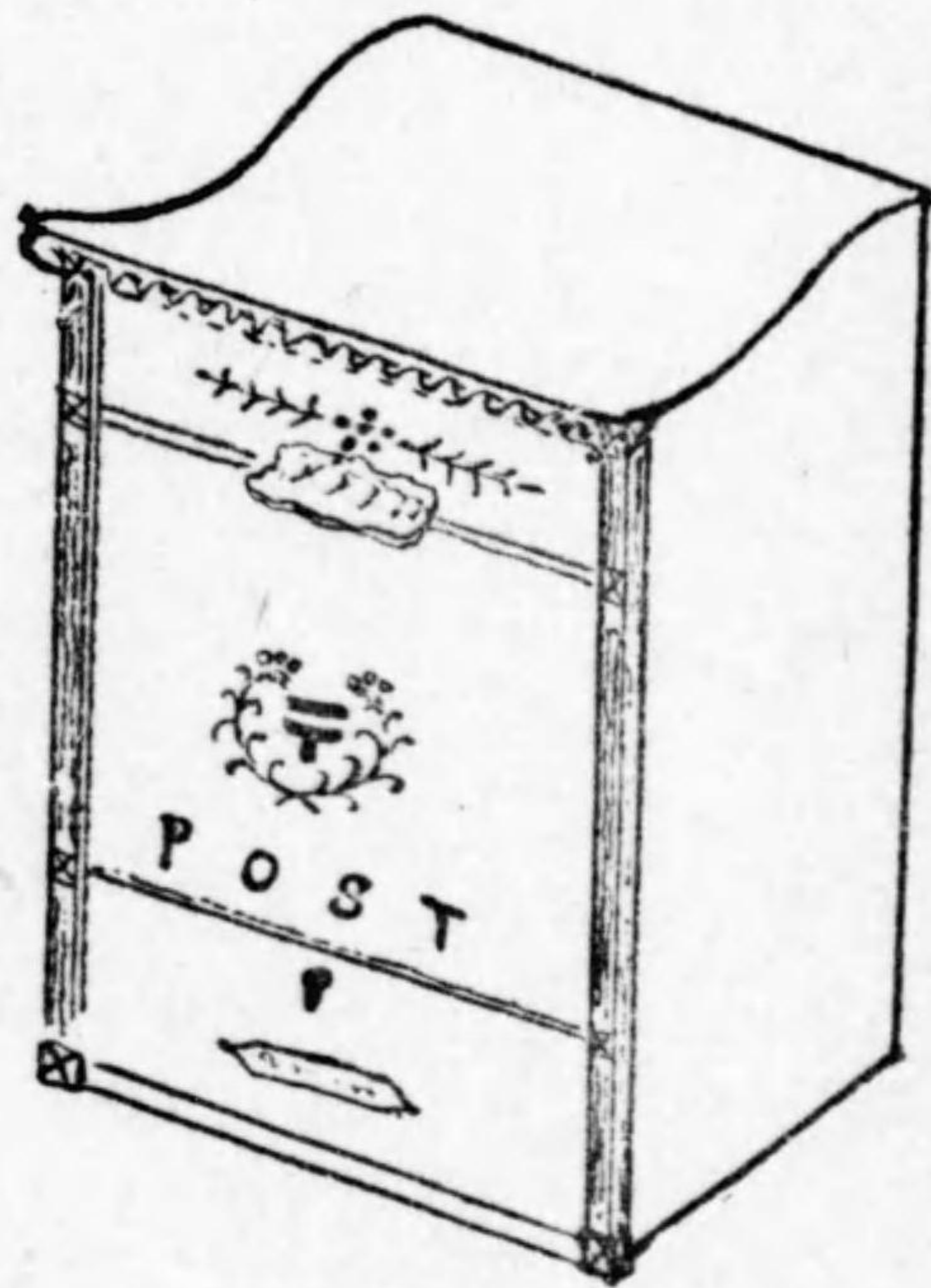
材料は日本檜にて作り白木のままとせり。箱の隅々には鐵板を施し箱の上部中央に差入口を設け取集後は取集済の札を前面に掛け取集人に於いて持合せる木蓋を嵌める裝置とせり。上部掛札は郵便を差出す人の心得書下部掛札は東京大阪往復其の他差立到着の時刻を記せり。

明治二十一年改正



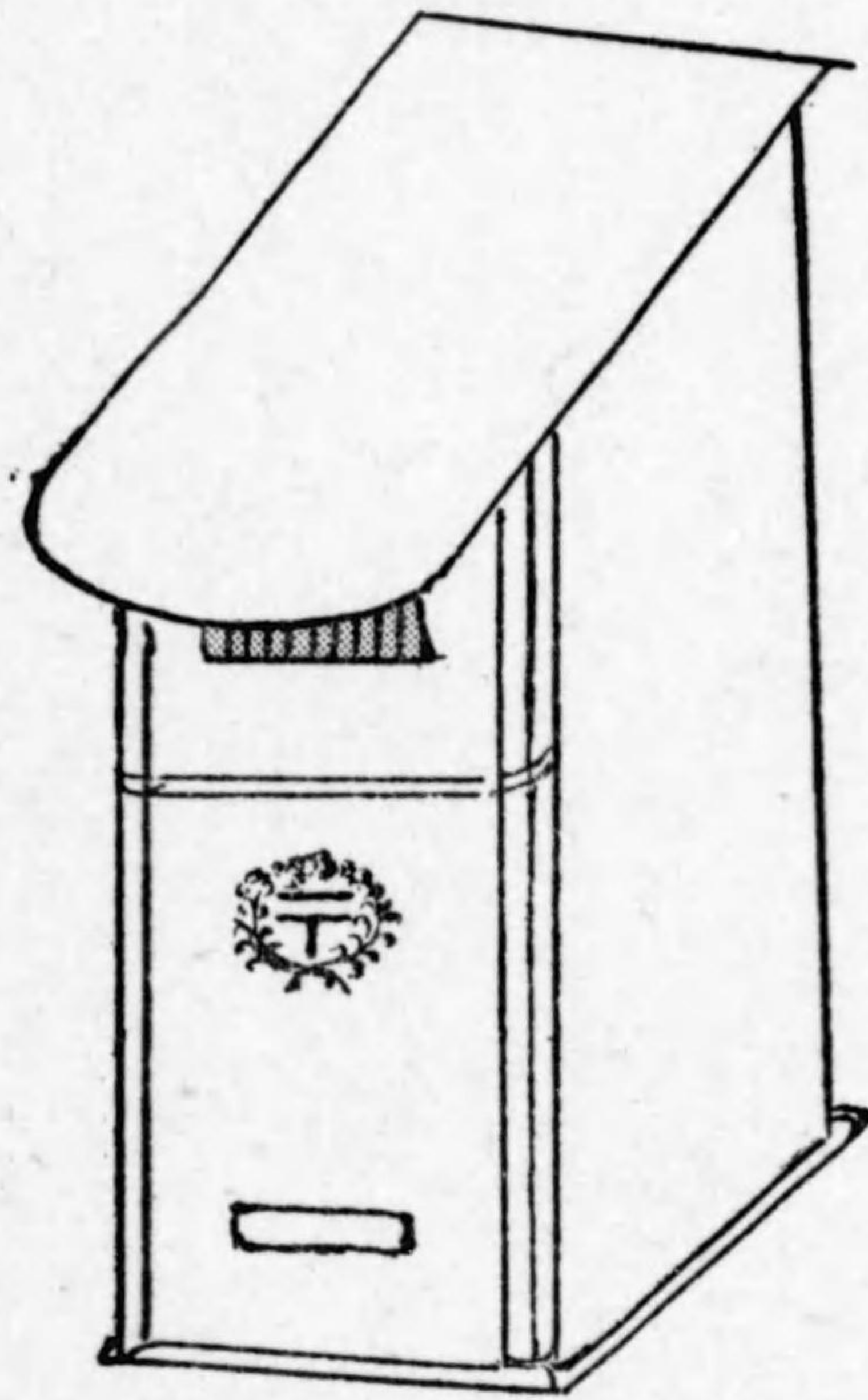
材料は鐵板にて作り、差入口と正面左右の縁飾は鑄物とせり。色は朱塗とす。郵便物投入の際は差入口金を摘みて下へ引き下げ口を開く装置にして手を放せば自動的に元に復する仕組とす。

明治十四年改正

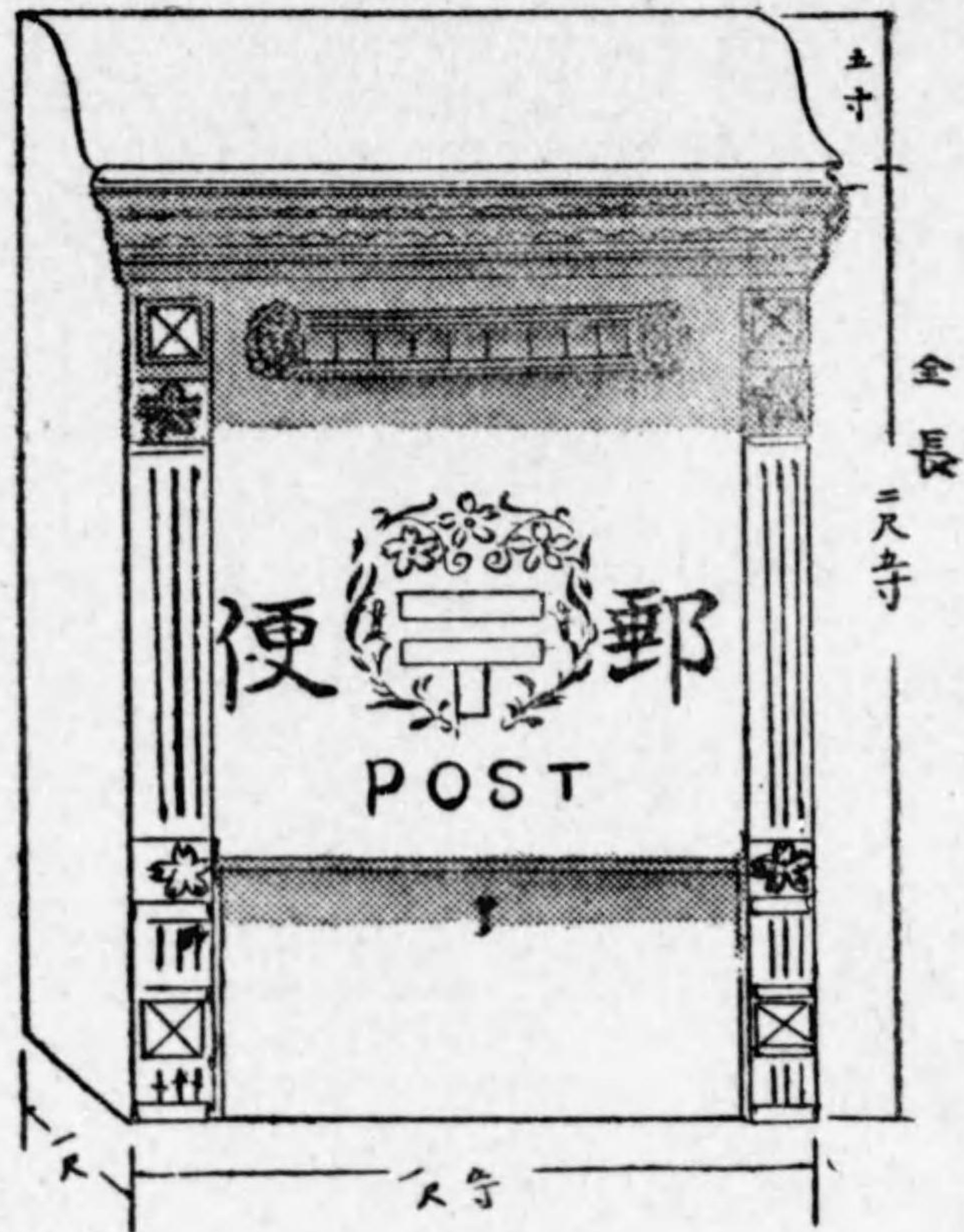


材料は杉又は檜を用ひ、正面へ取集の時間表を貼付し差入口との中程へ徽章を記し、其の左右に如圖郵便の文字を記載し、徽章と共に白色とせり。

昭和六年四月改正



材料は鐵板にて作り、朱塗りとす。差入口は口の内側に短冊形の金札を吊し、正面中央部に徽章を金色にて書き、屋根は約三十度以上の傾斜に改良製作したるため一般公衆の好評を受けつつあり。



大正十五年七月製作

大型にして、郵便物の非常に多き東京、上野兩驛に設置す。

三、郵便函代用品等の研究

昭和十二年七月に勃發せる支那事變の進展に伴ひ、鐵材の使用制限に依り、現用鐵製郵便柱函竝に掛函を代用品と取替ふる等の議あり、急を要する向に對しては木製掛函にて代用せしむることとし、之が仕様書作製し、爾餘のものに就いては代用品に關する調査研究をなした。

鐵製郵便函の代用品としてはコンクリート製、サチナイト製、ストニー製、陶磁器製等が考へられ、之が適否に就

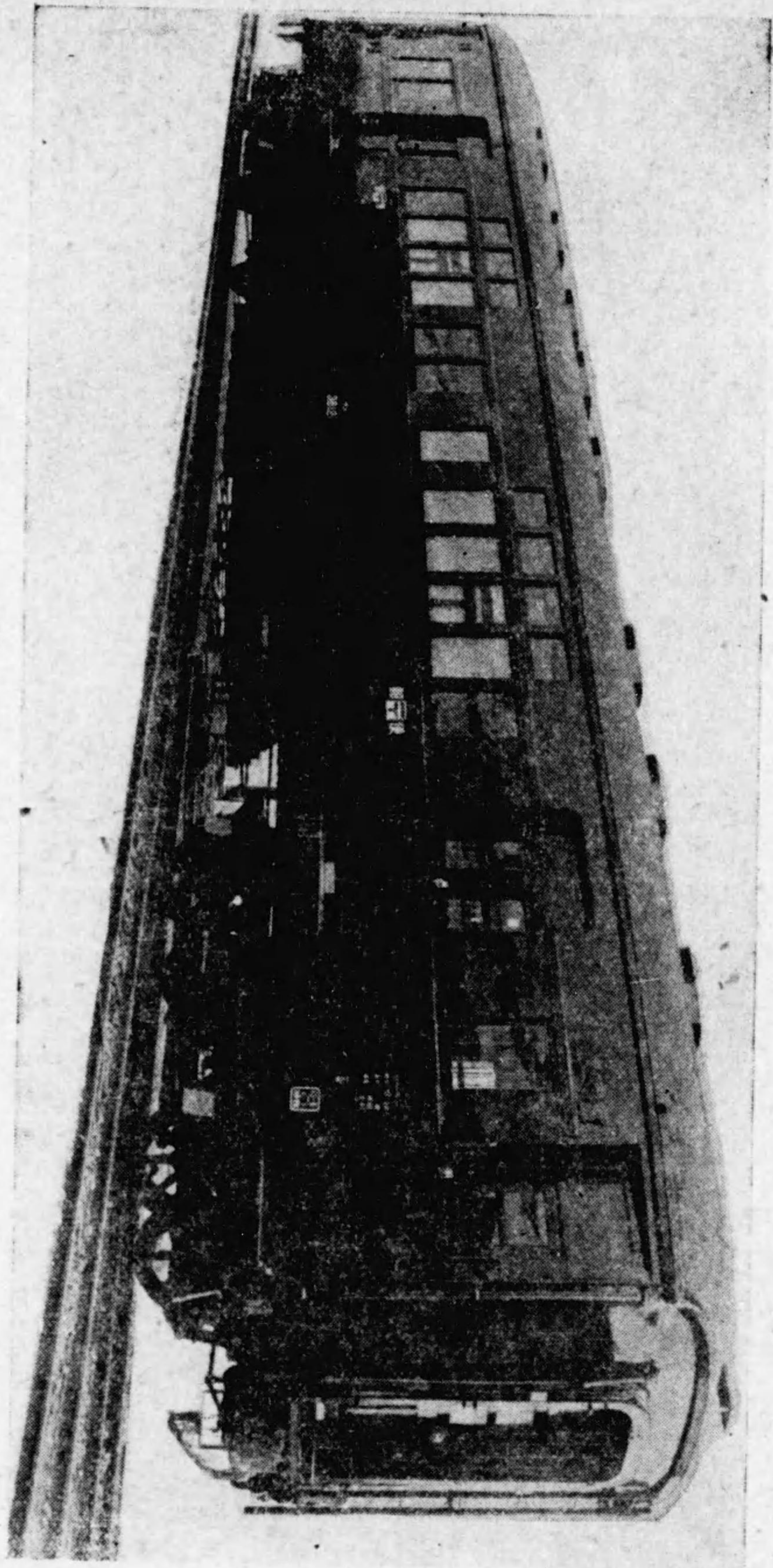
き調査中である。

#### 四、鐵道郵便車

我國に於ける鐵道郵便の起原は、明治五年五月、品川―横濱の列車に郵便物を搭載したるに始まり、翌六年四月から京濱間の郵便物遞送列車に郵便物の護送人を乗務せしむることとなり、此の方法は其の後、約二十年間に亘つて繼續された。従つて此の間に、他の主要鐵道線路にも順次普及されたものと想像される。明治二十五年四月に至り、初めて列車内に於ける郵便物の區分事務が開始された。蓋し郵便遞送に於ける劃期的施設であつて、之と同時に鐵道郵便の従業員は遽かに其の員數を増加した。爾來、年を逐うて事業の増進と共に益々發展擴大し、遂には獨立の鐵道郵便局が設置されるに至つた。

鐵道郵便事務は、初め鐵道發著地點の郵便局郵便課に屬してゐたが、事務の増進に従ひ、或は單獨の鐵道郵便課となり、或は獨立の鐵道郵便局となるなど、再三の變遷を経てゐる。而して其の郵便物搭載車輛も、郵便物少量の時代に於いては普通の客車又は貨車の一部を必要積量だけ仕切つて使用したが、郵便物増嵩するに従つて、其の搭載量多き便又は線路には、専用郵便車を運轉するに至つた。今日に於いては、主要幹線路には殆ど全便専用車を連結せるも、特に郵便物少き便又は支線等に於いては客車を仕切つた混合車を使用してゐる。

郵便車は凡て遞信省に於いて所有するを理想とするが、經費其の他の事情に依つて、當該鐵道の經營者より之を提供せしめてゐるものが多數を占めてゐる。併しいづれにせよ、車室の構造は車内に於ける事務取扱及沿道局との受渡



車 便 郵 道 鐵



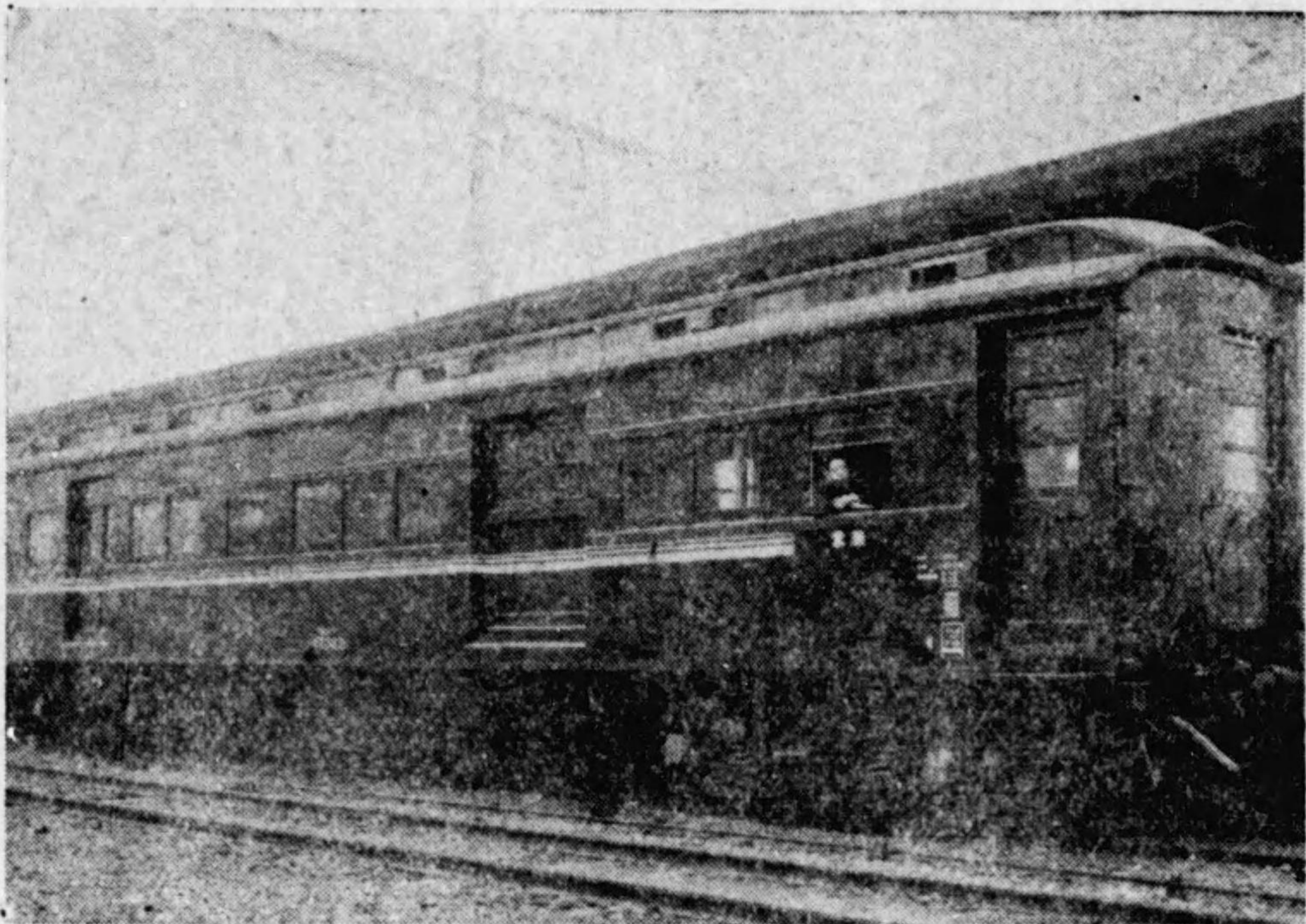
昭和十四年度	3. 郵便車室内模様替へ 4. 網棚の轉設、増設、新設、 引替へ 5. 保護棒の補充	二 四六 一	1. 區分棚の引替及増設 2. 横須賀線室内模様替へ 3. 腰掛張地修理 4. 網棚新設 5. 郵便物取揃臺修理	五〇 一六 二五
--------	---	--------------	--	----------------

而して昭和十四年末に於ける現用郵便車の輛數は次の通りである。

遞信省所有のもの	一〇
鐵道省又は會社所有のもの	六九三
計	七〇三
内 全 車	一〇一
半 車	三八五
半車以下	二一七
休憩室あるもの	五三八
便所あるもの	五四〇

五、鐵道郵便受渡機

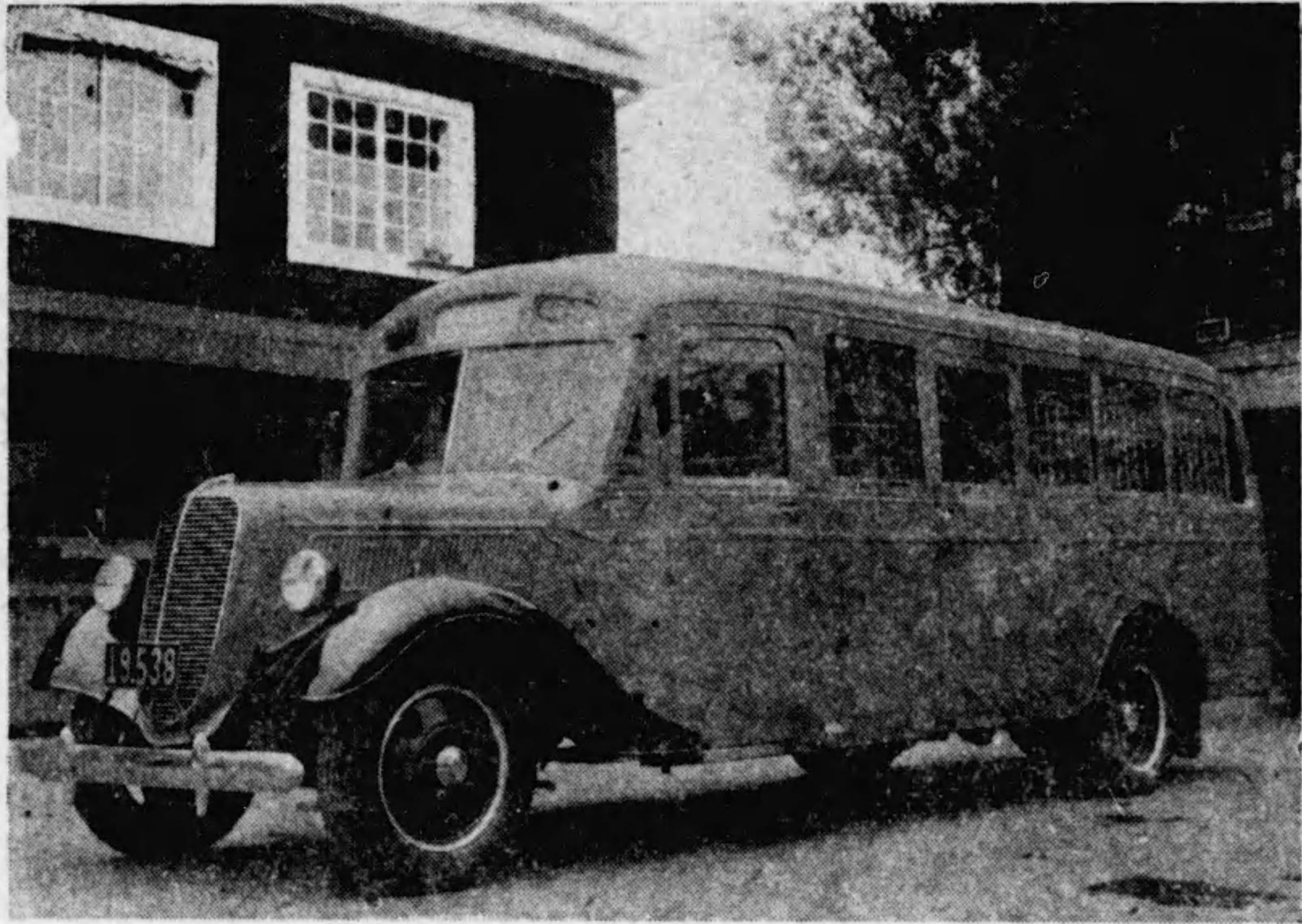
鐵道遞送郵便物の速達を圖るため急行列車の通過驛にて郵便物を受授する受渡装置として、明治四十年頃、時の鐵道院に於いて畑式と稱する機械が考案せられ、次で吉野式機械考案せらるるに及んで之を實用化することとなり、同



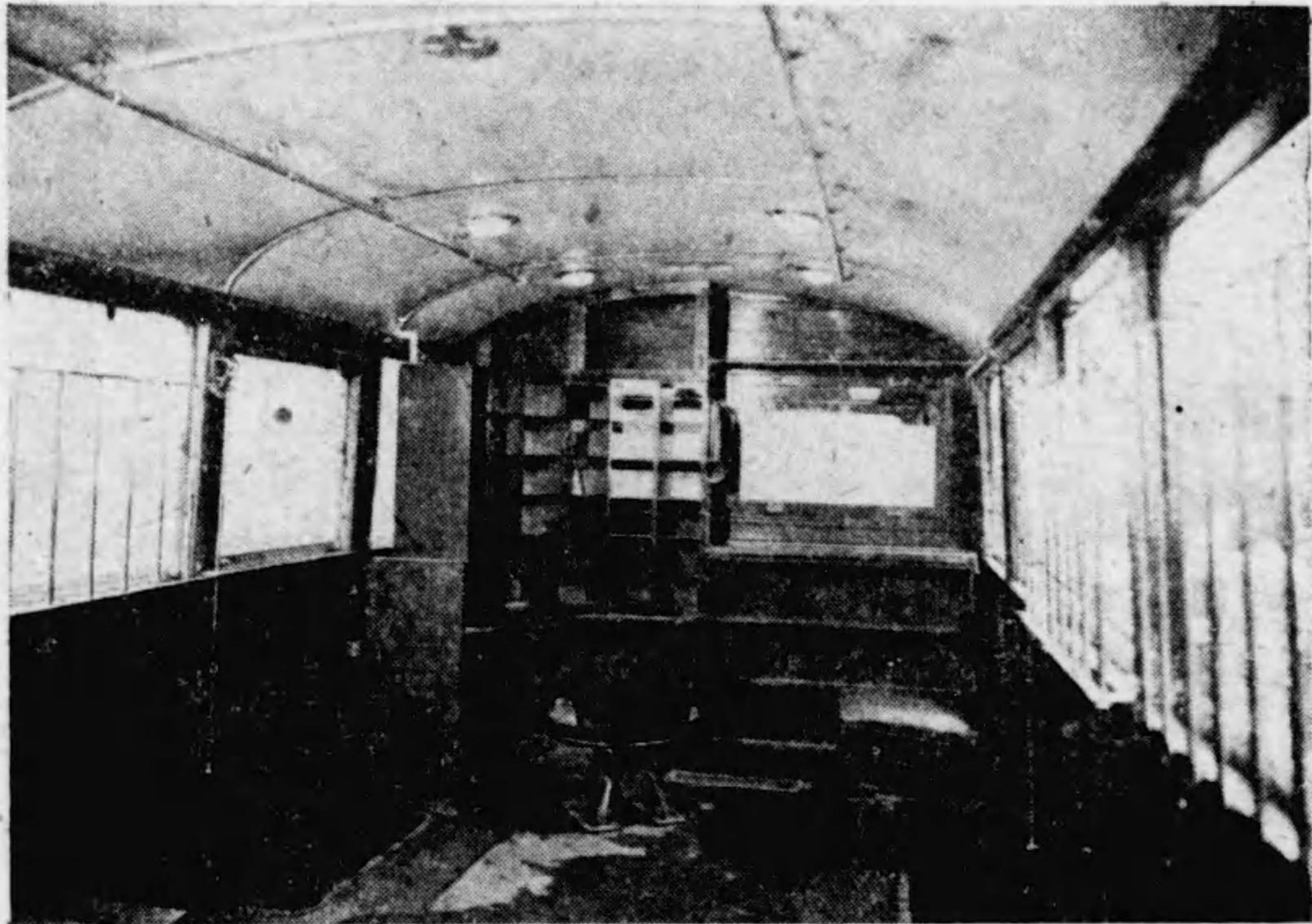
現用鐵道郵便車

二年八月、公達第五百五十九號を以て鐵道郵便受渡機械取扱心得を設け、爾來、本邦鐵道の殆ど各線に順次之が設置を見るに至つた。當博物館に於いては本機械の裝置、取扱方法指導、檢査、保守並に改良に從來し來り、大正三年八月には、東海道線、山陽線、東北本線、常磐線、九州線、信越線等、總數三〇〇基に及ぶ設立を見たのであるが、往往にして乗務員又は乗客に危害を與ふる等の事故を惹起し、他面には受渡便數の増加もあり、旁々強て本機裝置を必要とする事由も減少したから、昭和初年より、列車時間の改正、其の他遞送組織の變更等を機として、漸次之を撤廢し、今日に於いては其の跡を絶つに至つた。

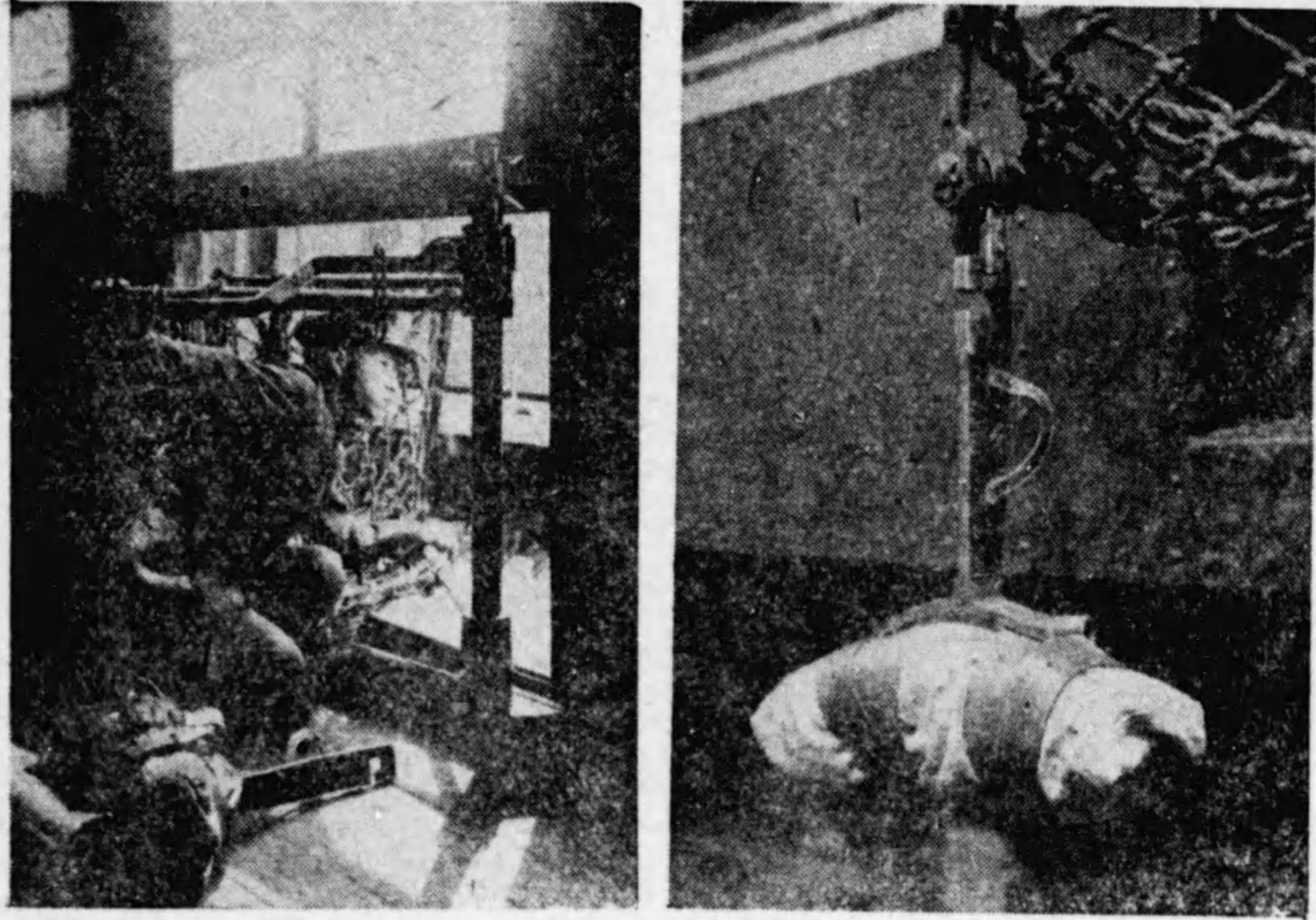




郵便物送達自動車



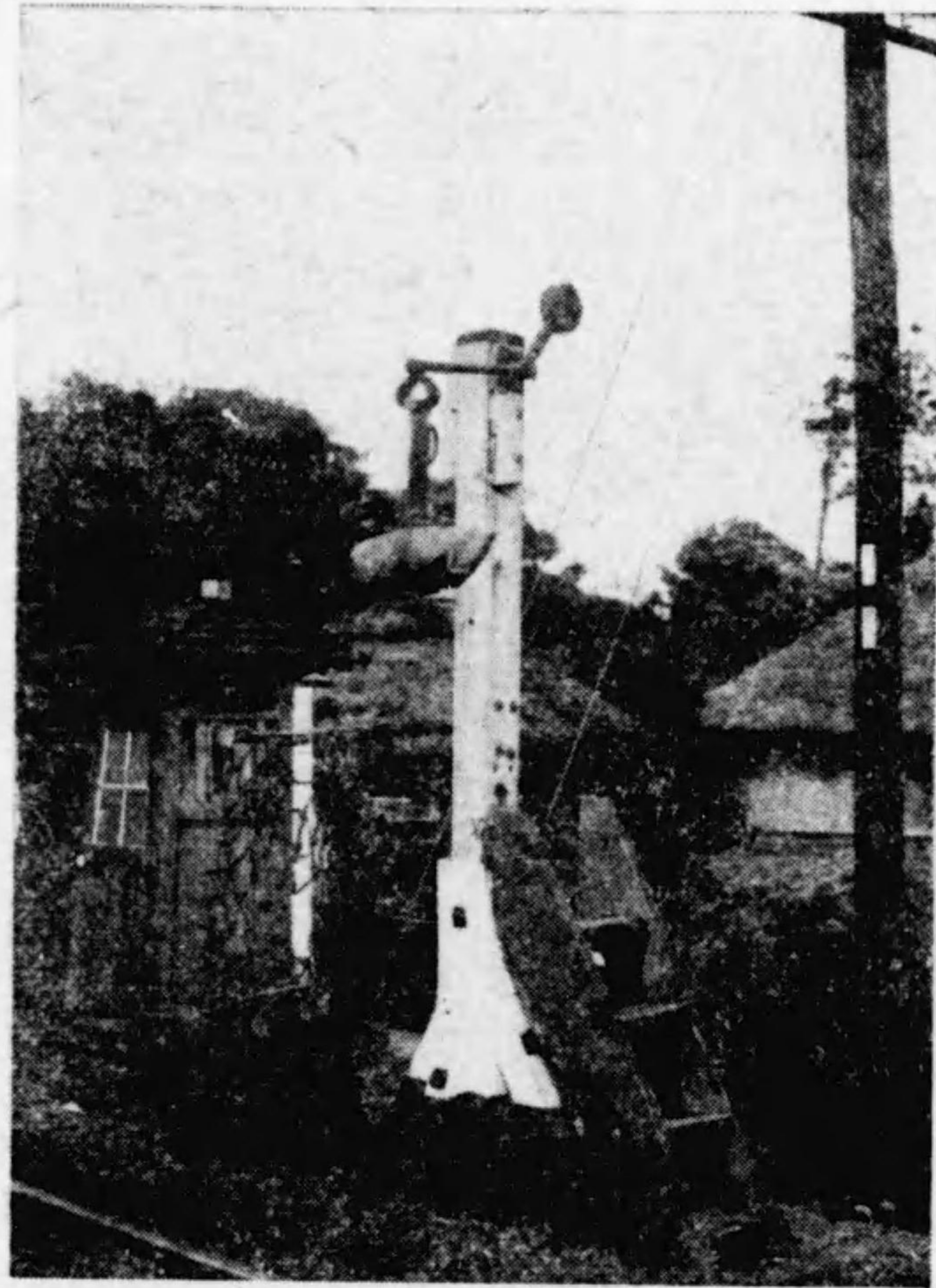
送達車の内



郵便受渡操作

郵便物の遞送及集配に一種の荷車を使用せし歴史は頗る古く、郵便物の漸次増加するに従つて、且つは盜難其の他の事故防遏の必要から種々工夫改良せられたるも、多くは主務局

六、郵便遞送集配用諸車



地方遞信局若くは當該現業局の考案に係つたものである。又、自動車輸入せられて運輸交通に使用せらるるに及んで、郵便遞送にも亦夙に之を採用せられ、近時に於いては都鄙を問はず、陸路遞送に使用するは勿論のこと、大都市に於いては集配にも之を利用せざるはなき盛況を呈してゐるが、此の施設は、多く自動車の提供及運輸を當該營業者をして請負はしめ、車體の構造、設備に就いては別に特殊の考案をめぐらしたものでなく、又、強ひて之を必要としなかつたのであるが、漸次利用の多きに從ひ、且つ又特殊の施設が實施せらるるに從つて、之が構造及設備にも格別の工夫を必要とするやうになり、遞信博物館が積極的に之に當ることとなつた。

一、遞送用自動車

遞送用自動車に關し積極的に設備をなすに至つたのは最近のことである。即ち、昭和十一年度に初めて遞送専用自動車を設備設計し、翌十二年度に一輛試作し、東京小田原間に使用した。本車は從來の如く行囊の儘遞送するものと異り、車内に於いて區分事務を取扱はしむるもので、特殊の區分棚を設備し、郵便係員は最も震動少き箇所にて執務し得るやうになし、扉内側に保護棒を設くる等、特殊の構造及設備を有するものである。

二、遞送集配用自動自轉車の試験

遞送集配の速達化と燃料節約との目的を以て、昭和十三年度に於いて、發動機(五八CC)を裝備せる自動自轉車を試験的に二輛購入し、試験することとした。本車は自轉車として乗車せる後、惰力により發動機を始動せるものであつて、遞信博物館に於いて一應試験の上、實際に於ける燃料消費、耐久力、其他使用上の便否等調査のため現業局に配付して實地、試験を行つたが、事變關係により經費節約の理由から途中で一應打切るの已むなきに至つた。

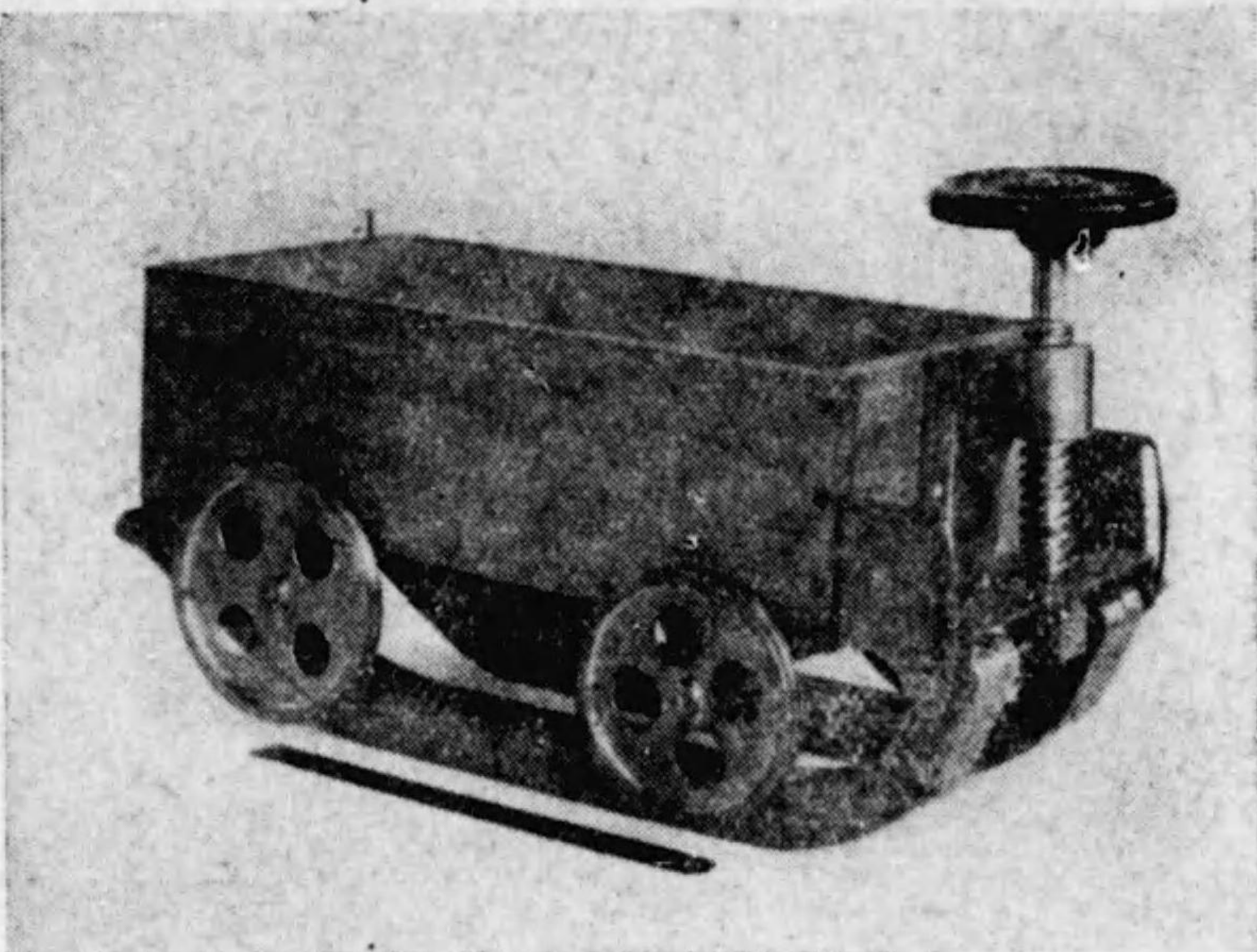
三、櫓兼用搬車

降雪地方に於いて使用せる從來の馬櫓又は櫓は、遞送の途上、融雪に依る露出路面では滑走出來ず、車輪の轉動に依らざるを得ないため、其の都度、馬の附替、行囊の積替等、非常なる勞力と時間とを徒費する缺點があるので、雪上を走るに櫓を以てし、露出路面に至れば直ちに把手の使用により櫓を扛上し、車輪を以て轉動し得る櫓兼用搬車を考案し、新案登録せられた。本搬車は即ち上圖の如きものである。

七、郵便行囊及靴

一、行囊  
行囊を郵便行李と稱した時代より

之が改善改良に努めて來たのであるが、遞信博物館に於いて考案するやうになつたのは比較的新しい。其の主なるものを擧ぐれば、大正二年度には外國郵便行囊の口縁、乳革等を改良し、昭和七年度には行囊に背負具を附したる特殊行囊の改良をなし、同九年度



車 搬 用 兼 櫓



には航空郵便用行囊を、重量を軽減し併せて其の地質を強靱ならしむる點に就いて改良し、同十年度には、松島哲朗なる者より其の考案製作に係る行囊の試験批判を求めて來たので、調査研究したが、未だ完全と云ひ難き點があつたので、將來の参考に止むることとした。又、同年度に於いて、行囊用錠結附革の寸法、形式及紐革の品質を改善した。次に郵便行囊の施封方法は、從來原則として行囊口を麻絲にて結束したる後、封印紙又は封鉛によりて封緘する方法によれるところ、處理の簡便、事故防止の確實性等の見地より鎖錠機構を使用し、之に替へんとするの研究は郵便事業の複雑化に伴ひ一層必要のものとなし、各様の考案試作を行ひ、其の一部は現業局に於いて試用を了したるも、未だ之が取扱及事故防止上、並に錠機構の耐久性等の立場より適切なりと認めらるる結果を得ざるの實狀にある。而して郵便行囊封緘錠は行囊の施封に當り、從來の結束用麻紐、封印紙、又は封鉛等を省略し得て、簡便且つ確實なる封緘を行ふと共に、錠機構内に特定の封緘紙を挿入して鍵孔を閉鎖し、開囊の際は鍵を以て封緘紙を破るに非ざれば開披なし得ざるにより、事故防止の確實を期し、且つ努力軽減、經費の節減等を其の目的とするもので、大正十二年以降、之が實際的研究をなし、同十三年度には角田式封緘錠として特許第五萬四百四十五號を受くと共に、同十四年度に於いて之を錠附行囊とし一〇〇〇個を試作の上、同十五年度に東京、大阪兩遞信局區内數局相互間を指定し、約六箇月間試用せしめ實績を徴したるものにして、之が取扱並に遞送上、從來の手法に比し締紐取附の手續なく、空行囊整理の容易なると共に積込積卸の利便等の效果を得たるも、他面、在裡郵便物の毀損の虞れ、行囊清淨の困難及錠機構の脆弱等の缺點ありて、汎く實施に至らず現在に及んでゐる。

尙又、部外に於いて考案試作せられたる各種の封緘錠に對しても、之が提出供試品に就きそれぞれ調査研究をして

るるが、各々一長一短ありて、現用品として適切なりと認めらるるものなき狀況である。

昭和四年度

石川辰三郎考案提出に係る封緘錠。

九年度

畠山重機考案提出に係る封緘錠。

十一年度

東京都市遞信局考案提出に係る戸村式赤行囊封緘錠。

十四年度

畠山重機提出に係る改良封緘錠。

## 二、靴

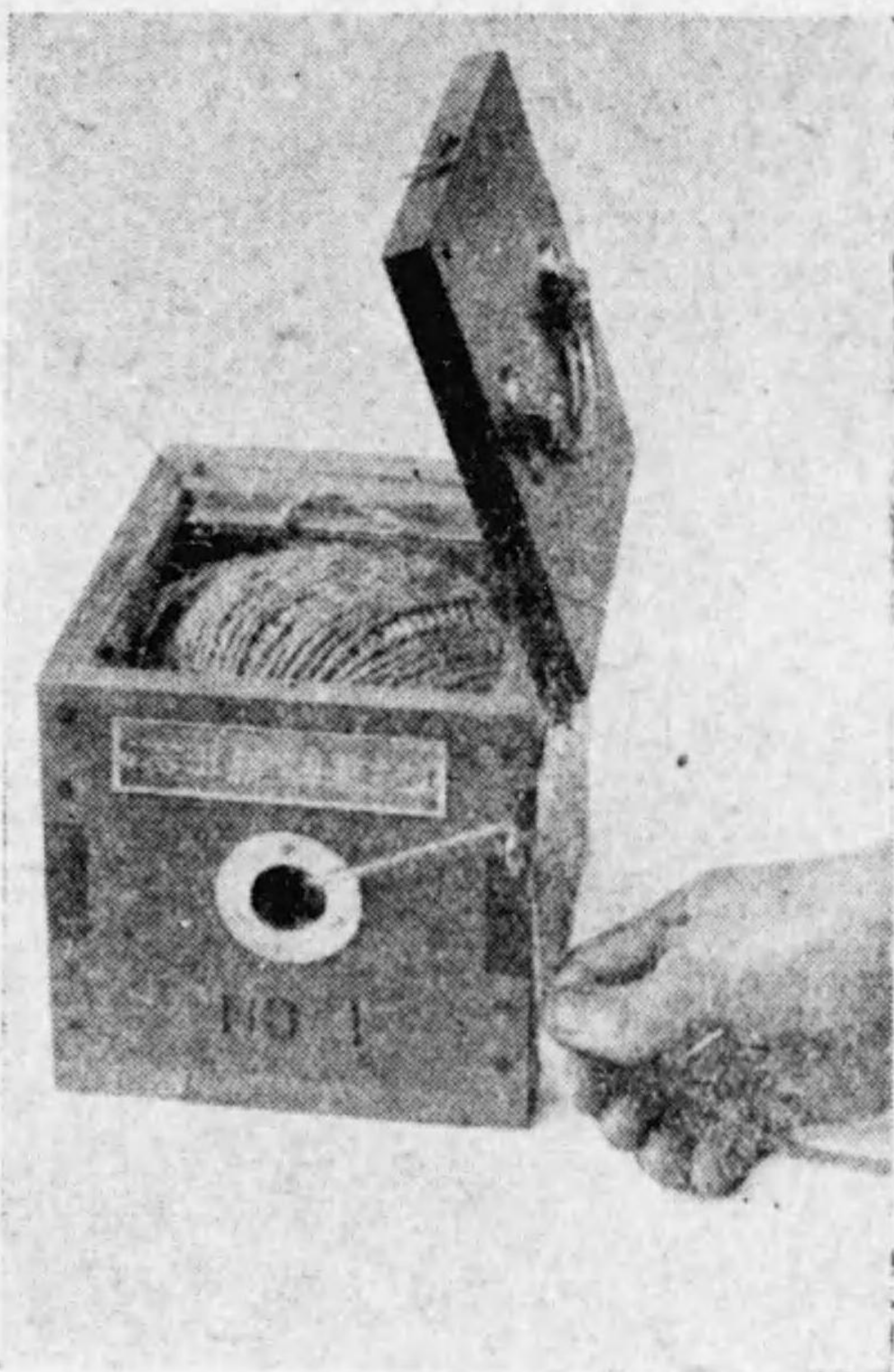
靴に就いても之が改良考案に關し、遞信博物館に於いて積極的に乗り出したのは新しいことである。即ち昭和七年度に於いて集金用靴の品質及形式を改良研究し、又、事務用靴の寸法其の他を改良したが、同八年度には從來、事務用靴、集金靴の品質區々なりしを改良統一し、同九年度、十年度、十一年度、十四年度の各年度に於いて集配靴の品質、肩紐、其の他各部分に互り研究改良を施した。

## 八、把束機類

### 一、郵便物把束機

郵便物把束の機械化を企圖し、昭和七年、國產把束機を購入し研究したるに、本機は把束せらるべき郵便物の形狀及容積一定せざれば、緊縛完全ならず、結局人手に及ばざる缺點あり、仍て之が改善に就き考究中である。

### 二、把束紐繰出器



把束紐綴出器

郵便物把束紐を節約すると共に、之を迅速に繰出さしめ把束操作を簡易化するため、昭和十三年五月、一種の繰出機を考案し、試験の結果良績と認めらるるにつき、今後實用に供する見込である。

### 九、度量衡器

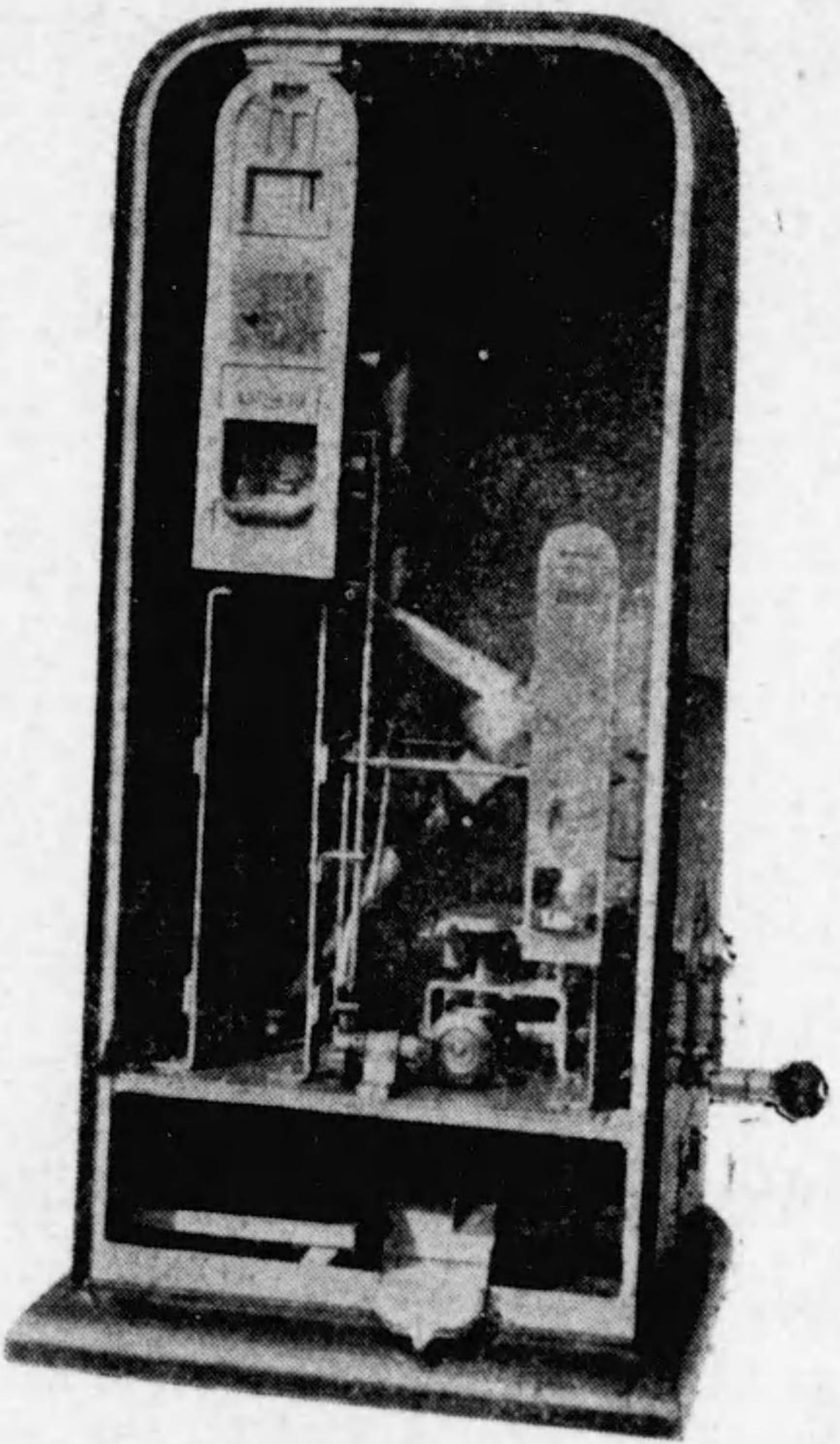
郵便業務に於いて、度量衡器の正確を期せざるべからざるは論を俟たないところである。明治三十年頃、既に郵務局計理課物品掛に於いて英、佛、獨、米等の諸國より郵便用秤の資料を取寄せ、遞信省用秤の研究改良に就き大いに努めたるも、明治三十五年、郵便博物館となりて以來、漸次消極的となりし憾があつた。然るに、大正十三年七月、メートル法實施に伴ひ、之に對する準備と措置の急なるものがあつたに拘はらず、本省としては何等の施設がなかつたので、之等の器具の研究改良に就いては其の都度商工省中央度量衡檢定所に、又、購入仕様等に就いて特に必要ある場合は東京府權度課に依頼し、辛うじて用を辨じ、現業局設備の衡器に就いては府縣廳に於いて執行する第一種取締を數箇年に一回受くるの外は部内に於ける確度保持の徹底を期する能はざる如き、洵に寒心に堪へざる實狀であつたが、漸く昭和七年頃より衡器確度保存並に保守に關する計畫調査をなすこととなつた。

昭和十年六月一日、遞信博物館に用品研究係新設せらるると共に、確度保持の基礎となるべき衡器の研究試験室を設け、各衡器製作所より提出に係る試作品に對し性能試験を行ふこととし、之に要する經費を要求したが、昭和十一年度に於いて郵便衡器の確度保持に要する經費成立し、本省の統制下に各遞信局に衡器監査並に衡器に關する現業局指導員を配置すると共に檢査器具を設備し、毎年一回、區内各局を巡察せしめ衡器の正整と之に關する事務の刷新を圖ることとなつた。尙又、昭和十二年に於いては、七月二十六日より八月十四日まで衡器及自動押印機の講習會を開き、各遞信局監査員及補助員三十一名を集め、衡器に關する指導をなした。

現業局に於ける計量器に關する事務の能率を増進する目的で、昭和十二年度に於いて小包用自動秤の料金表付目盛盤を研究改良し、又、從來遞信省用衡器は多種多様にて統一なく、殊に小包用自動秤の如きは規定の小包を自由に計量し得らるるもの殆どなかりしため、之を改良すると共に、郵便用衡器の規格を統一し、一面に於いて郵便事業用衡器取扱規程を制定し、同十四年、「秤の手ほどき」と稱するパンフレットを調製して關係局に配付した。

### 十、切手自動販賣機

歐洲各國の例に倣ひ、郵便局窓口其他適當の場所に切手自動販賣機を設置し、郵便局窓口事務の簡捷を圖ると同時に、公衆の利便を促進せんと企圖し、昭和十年四月、英國製切手自動販賣機を購入し、東京中央郵便局に試用せしめたが、本機は切手をロール式として繰出す構造であつて、切手の繰出し不調又は破損等の事故頻出の缺點あり、仍つて此の缺點を除去したるものの製作、並に進んで販賣と同時に必要に應じ釣錢をも出し得るやう考案試作し、同十

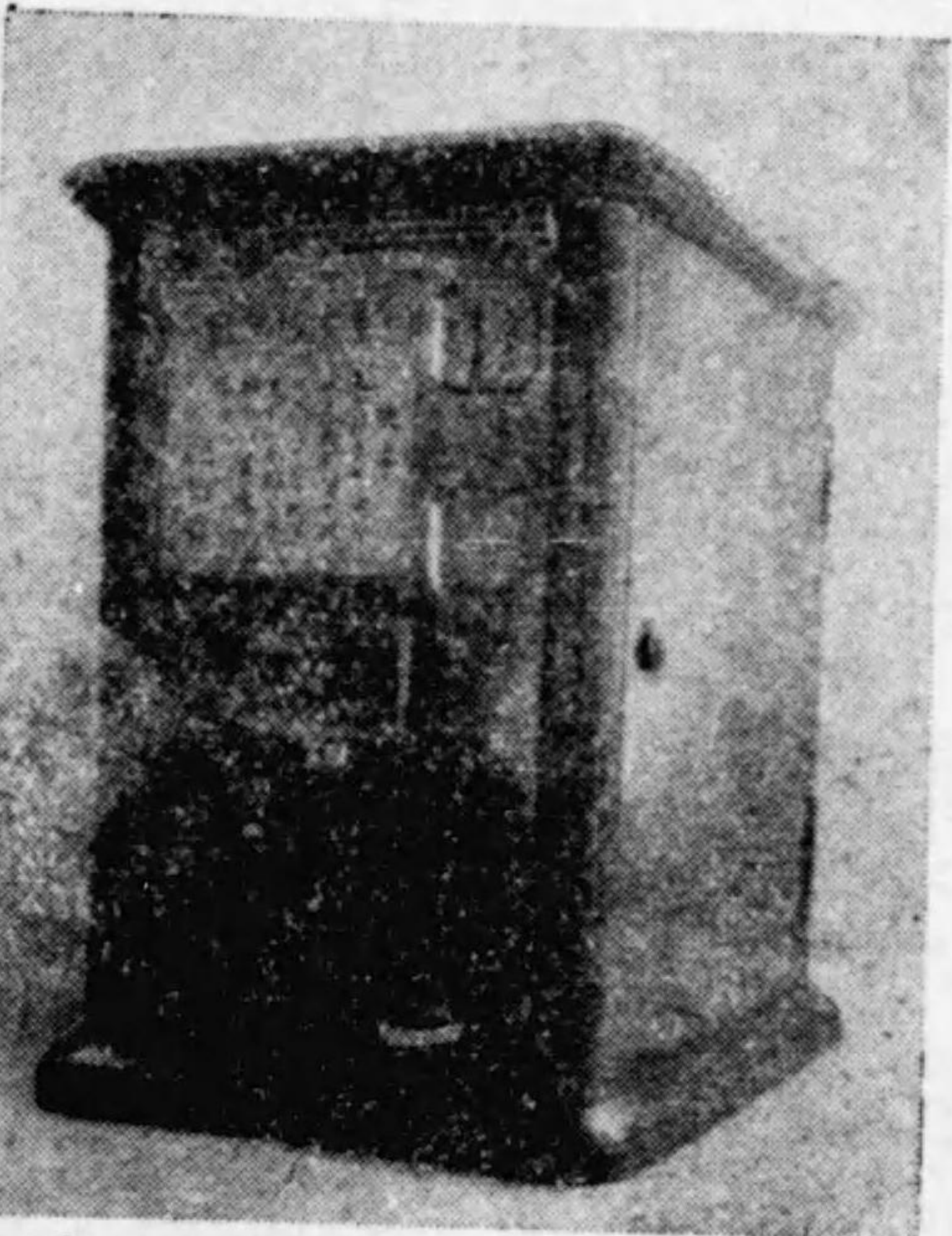
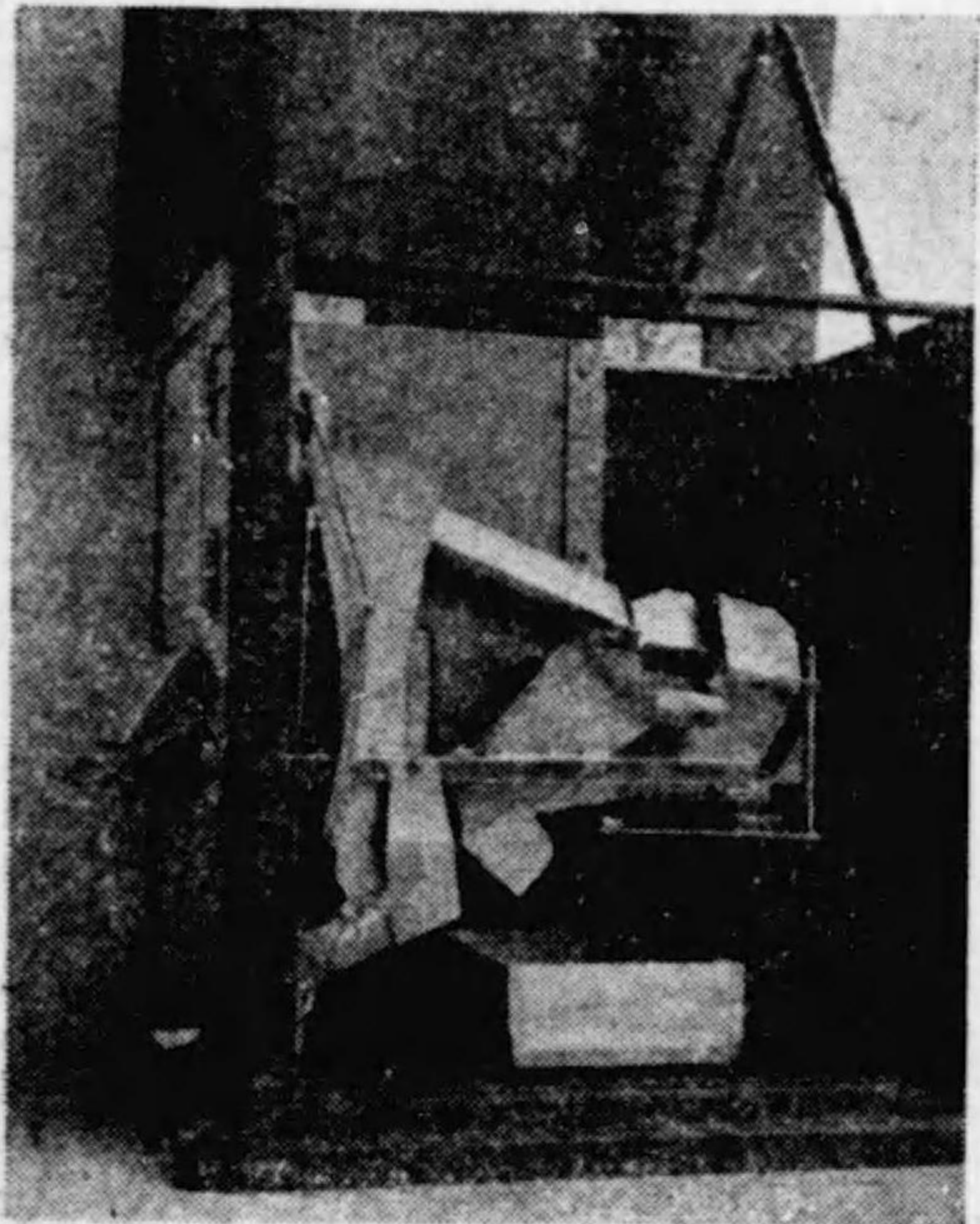


切手自動販賣機

三年十月、逕信博覽會に於いて開催の「航空安全と野戦郵便の展覧會」會場で試用したところ、大體成績良好であつたけれども、切手切斷作用の點に就いて尙研究を要する點があつて、未だ實用に供するまでに至つてゐない。

### 十一、葉書販賣機

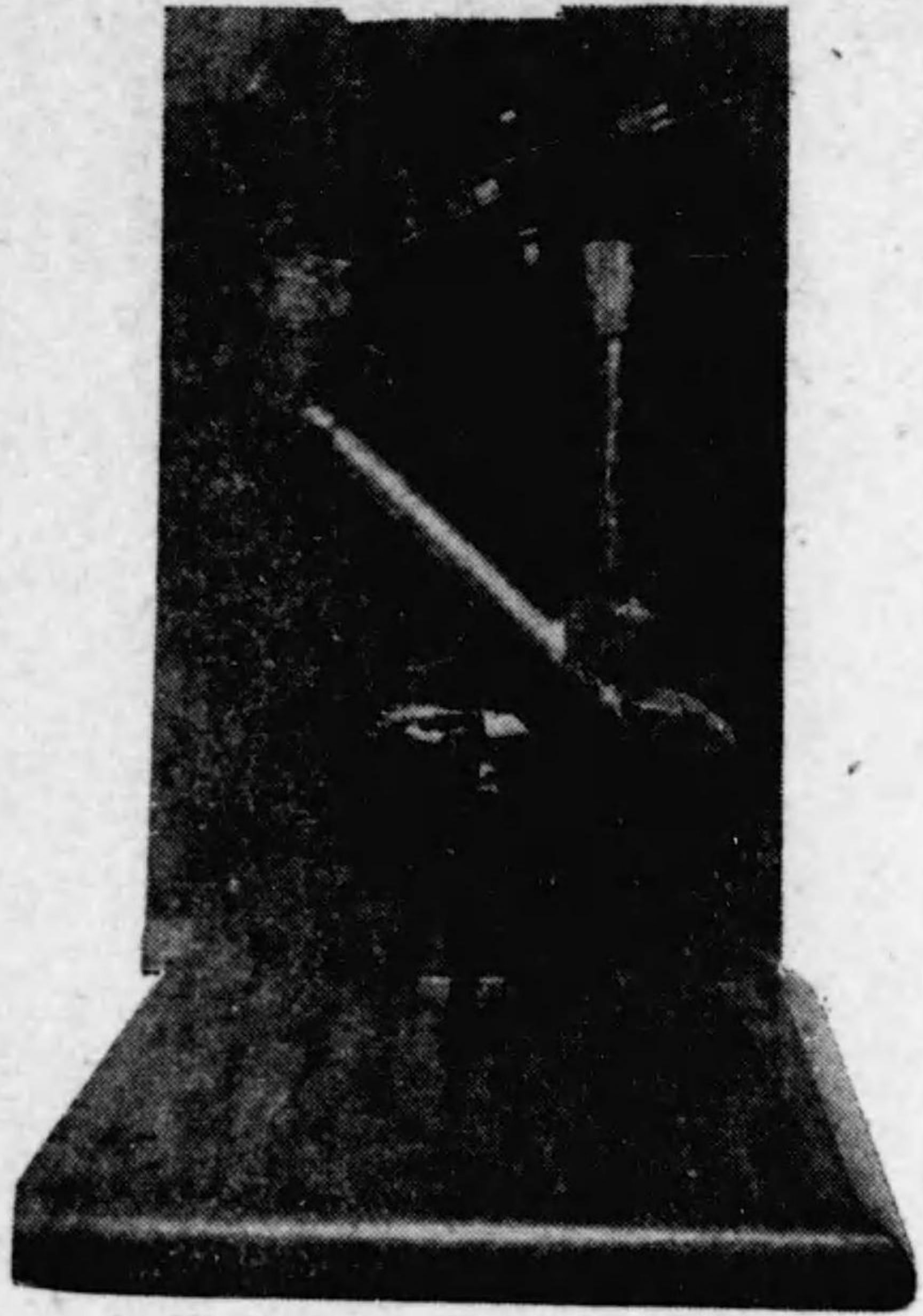
郵便葉書の自動販賣機に就いても夙に考案をめぐらしてをり、



(左) 結構部内のもと (右) 機販販寄葉

大正の初期に至つて木製の葉書販賣機を試作したが、操作並に取扱上に缺點があつて實用に供し得なかつた。後、昭和十一年五月より新に葉書自動販賣機の考案試作に著手し昭和十三年十月、「航空安全と野戦郵便の展覧會」會場に於いて試用した結果、動作確實なるを認めたるも、其の後、支那事變勃發により、物資關係にて之が調製は凡て代用品を主とせざるを得ざるに至り、尙之に警鈴及點燈装置をも附するを便とするので旁々之等の點に就いて研究中である。

### 十二、硬貨選別装置



硬貨選別装置

切手自動販賣機、葉書販賣機、公衆用自動電話機等、一般公衆が自由に使用する機械には模造貨幣を使はれる惧があるので、之を防遏する装置をなすことが必要である。仍つて本省に於いては種々研究工夫の結果、昭和十二年八月、硬貨眞價選別装置を發明し、同十四年十二月八日附を以て特許出願し、公告をなすべきものと決定された。

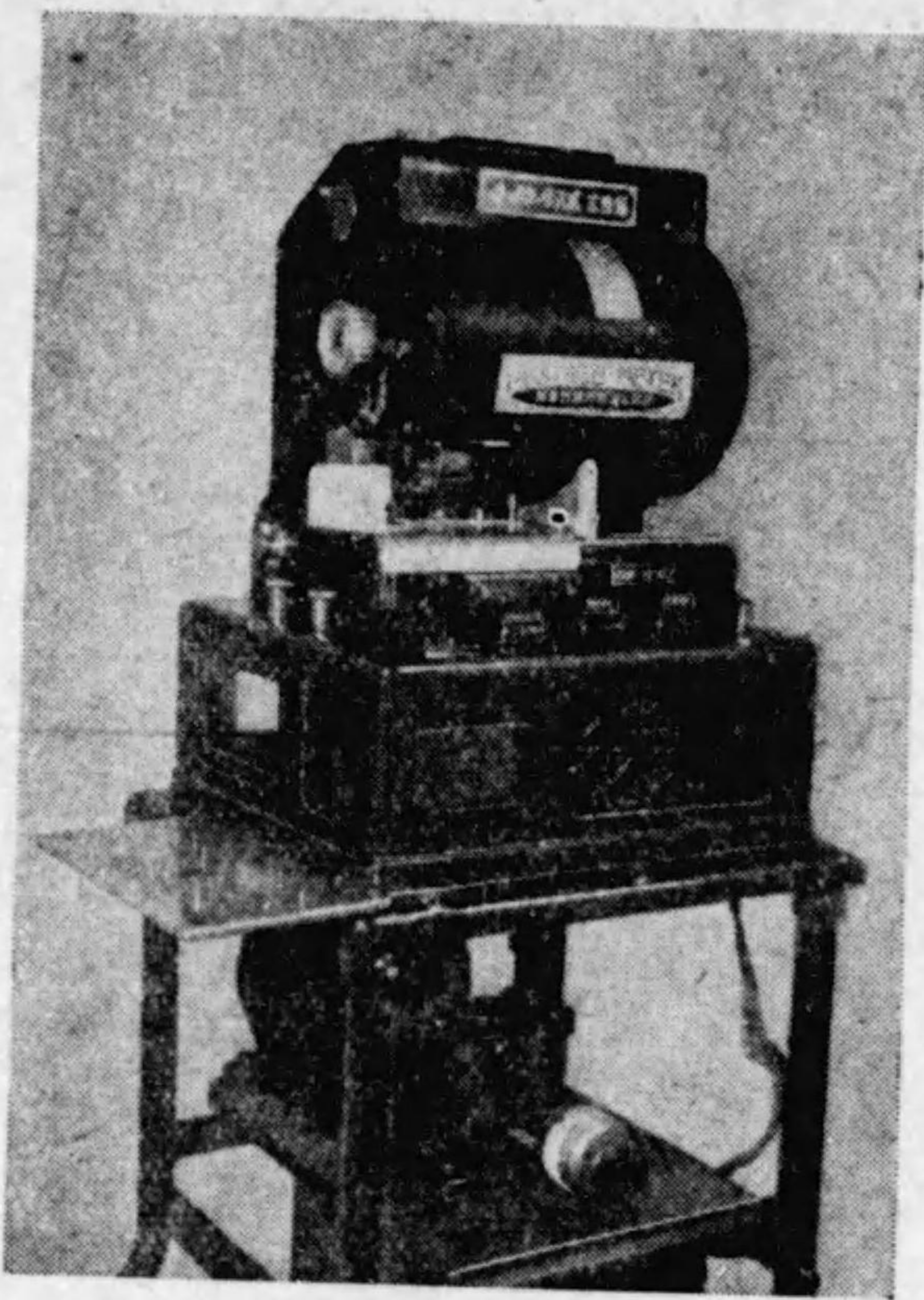
本機は二個のマグネットを使用し、磁性の差に依る吸着距離の差を利用したもので、其の装置は上圖の如きも

のである。

十三、郵便料金納付用機械

郵便業務の遂行上に於いて使用せらるる機器の内、郵便料金納付用として税印機（ポストージ・メーター又はポストアル・フランカー）は既に二十數年前より歐米に於いて實際に使用せられ、郵便業務上多大の利便を得つつあるのであつて、一九二〇年、西班牙國首府マドリッドに於ける萬國郵便條約會議に於いても本制度の可決を見、各加入國間に於いて實施せらるるに至つた。我國に於いても大正十二年以降、歐洲に於いて汎く實用に供せられつつある税印機を入手し、之が調査研究を開始すると共に、我國郵便制度に適應せしむべき機器の發明に努めてゐる。税印機は、書狀又は葉書類に郵便料として貼附すべき郵便切手に代へて料金完納記號、日附又は標語若くは廣告等を自動的に刷出すると共に、其の料金額、引受數等を別箇に計數器に累計記録せられ得るもので、印刷速度は一時間に就き約三〇〇〇通、郵便物の指定寸法は厚さ約一〇耗までの長さ、巾は任意なるものとし、又、取扱上の不正事故を完全に防止し得る鎖鑰又は保安設備を有するもので、我國では郵便料金納付用機械と云つてゐる。

此の税印機は歐米に於いては既に商品化し、各國各様、各々其の國狀に適應せるものを使用してゐる。我逓信省に於いても大正十一年度に、福島圭二氏により考案せられたる福島式税印機を購入し、其の適否に就き研究せしも、未だ採用に至らなかつた。其の後、昭和六年に至り、更に日本金錢登錄機株式會社の製造に係るニッポン式税印機を購入し、前記のものと同併せ、昭和七年七月より一箇年間の豫定により日本橋郵便局に於いて其の機能、動作の確實性、取



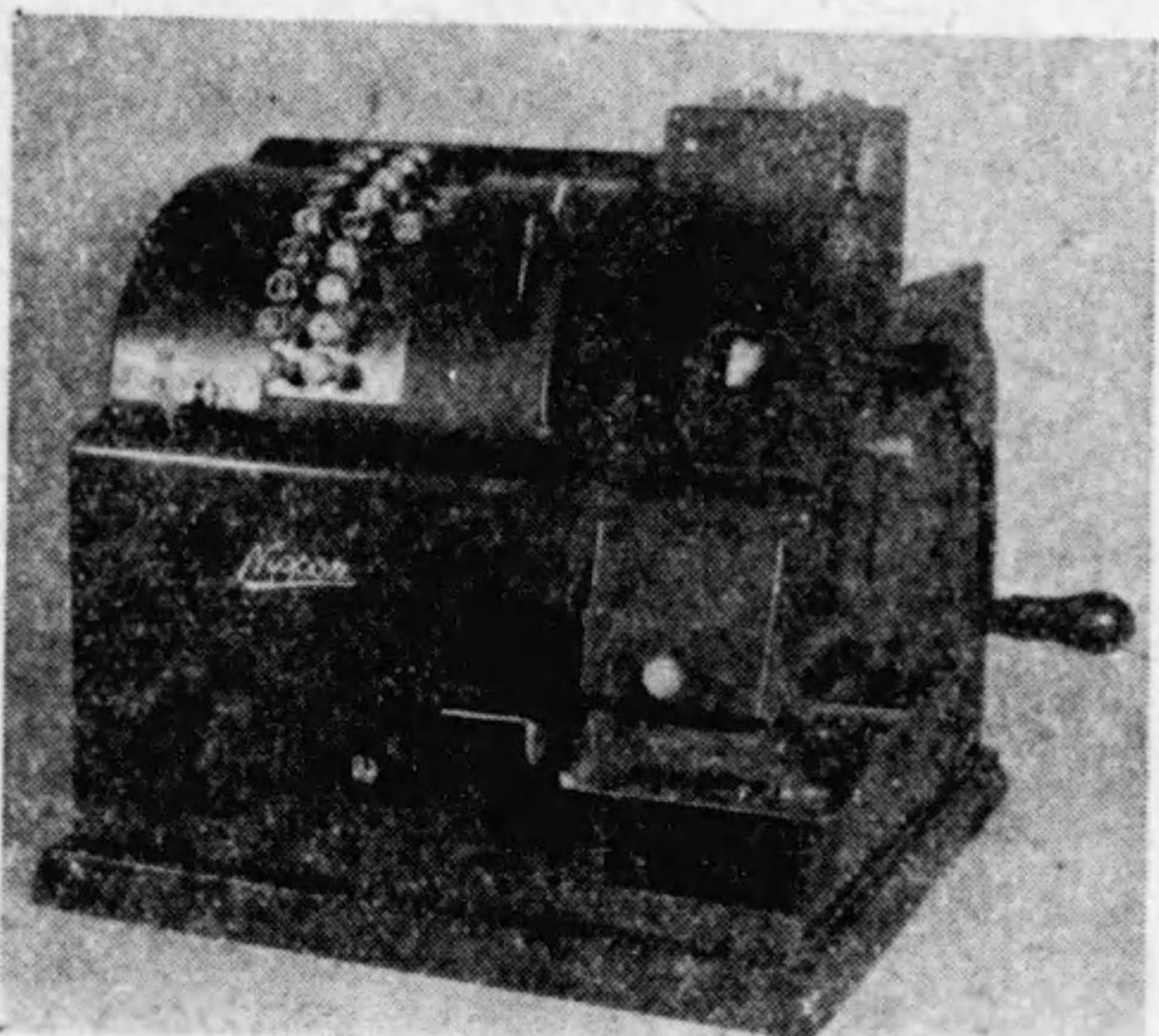
福島式郵便料金納付用機械

扱上の便否等の試験をなしたが、いづれも未だ試作品たるの域を脱せず、累計計數表示又は加算金額等正確を缺き實用品として採擇なし得ざるものと認められた。逓信博物館に於いて、税印機に關し調査研究したるものの中、主なるものを擧ぐれば左の如くである。

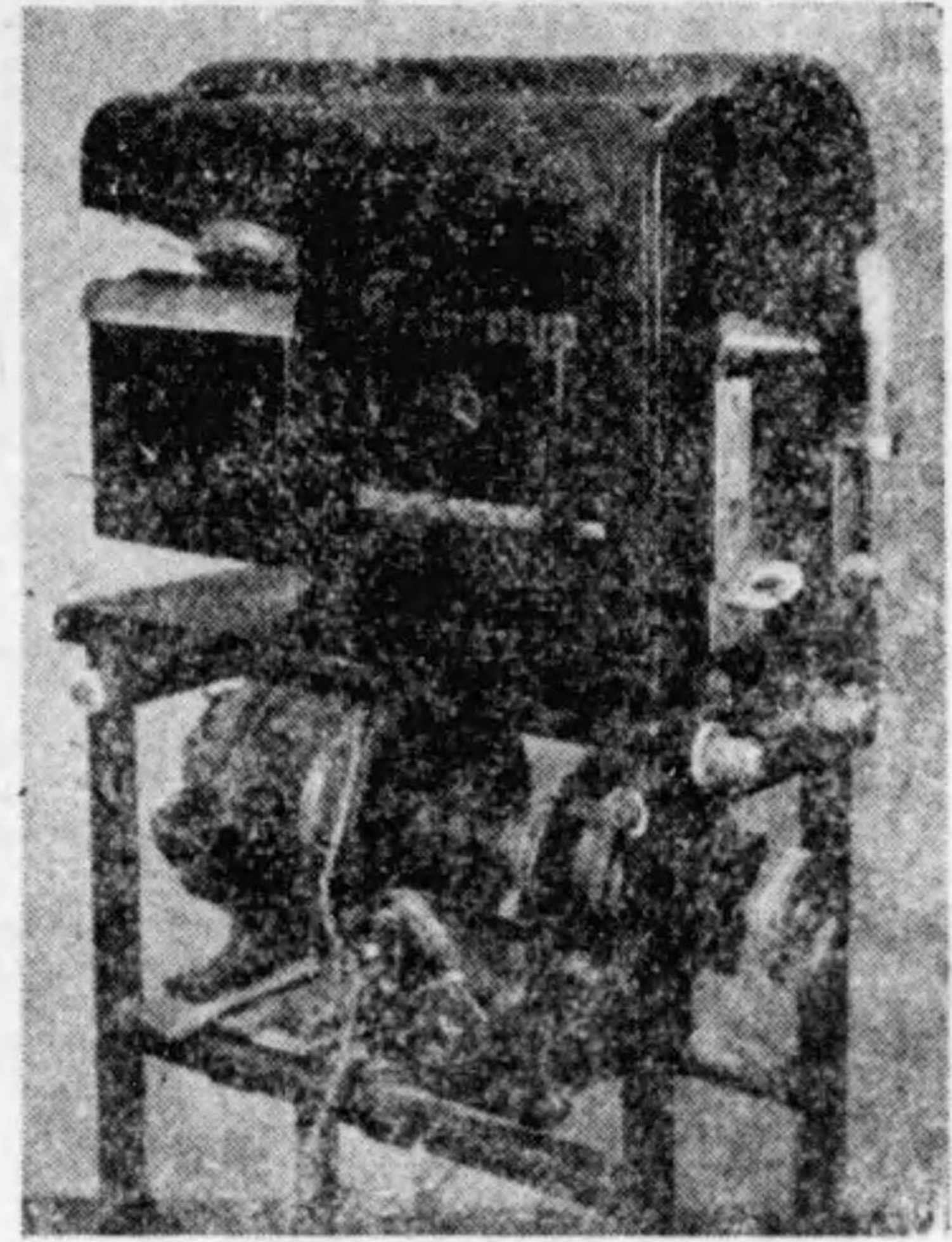
- 一、福島式税印機（國產機として最初のもの）昭和六年度に於いて改良せられたるもの

で、四分の一馬力交流電動機に依りて凡ての機構を運轉せしむるものなるも、又、手動用として取扱ひ得るもので、郵税額の算出比較的容易にして保安設備確實なるも、税額印即ち税印が三種に限定せられたるため、高額の場合、之が組合せに手数を要し未だ完璧と云ひ難いのである。

二、ニッポン式税印機（國產）昭和七年度、日本金錢登錄機株式會社に依り考案試作せられたるもので、二〇分の一馬力交流電動機に依りて全機構を運轉せらるるも、手動兼用ともなつてをり、其の主要なる特色



ニッポン式郵便料金納付用機械

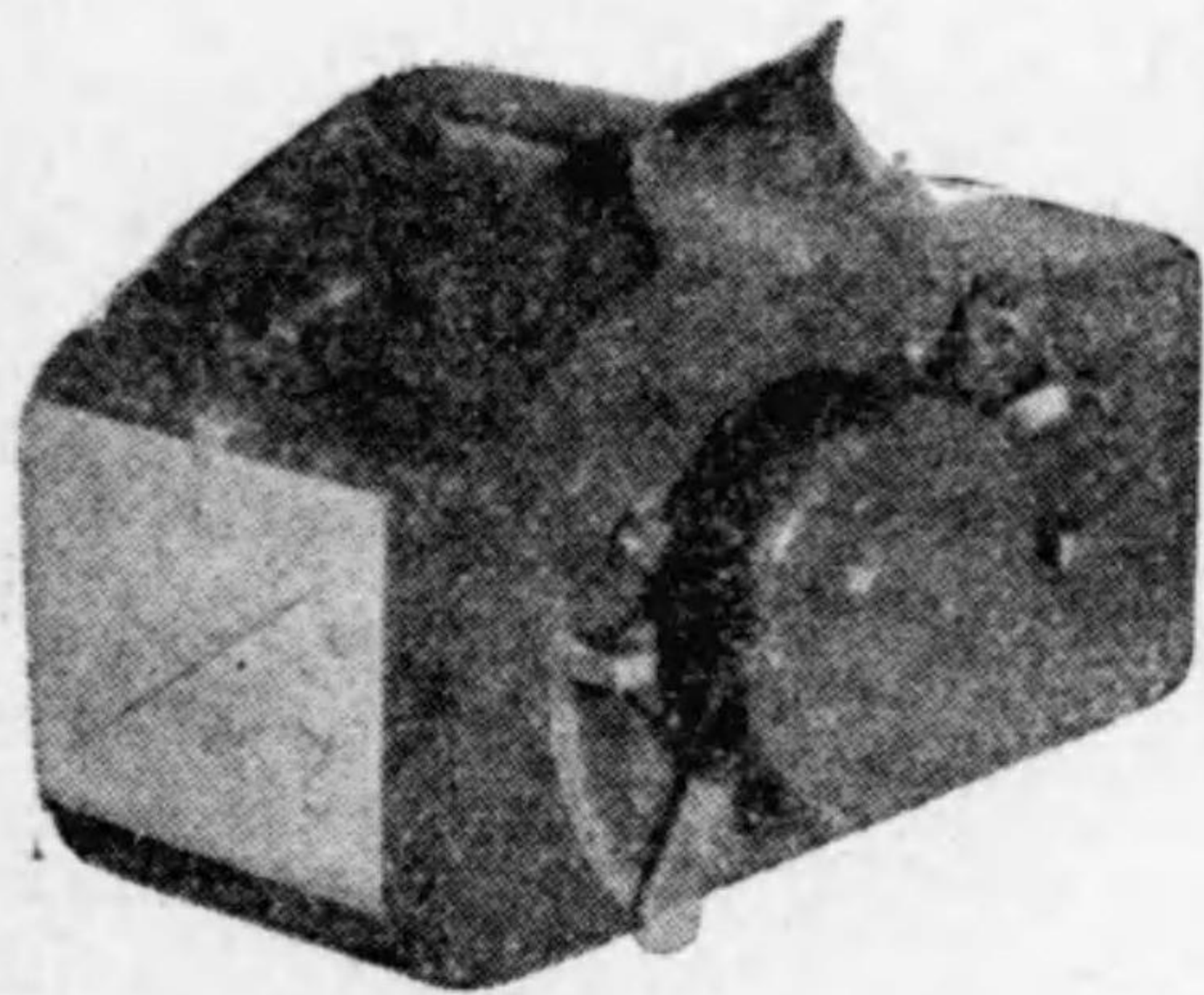


機納前金料便郵式ブチコンラフ

特定税額カードによりて給額を受くるに稍々手数を要する嫌がある。

四、スタンダード税印機（獨國製） 獨國に於いて使用せられつつあるものの一であつて、他の型式に依る税印機と其の性能を異にし、税印押捺速度は極めて高きも郵便物は主として書狀に限定せられ、且つ使用者側に於ける使用上の困難なる點多く且つ税印位置は不同を免れず、又税印押捺洩れの虞ありて我國の狀態には全く不適なるものと認められる。

五、コムシナ税印機（獨國製） 本機は手動用にして、携帯に便なる小型税印機に屬し、卓上等に備へ得る便利はあるも、事故防止上の保安裝置に缺點ありて、



機納前金料便郵式ナシムロ

は、一般金錢登録機と其の揆を一にせる押卸機構に依り各種の料金額を押捺し得ると共に、記録紙に各使用料金額を逐次記録するため照査上利便なるも、一方、機構全體の餘りに複雑の嫌あるを免れな  
い。  
三、フランコチブ税印機（獨國製） 獨國に於いて使用せらるる税印機の一にして、電動、手動兼用となり、能率は一時間に約四〇〇〇通の郵便物（厚二五耗まで）を税印し、税印額の組合せを機械的に簡易になし得、且つ日附印の更植亦簡單なる特色を有するも、他面、

適當なる税印機と認め得ない。

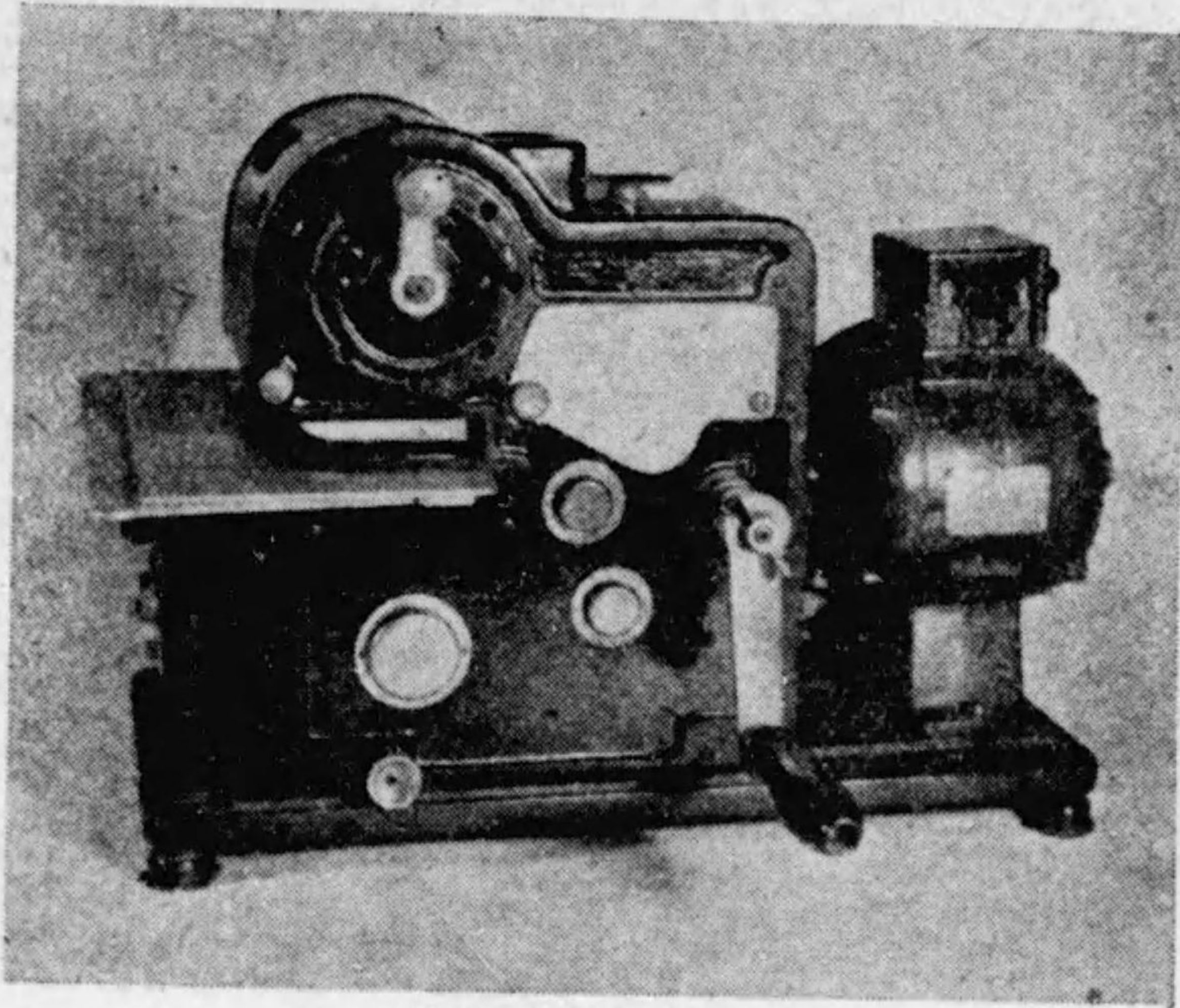
六、ハスラー税印機（瑞西製） 瑞西に於いて使用せらるる税印機にして電動手動兼用のものであるが、取扱上不便なる點多く參考品たるを出でざるものと認められた。

七、ネオポスト税印機（英國製） 手動型携帯用のもので、構造比較的簡單にして、價格も稍々廉なれども、使用上二種以上の税印の組合はせ其の他に稍々手数を要する不便がある。

十四、小包郵便料

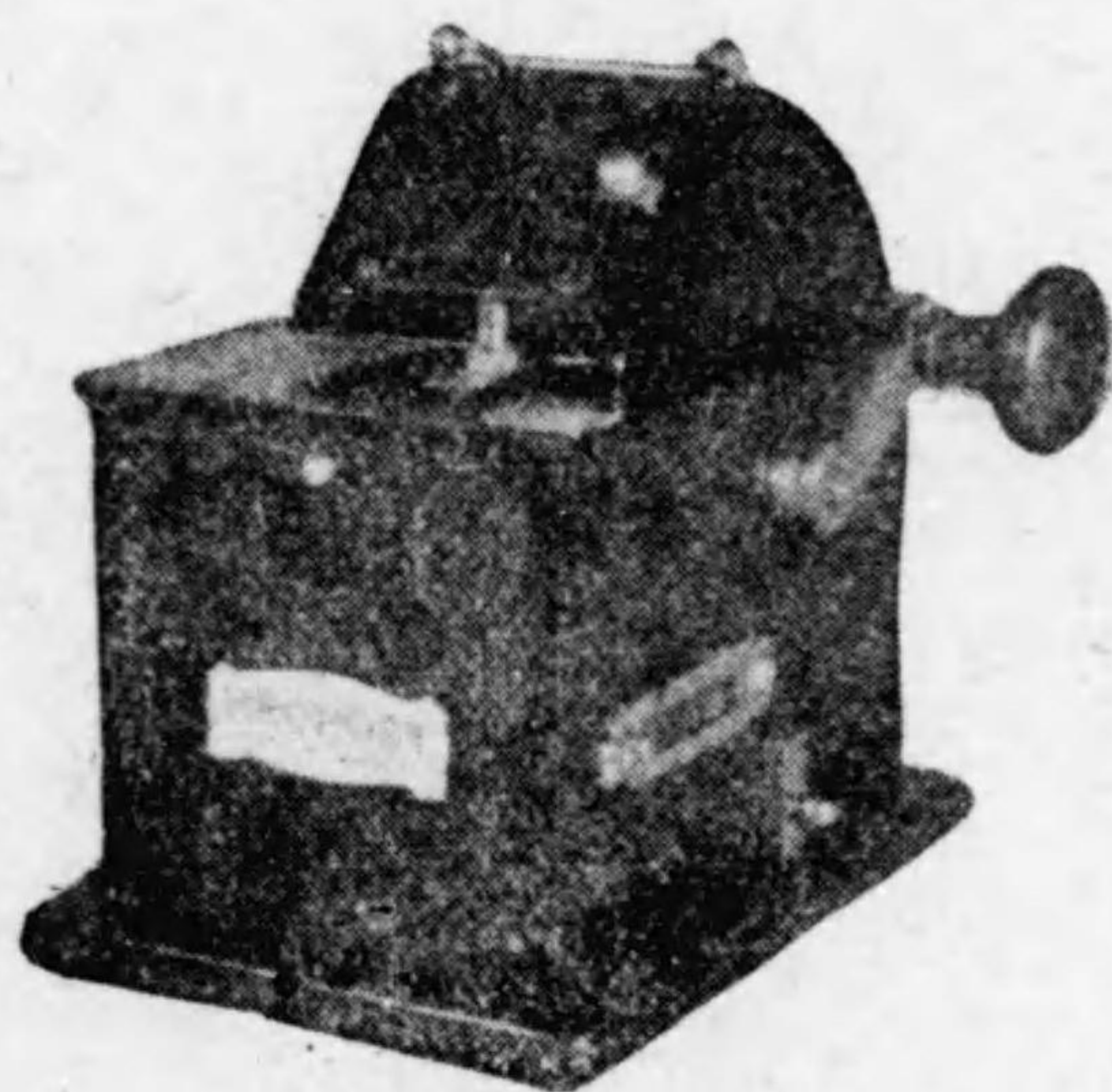
現金收納機

米國ナショナル金錢登録機製造に係り、米國に



機納前金料便郵式ラスハ

於いては既に一九三〇年八月以降、汎く實用に供せられつつあるに鑑み、昭和十二年、我國の小包郵便料金現金收納制度開設に備へんがため、日本ナショナル金錢登録機社より一九一三型NCR機を購入し、技術的調査をなしたる結果、同十五年より廣島局をして使用せしむる筈である。



機納前金料便郵式トスポオネ

本機は郵便物自體に押捺印刷するのではなく、切手代用證券を刷出し之を郵便物に貼附する仕組である。

十五、軍事郵便用品

野戦郵便用品に關しては、逓信博物館の前身たる通信局經理課物品掛時代より研究、考案をなし來つたが、明治二十七年、偶々日清戦役勃發したるを以て、之を實地に應用せられたわけである。尤も、それまでは全く實地の經驗がなかつたので、用品等も甚だ不完全たるを免れなかつたやうであるが、之に關する記録も極めて少く、詳細を知る由もない。其の後十年を経たる日露戦役に際しては、日清戦役の經驗もあり且つ研究も相當進んでゐたから、各種の改良せられたる野戦郵便用品を多種多量に調達送付した。其の後明治三十七年二月より翌三十八年十月までの間に於いて調達し、韓國第一軍、第二軍、第十師團第三軍、第八師團、廣島、遼東、鴨綠江後備第二師團、獨立第十三師團第四軍、京城、樺太、鎮南浦、及東京、宇都宮、長野、仙臺、青森の五局に發送した品名は次の如くであつた。

- 十貫目桿秤 郵便受付用三百目皿秤 文具箱 郵便保管棚兼行李(甲、乙) 郵便物保管箱 折疊區分臺兼押印臺
- 折疊區分棚 携帶用金庫 折疊郵便函 日附印箱(甲、乙、丙、丁) 日附印肉池 日附印軸 護謄板大行囊掛
- 集配用角燈 郵便遞送馬車覆網 貨車覆網 遞送用桐油 野戦郵便用桐油 遞送用提灯 行囊負革 封鉛器封
- 印切 行囊封鉛通針(大、小) 角前燈器 燈器(甲、乙) 郵便旗(大、小) 折疊郵便物乾燥器 折疊椅子 銀
- 貨辨 用品外函(甲、乙) 用品外覆(甲、乙) 大工道具 爲替用主務者印 貯金用主務者印 通信法規 郵便
- 受授行囊 角燈用蠟燭容器 五吋ペンチ 金槌 背囊 行動郵便函 區分棚 同(甲、乙) 雜品入袋 折
- 疊區分臺 押切臺 郵便集配車 遞送車 鐵製柱函 同掛函 三十貫目臺秤 算盤(大) 紐切用鉄 區分

- 籠(甲、乙) 行李締革 鋇力板 貨車雨覆 郵便物附箋紙 把束附紙 行囊附紙 日記帖 桐油 書類挟
  - 包装用澁紙 把束用紐 封鉛 封鉛用麻糸(大、小) 封印紙用兼行囊附札用麻糸(大、小) 常用朱肉 スタンプ
  - 用黒肉(乙) 黒池用墨汁 開明墨 黒インキ 赤インキ 黒色炭酸紙 藍色炭酸紙 印褥替布 區分用指袋
  - 西洋蠟燭 糸芯蠟燭 角燈用蠟燭 萬年糊 護謄糊 海綿 鉛筆 色鉛筆(紫、赤) ペン先 ペン軸
  - 水筆 眞書筆 炭酸紙筆 把束用クゴ繩 釘 郵便吏服務手帖 野戦郵便夫服務手帖 石筆 局前燈器換硝
  - 子 野戦郵便夫鈕釦 日附印活字(軍名及局所名) 郵便夫冬服 同上衣 同袴 同外套 同帽 同ゲートル
  - 同臂章 同下着(並ネル) 同袴下(並ネル) 同夏服 同下着 同袴下 同雨具 同日覆 雜囊
- 以上合計二十四萬八百九十一點で、其の内譯の主なる一、二を擧ぐれば、十貫目桿秤一〇一、携帶用金庫一八六、封鉛器一四一、封印切三四九、折疊椅子六〇八、五吋ペンチ九四、金槌一〇二、西洋蠟燭二、三七九六、糸芯蠟燭一二五、一一〇、行囊負革一〇九と云ふやうなものであつた。

大正三年に勃發せる歐洲大戰に關聯して、我國に於いても山東省及シベリヤ方面に出兵せられた際にも、野戦郵便を編成せられたので、之に要する郵便用品を調達送付したことは勿論であるが、戦局の規模が小さかつたため、特に記述する程の事柄はない。又、昭和十二年に勃發せる支那事變は其の規模の大なる、我國未曾有の戦役であつたために、野戦郵便も逸早く編成せられ、之に使用する用品類亦莫大の數に上つてゐるが、之等は從來逓信博物館に保存せられた用品、器具類を標準として、經理局に於いて調達せられてゐる。

十六、郵便用品に屬する代用品調査

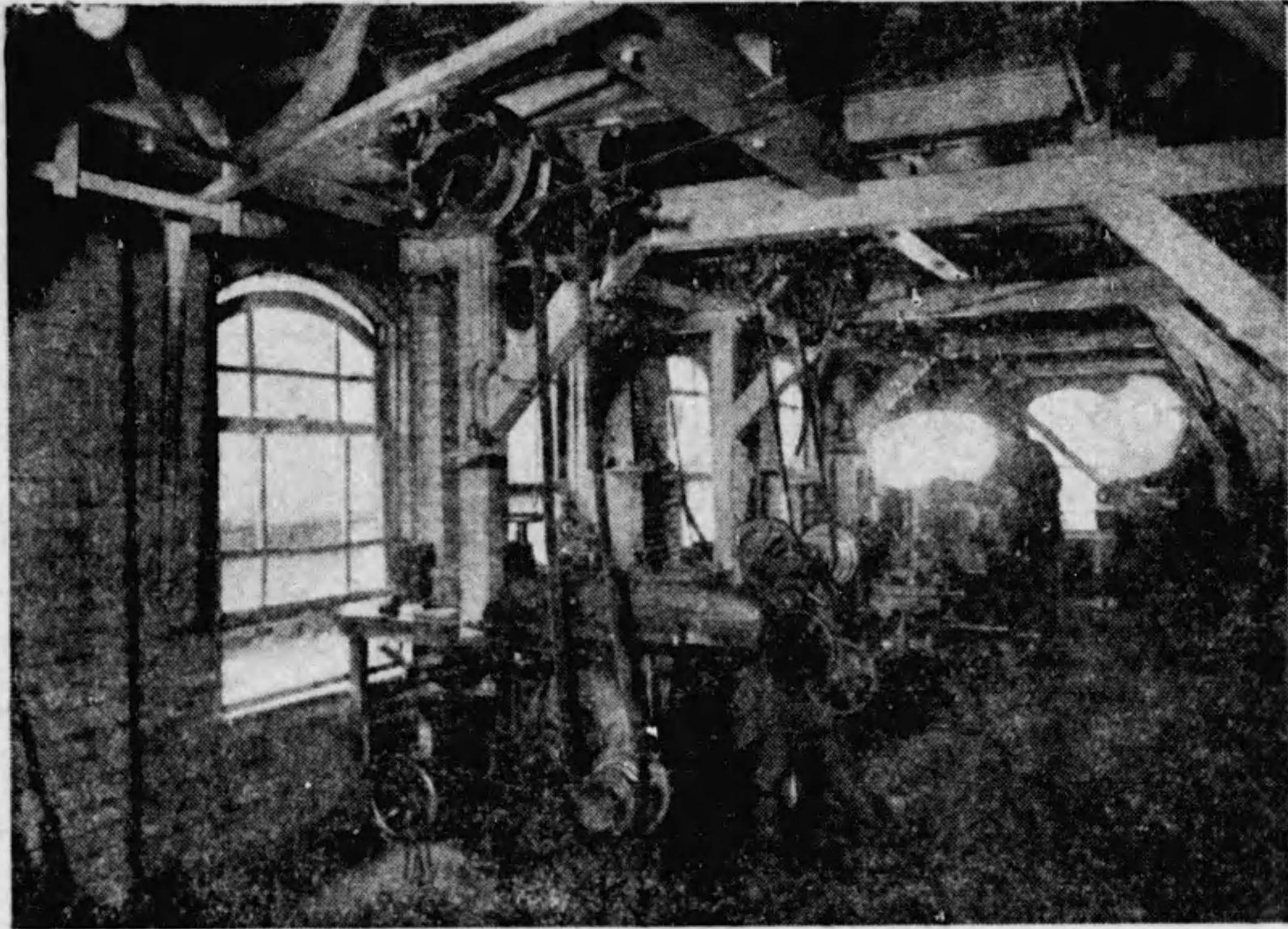


近代戦争は獨り軍隊の戦闘行為に止まらず、經濟戰、總力戰であることは既に明かなるところである。東亞新秩序の建設を目ざす支那事變亦其の規模の大にして長期戰なるため、莫大なる資材を要するところから、銃後に於いては軍需品又は輸出品として必要なる資材は極力節約を要し、従つて郵便事業用に就いても此の種の物品は極力代用品を以て之に代ふる必要を生じた。仍つて本省に於いても昭和十三年度以來、郵便事業用品全般に互り代用品の調査研究を開始し、之に伴ひ試験設備を整備擴大して之に當ることとなり、取敢へず行囊、靴、被服、帽子、機械、器具、活字、ポスト、度量衡器、把束紐、塗料等の材料たる人造ゴム、合成樹脂、皮革、石綿、纖維、陶磁器等の各製造業者より資料を提出せしめ研究してゐるが、目下のところ尙試験途上のもの多く、眞に國策に合するものとして採用するまでには幾多の研究と改善とを要するものと認め、引續き調査研究中である。

十七、用品研究諸設備

明治四十三年に當博物館が芝公園より木挽町の本省内に移轉の際、構内の一隅に約四坪の假工場を建て、足踏旋盤一臺と多少の工具を設備し、技工二人を配し器具類の研究、改良、加工等をなすに過ぎなかつたが、大正七年、技術員を置き、同九年には技工一名を加へ、六呎旋盤、四尺旋盤、ハンドドリル、其の他を設備し、更に同十一年に技工一名を加へ、此の頃より押印機の研究が一段と盛んになつた。然るに大正十二年の關東大震災にて同工場は烏有に歸したが、幸ひにも震災の前年には既に麴町區富士見町の現位置に陳列所が移轉してゐたので、其の地下室の一部約三十坪を研究工場に當て、震災後の復興に努力し、工作機械の調達、修理等を行ひ、現在は次の設備を有してゐる。

用品研究係試験工場



(上) 工作機械 (下) 仕上臺



- (一) 設 備
  - (イ) 動力五馬力電動機
  - (ロ) 六呎旋盤
  - (ハ) 三呎旋盤
  - (ニ) 平削機
  - (ホ) ボール盤
  - (ヘ) プレーミリング機
  - (ト) ハツクソウ
  - (チ) ベンチドリル
- 其の他の工具類
- (二) 試 験 機
  - (イ) ショッパ―型址斷力試験機
  - (ロ) スミス式摩耗試験機
  - (ハ) 金屬材料試験機
  - (ニ) 活字試験機
  - (ホ) ゴム弾力試験機
  - (ヘ) ゴム硬度試験機
  - (ト) ショアー硬度計

- (三) 衡器關係
  - (チ) アルファ―硬度計
  - (リ) ブリネル
  - (イ) 天秤
  - (ロ) 衡器性能試験機
  - (ハ) 其の他

# 第六章 庶 務

## 第一節 公文書類

### 第一款 收受及發送

公文書の收受及發送に關する事項を、初めて規定の上には現はしたのは、明治廿三年九月である。即ち逓信省處務規程がそれである。同四十三年十一月に、規程中の一部を改正して、時勢の進運に應ずる處あつたが、公文書の發受到關しては、特に記録に止める程の施設もなかつたのである。大正六年十一月になつて時の逓信次官内田嘉吉氏の命を受け、文書課長桑山鐵男氏専ら其の衝に當つて、處務規程の改正を行つた。此の改正に依る實績の一二を擧げると、先づ文書の收受及發送事務を統一したこと、文書の配付及取集方法を改善したこと、文書の受授に記帳徴印を廢止したこと、淨書文書の鈴印を減少したこと、及淨書は主に機械力を利用することとしたこと等である。其の實際に就いて取扱概況を記述することにしよう。

本省に到達する公文書は、各種郵便、各種電報及使送に依るものの三通りであつて、親展文書の外は、收受と同時に

に開封し、受付日附印を押捺するのである。受付日附印は、發送日附印と同じく、一日に六回の時間更植をなし、取扱者に於いて當日の收受時刻を明かにするのである。併し例外として書留郵便とか、電報とか、使送とかに依つたものは、一定の簿冊に登記するのであつて、又外國來の郵便物には、受付日附印を押捺しない。收受の手續が一通り済むと、時限を定めて、主管の各課長に配付するのであるが、其中重要なものは、文書課長を経て上局の査閲に供したる上直接主管の局長に配付する。大臣、次官に宛てた機密又は、親展の文書は、簿冊に登記して秘書課に回付し、上局の査閲を経て、主管の局課長に配付する。舊い規程に依ると、收受文書は文書課長の檢印を受け、更に大臣の査閲に供し、其中例規のないもの、又は重要と認められたものは、大臣が處分の要旨を指示されたのであるが、現行でも大臣、次官宛の文書は、文書課長の檢印を受けることになつてゐる。又事故報告等に關する電報にして上局の査閲に供するものは、收受の際謄本を作製して提出するのであつて、電報以外の文書でも、省内一般に關係があるものは、矢張り謄本を作製して配付する。又收受文書の中に通貨、有價證券等を添付したものあれば、該文書の欄外に、其の種類金額等を記入し、取扱員自ら主務課に携帶して、其の受領印を徴するのである。

各局課で收受文書の配付を受けたる時は、其の處理方を成案して提出することを要する。此の場合合議に付すべき成案文書は、關係の重きものから合議し、且つ合議を受けたる局課は、速に其の手續を了せねばならない。若し成案文書にして、一定の期間内に提出し得ない時は、其の事由を文書課に通知し、更に長期に渉るものは大臣に具申することになつてゐる。又成案文書の記號番號は控簿の順序に依つて號を付するのであつて、同一事項の成案に就いては、數年に跨るものでも、其の結了を見るまでは最初の記號番號を用ひる。又記號番號は曆年毎に更新することを要し、

只會計年度に依ることを必要とするものだけは、會計年度毎に更新して差支へない。

本省で發送する文書の主なるものは、指令文書と往復文書とであつて、其の書式は明治四十三年十二月官文第三百五十七號に依つて達せられてゐる。併し之に先だつて、同年三月官文第九十七號で文書の往復及立案等を簡捷になすために、一の通牒を發した。此の通牒は當時の所謂繁文褥禮を矯むるに相當の効果があつた許りでなく、其の後今日までも引續き適用されてゐるのであるから、参考のために其の全貌を窺つて見ることにする。

- 一、文書往復上支障なき限りは、開披の儘受授し封皮を使用せざること。
- 二、回議文書の例文に依るものは、一々回議用紙の立案を省略し、一定の形式を備へたる帳簿に依ること。
- 三、收受文書に對する立案にして、輕易簡單なるものは、其の收受文書の餘白を利用して立案をなすこと。
- 四、輕易事項にして保存を要せざる一時限りの回答文の類は、其の照會書に附箋をなし、又は其の餘白に記入して返送するも支障なきこと。
- 五、督促の如き輕易事項は、其の回数に制限を設けて、主任限り取計はしめ、特に立案をなさず、原議に其の年月日及要旨を記入し置くこと。

六、發送文書の年月日に、日附印を用ゐて代用するが如きは、便宜たるべきこと。

七、同一局内に於ける各部局課相互間の照會通牒は、努めて口頭を以て處辨し、文書を用ひざること。

八、法規上特に書類を必要とする場合の外、官廳相互若は公衆との交渉は、口頭にて處辨すること。  
但し之がため、特に公衆を召喚するが如きことなき様注意を要す。

九、特に形式を要するものの外、輕易にして復本を要するものは、炭酸紙を使用するも支障なきこと。

- 一〇、公文の文體も亦特に形式を要せざる限り、讀書體と時文體とを選ばず、簡單明瞭なることを期すること。
- 一一、局長印又は局印の外、成るべく印類の減少を計ること。
- 一二、部内又は區内に往復する普通文書には、局課長印又は局課印の押捺を省略し、單に契印のみ使用するも支障なきこと。

右の事務簡捷事項は、從來の處理方が往々形式にのみ流れて、實際に即せぬ弊が多かつたので、當時としては可なり思ひ切つた對策を講じたのである。尙、文書事務の統一前にも、矢張り之に類する通牒を出したのであるが、其等の中特に必要と認められた事項は例規中に規定し、其の活用上に誤りなきを期したのである。

成案文書は上局に提出するものと、局課長限りのものとの二通りに區別することが出来る。上局に提出するものは、大臣の決裁を経るものを甲とし、次官の決裁を経るものを乙としてゐる。そして孰れの文書も決裁を経れば、文書課で決裁済日附印を押捺し、同時に發送の要否を甄別して、其の要あるものは、淨書して發送する。これも舊い規程に依ると、發送文書は文書課長に供し、其の檢印を受けて後發送することになつてゐたが、現行では收受文書の場合と同じく、其の全部を査閲することは實際上行ひ易からざることであるから、久しい以前に、其の條項を削除したのである。

在來の公文書は和紙と毛筆とに依つて、一切の用を便じてゐたのであるが、明治の末期から大正にかけて、邦文用の「タイプライター」が巷間に現はれ、各方面の需要を促がしたなどは、最も著しい事例であつた。本省でも此の氣運を察し、其の效用を確かめたる上、文書事務の統一を機會として、之を採用するに至つたのである。今其の當時の事情に精通した人の談片を左に掲げる。

重要文書の淨書用に充ててゐた和紙は、當分の内其の儘使用することに極まり、一般の用紙類は、表裏両面を使用し得る洋紙に改め、其の紙質の選擇、罫線、輪廓等の按配に少からず苦心を拂つた。例文用紙は統一前各局課から收集し得た千餘種のもの、適當に整理して、八百餘種を印刷に付し、封皮は形状、寸法、紙質に改良を加へ、其の色合は主に褐色、鼠色の二種を選び、其の宛名を豫め二百五十餘を刷込で置くことにした。

淨書用の邦文「タイプライター」は、當時また實用化の初期にあつたので、試みに一臺を購入し、練習に充てて見た處、成績良好であつたので、更に五臺を購入することにした。それから從來のコンニャク版は取扱上に少からず手数を要するので、間もなく能率的價値の高い百寫版に變更することにした。

併しながら、今日でも儀禮を要する文書、又は指令文書の一部は、主に毛筆を使用し、又謄寫版類の原稿を作製する際には、往々「ペン」字を使用してゐる。

成案文書の淨書は、右に述べた印字機の利用に依つて執務上に一轉期を劃したのであるが、尙之に毛筆とか「ペン」

遞信省文書取扱件數累年比較

年次	種別	收受文書 (通書)	回議文書 (通書)	淨書文書 (通書)
昭和九年		四九二、三〇六	一一五、八八八	一九四、五七〇
十年		五三一、三四〇	一三五、八〇六	三三一、一二三
十一年		五八三、五四九	一三二、一八八	四一八、六一一
十二年		六四五、三五六	一二五、一一二	五五二、七〇六
十三年		六四九、七〇〇	一二三、三〇〇	七五七、八〇〇

とかを使用する際は、成案文書を立案する場合と同じく楷書又は行書に依るべきことを明かにしてゐる。又淨書文書に添付すべき別紙及圖表類は、豫め主管局課をして調製回付せしめ置き、其の發送に先だつて、本書の欄外に他の「親展」「書留」「何々經由」等の例に倣ひ「有添付物」なる表示をなし、直接又は間接に受信者の注意に便するのである。斯くして成案文書の發送が済めば、該文書に成規の發送済日附印を押捺して、各主管局課に返付するのである。

## 第二款 編纂、保存

省中各局課の結了文書は、人事に關する機密のものを除くの外、總て文書課に於いて之を統一編纂保存して、執務上の參考に供することになつてゐる。公文書編纂保存の事務は、驛遞寮創始當時、既に規定として存在し、明治四年八月十九日制定した驛遞寮事務章程中に「寮中ノ諸書類諸簿冊ハ順次ニ之ヲ編纂シテ、後考ニ便スルヲ要ス。」と規定してある。次で明治十八年十二月には、達第十號を以て、逓信省庶務局記録課事務分掌中に「公文記録、文書編纂ノ事ヲ掌理ス。」と規定し、文書の統一編纂方法を制定したが、更に翌十九年二月には、勅令第二號を以て、各省官制通則を定められ、各省總務局記録課事務分掌中に「記録課ハ其省及省中各局課ノ公文書類ヲ編纂保存ス、各省中記録局ノ設ケアルモノハ別ニ記録課ヲ置カス。」と定め、更に「各局課ノ文書處分濟ノモノハ、之ヲ記録局又ハ記録課ニ送付ス。其機密ニ屬スル文書ハ、別ニ大臣ノ命スル所ニ依リ、祕書官之ヲ保管スルコトアルヘシ。」と規定して、公文書統一編纂保存の一般的指針としたので、逓信省に於いても同年三月二十九日總務局記録課事務分掌中に「處分濟ノ文書ヲ編輯スル事」及「文書ノ保存年限ヲ調査シ、及ヒ保存文書ノ謄本ヲ作ル事」の二項を定めて、公文書の統一編纂保存規定を設けたが、次で明治二十二年七月十八日、總務局記録課事務分掌中に「各局文書及回議書類編纂保管ノ方

法ヲ定ムル事」及「官房及總務局ニ屬スル文書及回議書類ヲ編纂保管スル事」と規定して、公文書編纂保存の事務は一旦各局課で夫々行ふ事となつた。

然るに越えて明治二十三年三月、勅令第五十號を以て、各省官制通則が公布せられ、各省總務局事務分掌中に「本省及省中各局課一切ノ公文書類ヲ編纂保存スルコト」と規定されたので、逓信省に於いても、再び公文書の統一編纂保存を行ふこととなり、同年四月達第九十二號を以て、逓信省處務規程を設け、同規程中に、本省の公文は事の輕重を問はず、總て記録課に於いて之を編纂保存し、機密の公文は祕書官之を編纂保存することに定められた。次で明治二十四年一月達第三號を以て、機密の公文は記録課長之を編纂保存することに改正せられ、又公文書の保存年限に就いては、第一種を永久、第二種を三十年間、第三種を五年間保存とし、第四種を即時廢棄の四種類に、記録課に於いて區別して、保存又は廢棄することに定められた。又結了文書の編纂送付に就いては、公文は主査に於いて結了後、十日以内に之を記録課に送付すること。而して、記録課員は公文送付の遲速を調査し、結了後十日以内に編纂送付の手續を履行せざるものあるときは、督促するの責に任ずと規定された。然るに明治二十三年六月達第六十五號を以て、歳入歳出豫算決算に係る公文書は、該會計年度決算完結まで之を事務局に保存することを得と改められ、翌二十四年一月達第三號を以て機密の公文は、其の主務課長直に之を記録課長に授受し、若くは之を封緘して送付することに改正された。又公文の借覽期間は三日以内と規定したが、五日間を限り之を貸付し、六日間以上使用を要するものは、其の證書に日限を記入し、其の局長の檢印を要し、記録課長の承認を得て之を貸付する旨、明治二十三年六月改正された。





## 第二節 統計報告

明治十九年十二月、省内に初めて、統計委員會を置いた。此の委員會は内閣統計局が統計院と稱したる時代に、各省から委員を選び、統計委員會を組織したる例に倣つたもので、總務局長を委員長に、秘書官、書記官、局次長、の中から委員を選出する。若しその局に次長なき場合は總務局長の指名したる奏任官一名を委員に充てたのである。又委員會の目的は、統計に關する各種の要件を審議し、其の局課の統計主任を指揮監督し、統計事務を提理せしめ、尙各局課員中統計に通曉せる者を選抜して統計主任とし、其の局課の統計事務を擔當せしむる等の事柄であつた。然し此の委員會は設置後何程の會議を開き又いつ廢止になつたかは記録の上では判然しないけれども、二十三年に遞信省功程報告規程を、二十六年に遞信省年報報告規程を發布してゐる點から見ると或は其の以前に廢止されたのではないかと思はれる。次に分課の上での變遷を一瞥すると、従前大臣官房若くは總務局と再度の分合はあつたが、主として文書課が總括的統計事務を擔當し、他の局課は夫々各所管限りの統計事務に携はつて來た事は明かである。又部内の統計報告規程は、孰れも各年度の統計書を編成する迄の手續を巨細に規定し、他日の事業計畫に資せんとするに外ならぬのであるから、本節では繁瑣な例規類の縷述を避け、専ら既刊の年報等に就いて、其の創刊前後から概括的な沿革を陳べることにする。

## 一、遞信省年報

遞信省所管事務の一斑を總篇以下に分類し、明治二十二年七月に其の第一回を刊行した。二十四年に刊行した分からは、從來の曆年調査を會計年度調査に改めた。次で三十三年度以降刊行の分には、本表の外に、累計比較圖表數葉を添え、主要統計類の要綱を周知せしむる方法を講じた。大正元年度分になつて「遞信省第何年報」とあつたのを「遞信省年報第何回」と改め、又八年度以降は印刷様式の縦書式を横書式とし、每篇の冒頭に沿革略誌及當年度中の重要施設事項を載せ、目次及各表の見出等に歐字を配して從來の編纂方針を革めた。尙本年報創刊以前の關係報告書は、農商務省年報、工部省統計志、驛遞局報告、電信局長報告及管船局長報告等である。

## 二、遞信一覽

主に帝國議會用に充てるため、毎年一回編纂されてゐる「ポケット」用のもので、明治二十七年十月に、其の第一回を發行した。内容は分課及職員數等の一斑、並に各種の主要統計を材料とし、附録として諸規則の摘要を編綴したもので利用の途多きものとせられてゐる。

## 三、職員衛生統計報告

職員衛生統計報告規程の定むる所に依つて、毎年一回發行する職員の疾病統計報告で、明治四十四年十二月の創刊である。右の規程は大正四年末以降の現行であるが、其の以前にも機宜に依つて一二回の改正を経てゐる。

## 四、通信統計要覽

明治三十一年通信局設置後、元郵務局編纂の「郵政要覽」と、元電務局編纂の「電政要覽」とを合して一とし、「通信統計要覽」と改稱し、執務參考用として毎年一回發行してゐる。尙郵便爲替及郵便貯金業務に關する事項は、明治



四十一年度以降、要覽中から之を除外した。

五、一、二等局、特定三等局業務要覽

内地一、二等郵便、電信、電話局(鐵道郵便及鐵道船)の提出に係る業務概要表に據り、大正六年以降毎年一回發行するもので、從來特定三等局に關する分を除き、一、二等局業務要覽と稱してゐるが、昭和元年度以降は、其の分をも之に集録することとし、一、二等局特定三等局業務要覽と改稱した。

六、電氣事業要覽

電氣事業の現況を明かならしめ、執務並に調査上の利便に資するため、明治四十二年中初めて本要覽を發行し、各關係官公署、團體等に配布したところ、之が續刊を希望する向が頗る多かつたので、爾後毎年一回發行することにした。尙右以外の事業關係者、研究家等から其の頒布を申出る者が年々増えて來たので、大正三年(第六回)以降遞信協會をして一般に刊行發賣せしめ、又同九年(第十二回)以降は總て之を電氣協會の手に移して、各方面の需要に應ずることとなつた。

七、電氣事業概況

電氣事業の沿革と其の發達の狀況とを知らしむるため、大正八年十一月本概況を發行し、爾後毎年一回發行する事とした。尙江湖の需用に鑑み昭和三年(第八回)以降は電氣協會をして、其の刊行發賣をなさしむることとした。

八、海 事 摘 要

明治三十八年十月の創刊で、海事に關する各種の統計表を収録してある。

九、海 運 概 況

「海運近況」と題し、世界大戰時に於ける内外の劃期的海運の狀況を明かにする目的を以て、大正五、六兩年の分を記録し、同七年創刊したものであるが同年以降も引つづき「何年海運概況」と題して毎年一回刊行してゐる。

一〇、航空統計年報

本邦の民間航空狀況を通覽するの便に供するため輯録したもので、昭和七年二月其の第一回を發行し、昭和四年度及同年度より既往八箇年に於ける當該狀況を報告してゐる。

一一、經理事務年報

本省に於ける諸經理の狀態を遺漏なく網羅し、沿革として會計制度の改正に伴ふ分課の變遷等をも記録したもので、明治四十三年度分を第一回として刊行、引續き今日に及んでゐる。

一二、貯金局統計年報

郵便爲替及郵便貯金は、孰れも明治八年の創業であつて、之に關する各種の統計は、驛遞寮第四次年報に初めて掲げられた。此の年報は二十五年十一月郵便爲替貯金事業概要の名稱の下に、其の第一回を發行された。そして創刊號乃至第十九回を郵便爲替貯金事業概要、第廿回及第廿一回を郵便貯金局統計年報、第廿九回以降は貯金局統計年報等の名稱に依つて刊行されてをり、又統計種目、編纂形式等にも相當の變遷を経てゐる。

一三、郵便貯金現在高局別前年比較表

本表は郵便局別に見たる年度末郵便貯金現在高前年比較増減狀況周知の資料として、明治四十二年度分より毎年一

同、年度決算後發行してゐたが、昭和三年度以降は、之が發行を廢止した。

一四、簡易保險局統計年報

執務上の參考、部外への事業紹介等を目的として刊行せるもので、其の要目は制度の概要、事業の沿革、各種統計及各種圖表等である。本年報は大正七年一月の創刊であるが、十五年郵便年金の實施に伴ひ、同年度以降の分は、從前の簡易保險事業統計を第一篇とし、郵便年金事業統計を第二篇とした。

一五、簡易生命保險便覽

簡易保險事業狀況を一覽的に表示せるもので、前記年報の主要統計と、内外民間保險の事業成績との概要を輯録せるものである。本便覽は昭和五年十二月の創刊で、昭和五年度以降の分には、郵便年金事業成績を追加してある。

一六、燈臺局年報

明治十七年以降の燈臺局沿革概要に、同三十五年度の現況を採録したものを第一年報として發刊した。本年報は從來印刷上の關係等で、二箇年度分若くは三箇年度分を一纏めとして順次編纂し、所要の向に配付してゐた。

大正四年度以後の分は、一時其の編纂が後れ、十二年の夏期に印刷する筈であつたが、折柄の大震災に因つて資料の全部を焼失したので、此の分は止むを得ず他日の調査に待つ事としてゐる。尙昭和二年六月刊行（第六回）以前のものは航路標識管理所第何年報と稱してゐた。

### 第三節 公 布 式

一般法令の公布式としては、官報に掲載するを以て、公式とされてゐるが、明治十六年七月、官報の發刊せられる以前に於いては、その慶應年間から明治八年迄は太政官日誌を以て其の公布式とし、八年以後官報の刊行せられるまでは、東京日日新聞の附録として、五の日と十の日毎に刊行せられた五十日誌に掲載するを以て、一種の公布式としてゐたやうである。一面、各省に於いても、亦其所管事務に關し、一般に對する法令は、此の太政官日誌、五十日誌、官報等に依り、其の時に應じて公布をして來たと同時に、其の部内に對する令達の公布機關としては、別に各種の設備をなしてゐた。遞信省も亦明治元年二月、大藏省內國事務局内に、驛遞司の職を置かれて以來、之が關係令達を公布する必要を生じて、漸次之が機關の設備を見るに至つた。

第一 郵 便 月 報

郵便月報の凡例には次のやうに

郵便月報は其の取扱の分、殊に出でんとするものをして、一規の方法に歸せしむべき爲め、一箇所限りの實驗上より願伺出の趣に就いて、其の回答指令達振を各所に示し、彼此相互に目前の當務に引當て、參考せしめん事を要す。各府縣各郵便局への回答指令達振は、一規の方を示すを主と爲す。故に何云々の事を回答指令、又は達せりと記して、其願伺出の意を記さざるは、文意と字句の錯綜重複を省けばなり。

と述べてゐる。要するに此の郵便月報の内容は、指令、達及任免黜陟の辭令類等から雜報をも掲げて、郵便事業に關

する事務上の運行を圓滿ならしめんことを期して、驛遞寮が發行したもので、明治七年十一月以來明治十四年一月迄の間に於ける部内の指令、達等に關する公布式であつたのである。

## 第二 中外郵便週報

中外郵便週報は、大内青巒が時の驛遞總官前島密の命を受けて、明治十四年一月以來逐號發行したもので、驛遞總官から郵便取扱役に對し、同週報を以て、部内の一種の公達式と爲すべき旨を達したる一節に「簡單なる布達もの等は驛遞局録事の欄を置き、同欄内に登録せしむべきに付、取扱役に於いては此登録を以て達しを受けたるものと心得べし」とある。而して之に掲載せられたる内容は(一)驛遞局録事(二)雜報(三)任免黜陟(四)叢談(五)公報(六)廣告(七)驛遞局指令摘要(八)正誤の八項目に涉つて居つたが、驛遞局録事の欄に掲載されたものは、總官から郵便取扱役に對する布達類であつて、局の設置や取扱事務の開廢、若くは郵便線路差立時間等多くは今日の公達に屬するものであつた。(二)の雜報欄には主として郵便事業に關する一種の社會記事に屬するものや、今日の叢報に屬するもの等が記載せられ、(四)の叢談欄には、時に法規の解釋、批評等の如きものが掲載せられた。(五)の公報欄には太政官達、布告等の轉載や、各府縣の布達等を掲載してゐるが、今日から見ると異様に感ぜられるのは、郵便物の運達延滞等に關する譴責に類したる注意を、縣令から郵便取扱役に對して、縣布達を發して居つたことである。(六)の廣告欄は一般民間の依頼に應じて、毎號一頁位のものであつたが、稀には郵便局の市内外集配區別表の如き廣告も出て居つた。

其の後明治十六年六月二十五日に至り、第三百三十號を以て廢刊する旨の廣告文を掲げたが、此の一節に「上略本報已に郵務に必要なり、郵務愈々擴張するの今日に於いては、愈々本報を擴張すべきなり。然り而して我驛遞本局は之を擴張するの針路を一轉して本報買上を廢止せられ、更に他の方法を以て愈々詳かに郵務の事情を公衆に告知らしめられんとす。其事の顛末は、不日公報せらるる所なるべければ、今此に漏洩すべからざるなり云々」と述べてゐるが、本號を以て茲に中外郵便週報の終りを告げたのである。

## 第三 驛遞局報

中外郵便週報の廢刊後、毎週火曜日毎に東京日日新聞の附録として、略々同一内容掲載の別冊を關係局へ配付する外に、告達を一括して、之を別冊となし、時期を定めず、時々關係局へ配付した。然るに其の後明治十七年十二月五日時の驛遞總官品川彌二郎から驛遞出張局、郵便局、郵便受取所に對し、右の別冊配付を十二月限り廢止して、來る十八年一月から驛遞局報を發行し、關係局へ下付すると同時に、告達は之を該局報に掲載するを以て公式とする旨を達せられたのである。而して本局報の發行が確定すると同時に、同局報に掲載すべき事項に關し、報告主任を定むべき旨を命ずると共に、報告主任は又局報掲載の材料となるべき確實なる資料は可成迅速に報告すべきことを達せられたのである。此は大體毎週二回發行の豫定であつて、左の五項目を其の登載事項とした。

一、告 達 驛遞事務に關する條例規則等の令達及本局から發する隨時の令達、告示等の如きを掲載する。  
二、伺指令 驛遞事務に關する法律規則の疑義とか、其の施行手續や、取扱方等であつて、現在の指令回答に該當する。

三、彙 報 局員及取扱役書記以下の轉職、出入、出張、巡回、褒賞、祭糝料下賜並内國驛遞事務に關する景況報告、統計其の他會議に關する決議事項、若くは狀況等を掲載して、一種の辭令欄のやうな雜報欄のやうなものをも加味し

たもので、現在の彙報欄とは餘程趣を異にしてゐる。

四、外 報 海外諸國の驛遞事務に關する施設、狀況、統計、報告、郵便條約の締結、若くは郵便其の他の國際會議に關する事項等。

五、廣 告 郵便船の發着、郵便物締切時間、郵便物の遺失、盜難、燒失、沒書、郵便局へ貯金通帳差出方其の他臨時に廣告すべき各種の事項等であつて、中外郵便週報の場合の廣告とは全然其の趣を異にしてゐる。

今日の官報及公報の報告主任制度は、驛遞局報發行に其の端を發したものであつて、此の驛遞局報は、驛遞局之を發行し、其の賣捌所を東京日日新聞の發行所たる東京京橋尾張町の日報社に指定し、關係各局に下付する外、一般の需めに應じて賣捌かしたのであるが、明治十九年四月二十三日に至り、告達を以て、遞信大臣から達せられたる趣により、本日限り驛遞局報を廢刊する旨、時の驛遞局長林董から同局報號外を以て發表せられたのである。

#### 第四 遞 信 公 報

驛遞局報廢刊の翌日、時の遞信大臣榎本武揚から遞信管理局、郵便局、電信分局、郵便受取所、驛遞貯金預所に對し、明治十九年四月二十六日から、遞信公報を發刊し、遞信事務に關係ある勅令、閣令及本省の令達告示は、總て公報を以て示達すとの旨が達せられ、茲に遞信公報が呱呱の聲を擧げたのである。當時公報の登載項目は(一)勅令、(二)遞信省令、(三)公達、(四)告示、(五)訓示の五項目を令達告示として同一欄に掲げ、(六)驛遞局達、(七)遞信管理局達示、(八)電信局達等は、各項に別つて其の欄を設けてあつた外、(九)彙報の欄があつて、任免黜陟、同指令、海員審問判決其の他の事項が掲載せられて居り(十)廣告の欄があつて、局の事務開廢、郵便船出發、郵便物締切時限等の事項を掲載して居

つたのである。が、同年五月公報第六號以後は、廣告の欄を廢して、告知の欄が設けられ、廣告欄に掲載せられた事項の外、告知を發する局として、總務局、驛遞局、會計局、電信局等の各項を別つて、各種の事項を掲載して居つたのである。

其の後明治二十年四月一日以降、令達告示の欄を省令、訓令、告示の欄と公達、訓示の二欄に分つた外、同五月に至つて勅令の欄を設け、同十二月更に閣令欄を設けたが、其の後二十二年八月からは、法律欄が設けられたのであつて、要するに二十年四月以降は、省令以上の法令は各欄に之を掲載することとなつたのである。後又明治二十六年十一月十日に至つて、各法令達とも其の種類に従つて各其の欄を設けることとなり今日に及んでゐる。

創刊當時から明治二十四年四月迄、遞信公報の印刷は驛遞局報同様日報社に之を命じ、東京日日新聞の附録として、關係局に配付せられてゐたが、同年五月以降朝野新聞に其の印刷を命じ、其の翌年四月からは、更に又東京日日新聞の附録として刊行配付せしめ、それが明治三十年二月迄繼續してゐたのであるが、同月十三日に至つて、日報社の印刷を打ち切り、従來の新聞附録としての遞信公報配付を廢止し、内閣印刷局に於いて之を印刷し、單獨に遞信公報を遞信省から各局所へ配付するに至つたのである。従つて従來新聞附録として刊行せられた遞信公報は、一般新聞購讀者にも購読せられてゐたのであるが、其の後は單に遞信事業關係方面へのみ配付することとなり、然も非賣品となつたから、一般購讀者の需要には應じなくなつたのである。

明治四十三年三月の官制改正に伴ひ、行政刷新を行つた結果、従來印刷局に依囑したる遞信公報の印刷を、本省の自營とする議が起り、準備漸く成つて、同年七月末限り、印刷局の印刷を打ち切り、同八月一日から本省經理局に於い

て印刷し、各局所へ配付する事となつた。其の後大正十二年九月關東大震災に遭遇して、印刷工場は烏有に歸せしを以て止むを得ず凸版印刷株式會社をして臨時に印刷を請負はしめたのであるが、同會社の工場も亦此の厄難に災ひせられて、活字のケースを全部顛覆して用をなさなかつたので、差當つての應急處置として、石版印刷に依つて之を刊行し、活字ケースの回復整理漸く成るに及んで、九月三十日から活版印刷の復活を見たのであつた。此の間九月十日震災後初めて遞信公報號外第一回、石版刷一頁を發行して以來、同月二十九日まで、石版刷號外十三回、活版印刷號外三回發行の後、十月二日に至つて、初めて遞信公報本紙を發行し、翌十三年五月五日まで、凸版印刷株式會社に印刷せしめたのである。而して之が配付は、幸ひに災厄を免れたる公報配付臺帳に依つて、經理局印刷係が其の任に當つたのであるが、印刷係工場の回復漸く成るに及んで、同月六日から再び遞信公報の印刷自營を實現せしめて今日に及んでゐる。

之より前、明治十九年公報創刊當時に於いては、一週二回位の發行に過ぎなかつたが、其の後漸次發行回数を増加し、遂に同三十年頃より日曜祭日を除きて、殆ど日刊となし、最近に至つては號外を合して、一箇年の發行回数實に三百回を超過するの狀態に達してゐる。然かも創刊當初の發行部数は、僅々五千部に過ぎなかつたけれども、昭和十三年度末に於いては、其の發行部數實に二萬四千五百餘を算するに至つてゐる。

#### 第五 遞信局報

一等郵便局長が、其の部内一般に對して、令達等を發する必要がある場合に於いて、之が公布式として郵便局報を發行せしむべき旨が、明治三十九年六月公達を以て、郵便局報規程として定められ、翌七月から施行したのである。其

の後明治四十三年四月官制の改正に依つて、遞信管理局が設置せられたるため、郵便局報は之を遞信管理局報と改稱し、大正二年六月以來更に遞信局報と改稱せられ、それと同時に、其の數を五局に減じ、長野其の他の管理事務分掌一等郵便局に於いては別に郵便局報を發行して、遞信局報と併存して居つた。其の後大正八年五月右分掌局制度の廢止と共に、郵便局報の名稱は亡びて、單に遞信局報のみとなり以て現在に及んでゐる。

#### 第六 施行時期

郵便月報、中外郵便週報、驛遞局報、遞信公報等は、各々其の刊行せられたる時代に於ける部内一般に對する令達類公布機關であるが、之等公布機關に掲載せられたる令達にして、其の施行期日を定めざるものに對しては、何時を以て其の施行時期とするかとの點に、種々の疑義を生じたので、遂に明治二十年十月五日付公達を以て、遞信公報に掲載する公達、訓示にして、施行期日の定めないものに對しては、遞信公報到著の即日から之を施行するとの旨が定められたのであつた。併しながら此の公達に對しても、到著主義を取つた結果、令達類の施行期日を異にする非難があつたので、其の後明治四十二年十月八日に至り、前述の施行期日を改正して、公報に掲載する公達にして施行期日を定めざるものは、發布の日から起算し、滿二十日を経て之を施行すとの旨が定められた。

### 第四節 圖書

王政維新の後を受けて、文化の進歩著しく、各種事業の發展に伴ひ、之が指導監督の任に當る官廳は、文獻に待つ

もの多き結果として、圖書、新聞、雜誌等に關する需要は日に多きを加へ、従つて其所藏圖書の數夥しくなつた。依つて之が統一を企圖せられ、明治十七年一月太政官から文庫設立の義が達せられ、陸海軍省用、各省附屬の圖書館、博物館及學校用書籍、竝に地方所在の分と、譯書記録類に屬する日常必要の書冊は之を除き、各官廳所藏の一切の圖書は、太政官内新設の文庫に蒐集管理せられる旨仰せ出されたのである。而して該文庫の建築落成に至る迄は、從來所藏の書籍は、其の官廳に預り置く事とし、將來新に書籍の購入を要する場合には、其の購入方を太政官へ申出で、文庫に於いては、其の請求官廳の所管豫算内から支出せしめて、之を購入の上貸與することとなつた。そこで此の圖書統一の第一著手として、各官廳からは、所屬圖書一切に對して、借用證書を太政官に差入れ、且つ除外書籍に對しても書目を作成して届出たのである。

其の後各官廳は、只單に圖書借入證書を差出したるに止まり、文庫落成の後に於いても、實際所藏圖書を文庫に差出したる官廳はなかつたとのことである。而してこれは圖書の購入借覽に不便少からざるがために、變則手續として、其の官廳限り購入手續を取りて後、其の借用證を文庫に差入れ、若くは借用手續を取る等の便宜方法を講ずるに至りし理由によるのであつて、遂には各官廳毎に圖書に關する特殊の規則等制定改廢せらるるに及んだのである。斯くして結局此の文庫内に各官廳の圖書を統一管理するとの達は、實行不可能となり、遂に大正十年三月十九日勅令第三十八號を以て廢止せられ、各省とも其の定むる規程に據つて圖書の取扱をなすに至つたのである。

#### 第一 圖書取扱準則

前述の太政官内文庫に、各官廳所藏圖書の統一管理が行はれんとするに際して、地方所在の分は除外せられしによ

り、遞信省としても、地方官廳所藏圖書の取扱準則を定むる必要ありとし、明治二十年六月公達を以て、遞信管理局圖書取扱概則を定めた。此の概則に依ると、先づ圖書の分類を命じて、和漢、洋書、公文の三類に分ちて、類別圖書目録に登記し、之が保管をなさしめた。然して、毎年一定時期を限度として、前一箇年分の調査をなさしめ、之に基いて圖書増減表を作成報告すべきことを命じてゐる。更に又圖書を紛失毀損せる場合に於ける處分手續等に關する事項を定めたる外、不用圖書の處分方法を規定し、又圖書出版及其の出版圖書の納本に關し、之が取扱手續等をも定めてをつた。

斯くて明治二十二年七月に至つて、大臣官房内に圖書館を置き、後之を記録課と改め、次で現在の文書課となつたものである。當時の圖書館の處務規程に據ると、現在の文書課所管事項中の一部分たる圖書に關する事務を掌り、圖書及新聞紙雜誌の調査保管購求並に内外國文書、圖書の翻譯に關する事務を取扱つたのである。以上の外、内外國新刊の圖書、新聞紙及雜誌の調査、遞信業務上に關する参考書類の整理等をなさしめてゐる。又、遞信業務上に關する参考書類を整理せしめて、圖書と同一の取扱をしたのは、當時記録文書と圖書とを區別しなかつたからである。従つて此の参考書類にして、執務上注意を要するものと認むるときには、之を其の主務局課に報知すべきことを命じてゐる。又官房及各局課に於いて、執務上参考を要するものあるときには、其の調査方を圖書館に請求することを得せしめてをつたから、従つて圖書館は一の調査機關ともなつてゐるのである。

其の後明治二十四年一月に至り、遞信省圖書取扱規則が制定せられ、其の儘現在に及んでゐる。該取扱規則に依ると、本省の圖書は總て官房文書課に於いて之を保管し、消耗品所屬の圖書に限つて、各局課に於いて隨意處理し得る

ものとしてゐる。而して各局課は各二人以上の圖書取扱主任を定め、其の局課使用の圖書保管の責に任せしめるのである。尙此の圖書は和漢、英、佛、獨の四門に分ち、更に各門を政治、經濟、法律等適宜に之を類別して、其の分類毎に番號を設け、類別圖書目録に登録するのであるが、此の圖書目録は明治二十二年以來調製して、官房及各局課に配付して居つたので、其の後所藏圖書の數が漸次増加すると、經費、定員の關係等よりして、單に文書課に類別圖書目録を備へるのみとし、配付することを廢止した。

明治四十三年の行政整理に當つて、官房文書課に編纂係を置き、從來の類別圖書目録の不便を改善して、別に圖書原簿を作成し、更にカード式圖書目録の作成を企てたのであるが、手數と費用とを要するために實現困難であつた。然るに後藤遞信大臣が圖書室を巡視し、所藏圖書の類別や目録作成に關して所感を述べられたのを好機として、之が實現に向つたのである。先づ圖書取扱規則に基いて、圖書の部門を分ち、カード用紙の色に依つて、直ちに其の部門を識別し得るやうになし、和漢書の目録は白を、英書は青、獨書は黄、佛書は赤色となし、各部門毎にカードケースに收容して、其の索引を便にしたのである。併し此のカード式目録作成に當つて、色々複雑なる手數を要せしめたために、此の圖書目録の完成を告げたのは、大正二年十月末であつた。之と同時に其の副産物として、遞信省所屬圖書に對する圖書原簿の作成が出来た。爾來此の圖書原簿は會計検査の都度補助簿の用をなして、至大の便宜を與へてゐる。

大正十三年よりは、又購入圖書に對する目録を調製し、毎年四回宛各局課に之を配付して、其の利用を便にしたが、最近又更に毎月一回宛追加目録を發行し、之を配付して購入圖書の周知に勉めてゐる。又圖書取扱規則は、毀損亡失若くは汚穢したる場合に於ける責任を、何人が如何にすべきやを規定してゐる。尙又各局課に於いて圖書の借覽を要

する場合には、圖書取扱主任から其の申出をなすべき手續とか、借入をなしたる圖書の返還を爲すべき期限を定むると同時に、圖書借覽者の心得方をも規定し、他方又本省と他官衙との間に於いて、其の所藏圖書を貸借する必要がある場合に於ける取扱方等に關しても、亦此の規則中に規定されてゐるのである。

次に圖書の購買をなす場合、及他官衙に圖書の貸付をなすべき場合に、之が合議又は經何若くは請求等の手續も此の取扱規則に定められてゐる。且つ圖書出版に關して、其の合議及出版圖書の送本手續、並に版權所有のときの通知等の規定、版權所有印の押捺方等に就いて規定されてゐる。

## 第二 圖書移 管

明治三十八年三月東京郵便電信學校を廢止して、通信官吏練習所を新設することとなつた結果、練習所保管の圖書は、全部文書課に移管せられたのである。蓋し從來同練習所の前身たる東京郵便電信學校は、地方部局としての存在であつたから、其の保管圖書は同校の保管主任が保管してをたつたのであるが、通信局の一所となりし關係上官吏練習所の保管圖書全部を、文書課に移管するの結果となつたのである。爾來練習所内に、文書課分室を置いて、同所物品保管主任所屬の取扱の任に當つてゐる。

## 第三 分任物品會計官吏

從來官房文書課保管の圖書は、經理局主任物品會計官吏の出納にかかり、文書課保管主任は、其の保管をなすに過ぎなかつたのを、明治四十三年七月、文書課に分任物品會計官吏を置き備品圖書の出納保管に任せしむる事となつた。尙此の分任物品會計官吏は、經理局主任官所屬分任官で、其の所屬長官は經理局長と定めてあつたのを、昭和六年四





地 圖		滿洲政府刊行圖書		計		一 日 平 均		一 人 一 日 平 均		日 數	
二	三	二、七〇三	三、五三一	一、二九四	一、二四一	一、二九四	一、二四一	二	三	二	三
一	一	三、〇三五	二、六〇四	一、四〇八	一、二七三	一、四〇八	一、二七三	二	三	二	三
四	四	三、二〇七	三、二〇七	一、九七二	一、九七二	一、九七二	一、九七二	一	二	一	二
三	三	二、二八九	四、二八	二、四四	二、四四	二、四四	二、四四	二	三	二	三
二	二	四、一五五	三、〇七七	二、一八一	一、三九三	二、一八一	一、三九三	二	三	二	三
三	三	二、五六五	二、五六五	一、〇七〇	一、〇七〇	一、〇七〇	一、〇七〇	二	三	二	三
五	五	二、五六二	二、五六二	一、〇八五	一、〇八五	一、〇八五	一、〇八五	一	二	一	二
一	一	三、四一九	三、四一九	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一	二	一	二
八	八	三、六九〇	三、六九〇	一、七八七	一、七八七	一、七八七	一、七八七	六	六	六	六
一	一			六、二〇〇	六、二〇〇	六、二〇〇	六、二〇〇	二	二	二	二
				二八八	二八八	二八八	二八八				

第五 災害に因る圖書類の焼失及復舊狀況

本省所藏の圖書中には、珍書、奇籍頗る多く、執務上の参考資料としての逸品少からず、至寶として尊重すべき資料が秘藏せられてあつたにも拘らず、大正十二年の關東大震災火災は、再び入手する事能はざる珍籍奇書を含みたる五十有餘萬の圖書の大部分を、慶應年間より引續いた貴重な記録類と共に悉皆烏有に歸したのであつた。茲に於いて、執務上の参考資料として、一刻も忽にすることの出来ない圖書を、補充しなければならなかつたのである。然るに書肆の中樞たる東京市内の書肆街は、殆ど焦土と化し終つたので、之を市内に求めて得らるべくもないが、差當り應急處置として、吏員を特派し、僅かに焼け残つた山手方面を物色せしめて、若干の圖書を臨機購入したのを初めとし、各遞信局及其の管内郵便局等に吏員を派遣し、其の所藏圖書及各種印刷物の融通、又は保管轉換の手續等臨機の方法を講ずると同時に、他の一面に於いては大阪、京都、仙臺、札幌、福岡等の各市内書店に散在してゐた關係資料を選擇購入する等、あらゆる手段に依つて、蒐集に努力した。其の結果得たる参考資料中には、斯業上必須缺く可らざる

ものも決して尠くないと同時に、又容易に入手することの出来ない貴重文獻も多かつたのである。例へば通信月報、中外郵便週報、驛遞局報、遞信公報等の如き、孰も初號から完備したのなどは、單に斯業の史的沿革を知るの淵藪たるのみでなく、又と得難き至寶とも云ふべきものである。其の他官報の如きも、之を初號から缺號なく、然も一頁も脱落なく、完備することが出来たのであつた。又統計報告類では驛遞寮、驛遞局、遞信省の各年報及通信統計要覽から日本統計年鑑に至る迄、總て完備保管する事が出来た。

震災復舊費の豫算を計上せらるるに當り、文書課としては十萬九千圓を十年間に分ちて、毎年繼續配付せらるることとなつた。従つて其の後は年々豫算の存する限り、圖書を購入して、復舊に努め、漸次其の數を増加し、今日に於いては、和漢、英、佛、獨とも遞信事業關係圖書の種類、數量、内容共に災害前の程度に及ばざること遠きも、昭和十三年度末現在に於いては和漢「二一、五二九」、英書「六、八五六」、獨書「二、五一二」、佛書「七二二」、總計「三二、六一八」冊を算して、僅かに應需閱覽の支障を來さざる状態にまで復舊したのである。

第五節 會 議

省内に開催される會議は、定例のものと然らざるものと、二種に分つことが出来る。そして一箇年の會議件數は大正八年以降が特に多い。併し明治卅五年以前には、定例とか恒例とかの會議は殆どなく、大抵二年目或は三年目に事務の都合に依り開催してゐた様である。現在の遞信局長會議は、監督事務を掌理してゐた時代の、一等郵便局長會議

の後身であつて、其の後遞信管理局長會議、地方局長會議等の名稱を経て今日に及んでゐる。尙省中に大抵毎年一回開催される會議は、前記遞信局長會議の外に、明治四十五年より工務課長會議、大正六年より保險課長會議、九年より地方海軍官會議、十一年より貯金支局長會議等がある。今各部局長會議を年別に列記すると左の如くである。

- 一 明治三十五年
  - 一等郵便電信局長諮問會(五月)
- 一 同 三十七年
  - 一等郵便局長會議(八月)
- 一 同 三十九年
  - 一等郵便局長會議(四月廿)
- 一 同 四十年
  - 電話局課長會議(自六月十五日 至同 廿四日)
- 一 同 四十一年
  - 一等郵便局長會議(四月)、電話局課長會議(五月廿二日 より十日間)
- 一 同 四十二年
  - 一等郵便局長會議(五月)、電話局課長會議(六月十五日 より十日間)
- 一 同 四十三年
  - 第一回遞信管理局長會議(自五月十一日 至同 廿一日)

- 一 明治 四十四年
  - 第二回遞信管理局長會議(自四月廿日 至五月一日)、臨時遞信管理局長會議(九月廿日)
- 一 同 四十五年
  - 第三回遞信管理局長會議(自四月九日 至同 廿日)、工務部長會議(自六月七日 至同 十八日)、貯金支局長會議(?)
- 一 大正元年
  - 工務部長會議(自九月十七日 至同 廿六日)
- 一 同 二年
  - 第一回地方局長會議(自七月八日 至同 十八日)、工務部長會議(自十月二日 至同 九日)
- 一 同 三年
  - 第二回地方局長會議(自五月廿六日 至六月五日)、工務部長會議(自十月十二日 至同 十九日)
- 一 同 四年
  - 第三回地方局長會議(自五月十三日 至同 十三日)、工務部長會議(自六月十四日 至同 廿二日)、貯金支局長會議(四月)
- 一 同 五年
  - 第四回地方局長會議(自五月十三日 至同 十三日)、一等郵便局長會議(自十月十九日 至同 廿五日)、電話會議(自三月廿二日 至同 廿四日)、工務部長會議(自六月十九日 至同 十九日)
- 一 同 六年
  - 第五回地方局長會議(自二月廿六日 至同 廿八日)、第六回地方局長會議(自八月一日 至同 三日)、工務部長會議(自九月十七日 至同 廿日)、第一回保險課長會議(自三月六日 至同 六日)

一 大正 七年  
 第七回地方局長會議(自四月廿五日)至同 廿五日)、第八回地方局長會議(自十月十六日)至同 十九日)、電信局課長會議(自六月六日)至同 八日)、工務部長會議(自五月廿一日)至同 廿五日)、第二回保險課長會議(?)

一 同 八年  
 第一回遞信局長會議(自六月二日)至同 十日)、電信局課長會議(自十月廿四日)至同 廿一日)、電話局課長會議(自十月廿四日)至同 廿四日)、工務課長會議(自十月十八日)至同 廿五日)、電氣課長會議(自十一月三日)至同 四日)、水力課長會議(自十一月六日)至同 七日)、第三回保險課長會議(?)

一 同 九年  
 第二回遞信局長會議(自三月十五日)至同 十七日)、第三回遞信局長會議(自九月一日)至同 四日)、監察課長會議(自四月六日)至同 八日)、工務課長兼技術長會議(自十月十八日)至同 廿七日)、電氣課長會議(自十一月十五日)至同 十九日)、水力課長會議(自十一月十八日)至同 廿二日)、海事部長及檢查官會議(自十一月四日)至同 廿七日)、第四回保險課長會議(?)

一 同 十年  
 第四回遞信局長會議(自四月廿三日)至同 卅日)、監理課長會議(自六月廿日)至同 廿三日)、郵便遞送事務會議(自三月十一日)至同 十六日)、六大都市電話局長會議(自十一月十二日)至同 十五日)、工務課長兼技術長會議(自五月廿一日)至同 廿七日)、海事部長及技術官會議(自十月十一日)至同 十七日)、保險課長會議(自一月十七日)至同 廿二日)

一 同 十一年  
 第五回遞信局長會議(自四月十七日)至同 廿七日)、第六回遞信局長會議(自八月廿一日)至同 廿三日)、工務課長兼技術長會議(自一月十八日)至同 廿四日)、海事部長及技術官會議(自五月十一日)至同 十七日)、經理課長會議(自三月十三日)至同 十七日)、貯金支局長會議(自一月十六日)至同 廿日)、保險課長會議(自一月廿六日)至同 六日)

一 大正 十二年

第七回遞信局長會議(自四月十八日)至同 廿七日)、電信局課長會議(自六月五日)至同 八日)、電話局課長會議(自一月九日)至同 十一日)、工務課長兼技術長會議(自五月七日)至同 十三日)、電氣課長會議(自五月廿八日)至同 卅日)、保險課長會議(自一月十二日)至同 十七日)

一 同 十三年

第八回遞信局長會議(自二月七日)至同 九日)、工務課長兼技術長會議(自十月十三日)至同 十九日)、貯金支局長會議(自七月廿二日)至同 廿四日)

一 同 十四年

第九回遞信局長會議(自五月五日)至同 十二日)、第十回遞信局長會議(自九月十四日)至同 十四日)、電信局課長會議(自十月十二日)至同 十四日)、工務課長會議(自十月五日)至同 十日)、電氣課長會議(自六月廿二日)至同 廿二日)、海事官會議(自七月六日)至同 十日)、貯金支局長會議(自十一月九日)至同 十一日)、保險課長會議(自十月十三日)至同 十七日)

一 同 十五年

第十一回遞信局長會議(自六月九日)至同 十二日)、規畫課長會議(自四月十九日)至同 廿三日)、電話局課長會議(自三月十八日)至同 廿一日)、工務課長會議(自十月十一日)至同 十六日)、海事官會議(自十一月十六日)至同 廿日)、經理課長會議(自四月六日)至同 八日)、振替貯金課長會議(自七月廿七日)至同 廿九日)、保險課長會議(自三月廿九日)至同 四月二日)、一等郵便局長會議(自十月十九日)至同 二十五日)

一 昭和二年

第十二回遞信局長會議(自七月四日)至同 六日)、監督課長會議(自十月十八日)至同 廿二日)、工務課長會議(自十月廿四日)至同 廿八日)、海事官會議(自十一月十五日)至同 十九日)、貯金支局長會議(自三月廿三日)至同 廿六日)、貯金支局長會議(自十月十八日)至同 廿一日)、保險課長會議(自九月七日)至同 十二日)

一 同 三年  
 第十三回遞信局長會議(自七月九日)至同 十一日)、工務課長會議(自十一月廿九日)至同 十二月三日)、電氣課長會議(自五月廿一日)至同 廿四日)、海事官會議(自十月十三日)至同 十一日)

二月五日、貯金支局長會議(自九月廿七日、至同 廿九日)、保險課長會議(自四月四日、至同 九日)

一 昭和 四年

第十四回遞信局長會議(自六月十八日、至同 廿日)、第十五回遞信局長會議(八月、工務課長會議(自十一月廿五日、至同 廿八日)、地方海事官會議(自十一月十四日、至同 十六日)、經理課長及用品課長會議(自十一月廿八日、至十二月一日)、保險課長會議(自三月廿七日、至四月二日)、貯金支局長會議(自九月三十日、至同 十六日)、經理課長會議(自四月九日、至同 九日)

一 同 五年

第十六回遞信局長會議(自六月九日、至同 十三日)、監督課長會議(自一月十五日、至同 十七日)、電氣課長會議(自三月十八日、至同 廿二日)、貯金支局長會議(自二月十六日、至同 十八日)、保險課長會議(自三月廿六日、至同 廿九日)

一 同 六年

第十七回遞信局長會議(自四月廿日、至同 廿四日)、貯金支局長會議(自二月十六日、至同 十八日)、保險課長會議(自三月廿六日、至同 廿九日)

一 同 七年

第十八回遞信局長會議(自七月四日、至同 六日)、地方海事官會議(自十月五日、至同 八日)、保險課長會議(自四月十九日、至同 廿六日)

一 同 八年

第十九回遞信局長會議(自四月廿四日、至同 廿八日)、工務課長會議(自三月廿六日、至同 廿八日)、保險課長會議(自四月七日、至同 十三日)

一 同 九年

第二十回遞信局長會議(自四月廿日、至同 廿四日)、第二十一回遞信局長會議(十一月十日、至同 十一日)、規畫課長會議(自三月五日、至同 八日)、工務課長會議(自一月十日、至同 十五日)、地方海事官會議(自一月廿二日、至同 廿六日)、電氣課長會議(自三月廿二日、至同 廿四日)、經理課長及用品課長會議(自一月十四日、至同 十四日)、保險課長會議(自三月廿三日、至同 廿九日)

一 昭和 十年

第二十二回遞信局長會議(自五月六日、至同 十日)、監督課長會議(自三月廿六日、至同 廿八日)、規畫課長會議(自六月十日、至同 十四日)、工務課長會議(自五月廿七日、至同 廿九日)、地方海事官會議(自一月廿三日、至同 廿五日)、電氣課長會議(自九月廿三日、至同 廿九日)、經理課長購買課長會議(自五月卅日、至同 卅日)、保險課長會議(自三月十一日、至同 十六日)

一 同 十一年

第二十三回遞信局長會議(自六月十五日、至同 十九日)、規畫課長會議(自六月七日、至同 九日)、工務課長會議(自十月廿六日、至同 廿九日)、地方海事官會議(自十一月十一日、至同 十三日)、保險課長會議(自一月十六日、至同 廿一日)

一 同 十二年

第二十四回遞信局長會議(自五月十七日、至同 廿一日)、監督課長規畫課長會議(自九月一日、至同 三日)、工務課長會議(自七月三日、至同 六日)、電話局課長會議(自三月廿二日、至同 廿五日)、地方海事官會議(自十一月四日、至同 六日)、經理課長購買課長會議(自七月一日、至同 三日)

一 同 十三年

第二十五回遞信局長會議(自五月十六日、至同 十九日)、監督課長會議(自九月十九日、至同 廿一日)、工務課長會議(自六月廿七日、至同 廿九日)、電氣課長會議(自二月二日、至同 六日)、電氣課長會議(自六月十六日、至同 十八日)、經理課長購買課長會議(自六月一日、至同 三日)、飛行場長會議(五月二日、至同 十八日、至同 廿七日)

第六節 式 典

## 第一款祝 典

## 第一項 外國郵便開業式祝典

我國に於ける外國郵便の創始は、明治八年一月一日であつて、即ち明治六年日米間に締結の皇米郵便條約が、此の日から實施された譯である。當時英佛等との郵便交換條約は、未だ締結されるに至らなかつたが、米國を經由すれば、歐洲諸國に日本の郵便物を送ることも出來れば、又先方からの郵便物も本邦へ來るだけの途が開けたので、久しく侵害されてゐた通信上の國權を恢復する第一階梯が、此の時に初めて造られたもので、帝國史上にも特筆大書すべき一大吉辰と云ふべきであつた。因つて此の月八日横濱郵便局樓上に於いて、外國郵便の開業式を舉行し、各國の公使、書記官、領事等を招待して、晚餐の大宴を張り、席上伊藤參議の英語祝文の朗讀、米國公使ビンガム氏の祝辭があり、孰れも「是より此の郵便の門に由つて出入する所の音書は皆平和安泰の吉報、文明開進の好文章であらう」と云ふ様な意味を述べられたものであつた。尙此の日は横濱郵便局の樓上樓下に多數の球燈を吊し、門口には菊花紋形の大瓦斯燈を點じ、海軍音樂隊の奏樂もある等頗る盛況を呈した。尤も横濱市民の多くは、我國郵便の開業式の催しであることを知らず、裝飾や奏樂が何の意味でなされたのかを諒解しなかつたけれども、當時未だ外務卿主催の天長節祝賀の夜會の如きも開かれず、裝飾に赤い球燈を澤山吊すなどといふことも流行するに至らず、況んや宴會に海軍音樂隊の奏樂をなすが如きは、絶えてなかつた時代であり、今日より見れば、小會社の開業式程度の催しに過ぎなかつたのであるけれども、百事質素の時であつたから、殆ど空前とも謂ふべき盛會で、人々が珍らしがり局前に人の山を築く

といふ有様であつた。

尙此の機會に郵便に關する世人の認識を高めしむる意味で、繪師の二代目廣彦に命じて、外國郵便開業式の四枚續きの錦繪を拵へ、各方面に配布し、又販賣することとした。尤も此の企圖に對しては、郵便は我邦開明の先登者なりとして賞讃する者もあつたが、又一面に於いては郵便事業の收支償ふや否やも覺付かざるに、徒らに外國郵便の早く開かれることのみに熱狂し、開業式の如き贅澤な企をなすは不都合なりとあつて、當局者を非難する向もあつたと云ふ様なことが傳へられてゐる。

## 第二項 電信開業式祝典

明治十一年三月二十五日、東京木挽町に電信中央局を開設したのを機會として、同局に於いて電信開業式の祝典が擧げられ、伊藤工部卿以下が臨場の上式を行ひ、工部大學中堂に大臣、參議、各國使臣其他朝野の縉紳を招き盛宴が張られた。此の夜會には、初めてアーク燈を點じて、出席の内外賓客等を驚歎せしめたものであつて、我國に於いて、最初にアーク燈を點じたのは實に此の時であつた。依つて三月二十五日を以て電氣デーと稱し、今日電氣事業關係者の記念日と定められてゐる。電信事業創始後、數年を経過したる此の時に至つて、開業式を擧ぐることにしたる理由は、従前に於いては電信取扱局所を設置する毎に、先づ試開と稱して試験的に通信を送受したのであつたが、爾來技術大に進むに及んで、漸次秩序ある局所増置の方針を採るに至り、線路の延長及海外電信局との對立等事業の大綱が漸く備はつたので、之を祝せんとするにあつたのである。

## 第三項 萬國郵便聯合加盟二十五年記念祝典

明治三十五年六月は、我國が萬國郵便聯合に加盟してから恰も二十五年に相當するので、此の月二十日を期し、内外朝野の貴顯紳士淑女千五百餘名を、東京帝國ホテルに招待して、盛大なる記念祝典を舉行した。當日は午後三時に式典を開き、先づ芳川遞信大臣の式辭があり、次いで、米國公使デロング氏が、外國使臣を代表して祝辭を述べ、獨逸公使、英國公使も亦祝辭を述べた。又席上に於いて通信部内に二十五年以上勤続の功勞者三百七十名を表彰し、其中東京局集配人井上清四郎、京都局集配人宅間經次郎、神戸局郵便夫出路半次郎、同三條多吉、同局水夫取締役中野茂平、岡山局遞送人那須萬吉、姫路局集配人堀順吉、津局集配人山北元次郎、同武藤駒吉、金澤局集配人河村吉太郎の十氏には、特に慰勞として金拾五圓宛を授與され、更に總代井上清四郎氏は、小松通信局長から褒賞の目録を授與され、式典終つて立食の饗宴が行はれた。尙、當日一組六枚の記念繪葉書を發行し、記念日附印を使用したのであつて、これが記念繪葉書及記念日附印の濫觴である。此の機會に外國郵便及外國電信事業創始以來の沿革並に業績を取纏めた「萬國郵便聯合加盟二十五年祝典記念志」を印刷配布し又此の日を以て、帝國郵便創設の功勞者、前島密氏に對して男爵を授けられたのである。

## 第四項 通信事業創始五十年記念祝典

郵便の創始は明治四年三月朔日(太陰曆)であつて、大正十年四月二十日はその滿五十年に相當するので、此の日を以て記念祝典舉行の議は、早く大正八年四月に起つた。やがて大正十年度の豫算要求に際して、愈々祝典舉行の議が可決され、五萬圓の豫算が計上されることとなつた。祝典は郵便事業の外郵便局に於いて取扱ふ總ての事業を對象とし、其の名も通信事業創始五十年記念祝典とし、四月二十日を以て舉行することに決した。さて豫算通過後、短日の

間に諸準備を完了することは困難なので、當日發行又は使用する記念切手、記念繪葉書の圖案は、大正九年十一月既に著手し、豫算決定と同時に調製に著したのであつた。又大正九年十一月二十日米田通信局長を委員長とする委員四名、附屬十名から成る準備委員會が組織され、大車輪を以て準備事務を遂行した結果、十年三月中旬迄に大體終了を告げたので、愈々實行委員會を組織することとなり、四月六日を以て秦遞信次官を委員長、米田通信局長、杉經理局長を副委員長とする記念祝典委員同附屬の任命があつた。委員六十名附屬三十六名は總務、式場、儀式、接待の各係に分屬して、準備委員會で決定した計畫を著々具體化することとなつたのである。祝典に於いて實行された事柄の概要を述べれば、祝典當日たる四月二十日の催として、中央では東京帝國劇場に於いて、後述の如く祝典を舉行し、地方遞信局に於いても、略々同様の方法に依つて祝典を舉行した。又従業員全部に後述の記念繪葉書一部宛が配布された外、現業局に於いても、従事員一同が此の日を祝福するため、慰安費の配給を得て、慰安會が催された。尙中央祝典に參集した地方代表者は、祝典終了後濱離宮拜觀の光榮に浴し、同夜は兩國矢の倉福井樓に於いて、野田遞信大臣以下列席して盛大な祝宴が張られたのである。

祝典の翌日たる四月二十一日には、午前九時本省に參集の地方代表者一同に對し、野田遞信大臣から懇切な訓話があり、右畢つて本省玄關前に記念の撮影をなし、午前十時半から築地本願寺に於いて、別項の通り殉職従業員の追悼法會が行はれた。又午後には地方代表者に對し、新宿御苑の拜觀が許された。

祝典に際しては、十錢、四錢、三錢、一錢五厘の四種の記念郵便切手と、二枚續一組賣價十錢の記念繪葉書とを發行し、記念郵便切手帖をも調製し、又全國の集配局に於いて、記念祝典の當日と、以後三日間記念日附印を使用する

こととし、尙此の機會に於いて和英兩文の「通信事業五十年史」を編纂刊行し、又部内殉職者の殉難録を刷成するところがあつた。又祝典前日に於いて、記念郵便切手帖、通信事業五十年史及記念郵便切手繪葉書等を、天皇、皇后兩陛下に献上し、各皇子殿下を初め、各宮家にも同様献上するところあり、又斯業創始の功勞者故前島密男爵の靈前に、宮崎祕書課長が參向して、野田遞信大臣の名を以て記念郵便切手帖、通信事業五十年史、及記念郵便切手繪葉書に贈呈文を添へ供ふるところがあつた。尙祝典當日、米田通信局長から郵便聯合國郵政長官に宛て、之亦記念郵便切手繪葉書及通信事業五十年史を贈呈することとし、挨拶狀を添へて發送した。

四月二十日東京帝國劇場に於いて行はれたる中央祝典の概況を述べれば、當日會場たる帝國劇場には表玄關と南北各入口に受付を設け、此所で來賓に對し記念品を贈呈することとした。又表玄關と南北各入口の内外三箇所には記念郵便局を開設し、記念郵便切手の賣捌や記念日附印の押捺の需めに應ずることとし、表玄關脇の記念局には、祝電を受信する電信機が備附けられた。又表玄關正面には創業當時使用した郵便箱、集配人の模型、集配用胴亂、我國で最初に採用した電信機ともいふべきプレート式回針指字機や舊式のガワベル電話器などの参考品を陳列して觀覽に供することとした。又式場たる舞臺の幕面には、白地に通信事業發達の跡を表示した線表を掲げ、開式を待つ間來賓の觀覽に供した。開式定刻たる午前十時三十分先立つこと五分前に、第一鈴が鳴つて、續いて陸軍戸山學校軍樂隊の奏樂が行はれたが、定刻午前十時三十分第二鈴と共に舞臺正面の幕は開かれ、舞臺上遞信省幹部、職員總代、主要來賓列席の下に、式が始められた。先づ一同起立の中に「君が代」の奏樂があり、畢つて米田通信局長開式の辭を述べ、次いで野田遞信大臣起つて式辭を朗讀せられた。續いて別記の、既往に於ける部内職員功勞者及現在部内職員勤績者

並に優良三等局長の表彰に移り、祝典委員長秦遞信次官起つて表彰の趣旨と經過の説明報告の後、既往に於ける部内職員功勞者の氏名を擧げて、本人又は其の遺族に金盃を贈呈する旨を宣し、右畢るや植草事務官の指名に應じ、現任部内職員勤績者總代及優良三等局長總代は交互に參進して、野田遞信大臣から賞狀及銀杯贈呈の目錄を授與された。右の表彰が終るや來賓原總理大臣、徳川貴族院議長代理寺田貴族院書記官長、奥衆議院議長代理粕谷衆議院副議長、藤山商業會議所會頭、箕浦勝人氏、後藤東京市長の祝辭があり、最後に米田通信局長閉式を告げ、別室に於いて粗餐を供する次第を報告して午前十一時七分式を閉ぢた。

次いで食堂は開かれ、二階食堂に於いては、野田遞信大臣多數貴賓を迎へ、宴酣にして簡單なる挨拶を述べ、來賓の健康を祝して乾杯すると、之に代つて清浦樞密院副議長が來賓を代表して此の日の盛典を祝する意味の挨拶があり、又一階食堂に於いては、之亦秦遞信次官と阪谷男爵の挨拶が交換せられ、三階食堂に於いては、米田通信局長主人役を勤め、大井才太郎翁より來賓を代表して挨拶があり、各食堂相呼應し來賓側の發聲に依り、通信事業萬歳の歡聲が揚げられた。食堂終るや廊下露臺等に於いて、更に茶、サイダー等の接待があつたが、やがて振鈴を合圖に舞臺に於いて、餘興の催しが開かれ、先刻の式典とは打つて變つた華かな舞臺面に伊十郎寒玉など長唄出嘶連中十幾人が壇上に居並び、笛鼓も賑かに帝劇自慢の勸進帳が繰り擴げられ、一時間餘りの演技に觀客は全く陶醉せしめられた如くでは終了を告げた。

當日祝典に際し表彰された功勞者勤績者等は次の通りである。

既往に於ける部内職員功勞者

郵便、外國郵便、爲替貯金創業に關する功勞者

郵便創業に關する功勞者

郵便條例制定に關する功勞者

小包郵便創業に關する功勞者

郵便電信電話事業改革整理に關する功勞者

同

電信事業に關する功勞者

同

電信技術に關する功勞者

電信創業に關する功勞者

同

同

郵便爲替貯金創業に關する功勞者

遞信事業經理事務に關する功勞者

現在部内職員勤績者並優良三等局長

高等官勤績者

關 外 土氏(大阪遞信局)

外 八十八名

元管船局長

故 人

元郵務局長

元郵務局長

元遞信大臣

元遞信次官

元遞信次官

元外信局長

故 人

故 人

元電務局長

元電務局長

元工務局長

故 人

元驛遞官

塚原周造氏

眞中忠直氏(遺族眞中信道氏)

因藤成光氏

古澤 滋氏(遺族古澤懿人氏)

田 健 郎氏

仲小路 廉氏

小松謙次郎氏

石井 忠 亮氏(遺族石井亮一氏)

中野 宗 宏氏(遺族中野宗一氏)

志田林三郎氏(遺族志田文雄氏)

吉田 正 秀氏

若宮 正 音氏

大井才太郎氏

吉田 省 三氏(遺族吉田永助氏)

林 英 吉氏

男子判任官勤績者

三等局長勤績者

女子判任官勤績者

囑託勤績者

通信手及雇員勤績者

現業備人勤績者

職工備人勤績者

普通備人勤績者

優良三等郵便局長

小村吉太郎氏(札幌遞信局)

菅野善之助氏(福島、小濱局)

平 石 清氏(通信局)

遠藤政之助氏(遞信官吏練習所)

坂本米太郎氏(島根、杵築局)

井上伊三郎氏(久留米局)

中島榮三郎氏(名古屋遞信局)

近藤謙次郎氏(本 郷 局)

松井 善 平氏(静岡、森町局)

外二百七十八名

外八百六十七名

外二 名

外三 名

外百六十一名

外三百九十六名

外四十八名

外十四 名

外百四十名

尙當日祝典に參列した人員は次の通りであつて總計千三十餘名に達した。

各大臣並親任官

貴族院議員

各省勅任官並奏任官

地方遞信局長

前遞信大臣、次官、其他事業功勞者

一等局長代表

在外局長代表

三等局長代表

外國大使公使領事

衆議院議員

知名實業家

殖民地通信事業長官

新聞通信社長並記者

二等局長代表

特定三等局長代表

普通三等局長代表

二十七名

百十六名

七十五名

二 名

五十五名

七 名

七 名

七 名



高等官代表	十名	男子判任官代表	十名
女子判任官代表	三名	囑託員代表	一名
職員代表	十一名	現業備人代表	七名
職工備人代表	九名	普通備人代表	六名
其他の關係者	約百十八名		

第五項 遞信記念日記念祝典

遞信記念日の制定は通信事業特別會計制度の實施と密接なる關係を有つのである。即ち遞信部内の宿望であつた通信事業特別會計制度が、昭和九年四月一日を期して愈々實施の運びとなり、通信事業は茲に其の本然の經營形態を具備すると共に、事業の物的、人的兩設備の全分野に互つて、更始一新の發足をすることとなつた。是より先、昭和八年三月、通信事業特別會計法案が、第六十四回帝國議會を通過するや、同年四月六日、省内に大橋遞信次官を會長とし、各局課長を委員とする通信事業特別會計制度實施準備委員會が組織せられ、特別會計制度の實施に、萬遺憾なきを期することとなつたのである。然して遞信記念日の制定も、此の委員會に發祥したものであつて、通信事業が、名實共に更生を圖るべき此の機會に於いて、遞信省に記念日を制定するの議が起り、昭和八年十二月十八日、第十一回全體委員會に正式附議せられた。即ち各委員の審議の結果、記念日の名稱を遞信記念日と定め、其の期日は我國に於ける近代郵制創始の日たる四月二十日（太陽曆換算）の吉日を選ぶこととし、又記念日當日に於ける施設事項に就いても、其の大綱を定むるところがあつた。

斯くて遞信部内従業員に對しては、事業精神を新にし、事業に對する熱意を強化するの機會を與へ、併せて表彰式、慰靈祭等を舉行すると共に、他方、一般公衆に對しても、事業に關する認識理解を深めしめ、以て事業の健全なる發展に資する趣旨の下に、爾後毎年四月二十日をトして遞信記念日と定め、後年に傳ふることとなつたのである。依つて昭和九年四月二十日の第一回遞信記念日に際し舉行すべき記念祝典は、通信事業特別會計制度實施の記念をも兼ね、之が準備には各分擔事項を定めて、全省舉つて之に當り、各局課の課長及係長を主任となし、著々具體化することとなつた。

今祝典に於いて實施せられた事柄の概要を述べれば、記念日當日たる四月二十日、本省第一會議室に於いて、後述の如く記念祝典を舉行し、地方各遞信局及燈臺局に於いても、それぞれ略々同様の方法に依り、祝典を舉行した。本省祝典に參列した被表彰者の一行は、當日夜遞信協會の招待により、東京劇場に於いて觀劇をなし、又翌二十一日には其の中の地方出京者は遊覽自動車を驅つて、東京市内の諸名所を見物することとなつた。又従業員に對しては、廣く當日の歡びを頒つ意味で、簡素なる茶菓が配布せられたる外、記念日の前後を期して慰安會が催された。尙、當日全國の一、二等局及特定三等局では、局舎を公開して區内の利用者、團體の代表者等を招待して參觀せしめ、又芝區赤羽の簡易保險局でも、一般の參觀者を迎へて活動寫眞を映寫觀覽に供した。祝典に際しては、我國最初の試みである、九錢五厘、十六錢五厘、十八錢、三十三錢の四枚一組の組合せ切手を發行したる外、全國の特定三等局以上の局、前島記念池部郵便局及後述の東京に於ける展覽會場内臨時出張所に於いて、記念日當日（但展覽會場は期間中）記念日附印を使用した。

尙逓信記念日制定を機會に逓信協會に於いて、部内一般従業員から事業改善に關する論文、標語及逓信歌を募集し、又東京では逓信博物館が中心となり、逓信文化展覽會を開催、東京日本橋の三越本店を其の第一會場となし、此處には事業に關する有らゆる參考資料を出品し、一方、麴町九段の逓信博物館を其の第二會場として、此處に平常の陳列品の外、前島男爵の遺品及部内従業員の餘技になる書、畫、彫刻、手藝品等を飾つてそれぞれ四月二十日より同二十七日まで八日間交互に、一般の參觀に供した。東京以外の地方逓信局所在地及大都市に於いても、所轄逓信局の主催に依り、夫々展覽會が開催された。尙又東京中央放送局に於いては、記念日當夜の放送に「逓信記念日の夕」を催し、午後七時三十分から南逓信大臣の講演を首め、逓信事業に因んだ歌謡曲、映畫物語、ラヂオドラマ等を全國中繼にて放送するところがあつた。

次に四月二十日、本省第一會議室に舉行された記念祝典の概況を述べんに、正門玄關より式場に通ずる廊下及式場は、白地に赤の段だら幕を以て飾られ、式場は北窓を背にせる中央に壇を設け、壇の正面に被表彰者、右側に來賓、左側に省内幹部の席を設け、開式定刻に先つこと十分前、參列者一同入場著席、定刻午前十時、上ノ畑祕書課長先づ開式の辭を述べ、次で南逓信大臣壇に進みて式辭を朗讀せられた。續いて勤続功勞者、發明改良考案者、災害特別功勞者の表彰に移り、大橋逓信次官起つて表彰の趣旨を述べれば、被表彰者は官職別に順を逐うて號令に應じて起立し、各總代は交々壇前に進みて、南逓信大臣から賞品及賞狀を授與された。右表彰畢るや、内藤中央郵便局長は被表彰者一同を代表して答辭を述べ、次で下村宏氏壇上に起ち、來賓一同に代り祝辭を述べ、最後に上ノ畑祕書課長閉式を告げた。續いて被表彰者一同は本省玄關前に於いて、南逓信大臣、大橋逓信次官以下本省幹部と共に、記念撮影をなし、

式典參列者一同と共に食堂に入つた。南食堂には式場列席者三百餘名、北食堂には本省、貯金、保險各局、電氣試験所の高等官、各係長、各職別の代表總員等五百餘名列なり、宴酣にして南逓信大臣起つて簡單なる挨拶を述べ、次で植原悦二郎氏の發聲にて、逓信記念日の萬歳を三唱し、茲に第一回逓信記念日記念祝典は滞りなく終つたのである。爾來毎年の記念日に於いては、前に述べたる趣旨の下に、其の時々の狀勢に應じたる程度に於いて、引續き祝典を催してゐる。

## 第二款 祭 典

### 第一項 通信事業創始五十年に際しての殉職者追悼法會

通信事業五十年の發達に、いとも尊い犠牲を拂つた殉職者は、古くは明治九年十月十七日備後國坊寺峠に於いて、凶賊のため不慮の災禍に罹つた廣島縣水越局逓送人杉原廣吉氏より、近くは大正十年三月二十日、磐越線小島山隧道に於いて、列車積事のために悲惨なる最後を遂げた仙臺鐵道船舶局通信書記補高橋定盛氏、同櫻井正七氏、並に三月二十六日病を冒して市外集配に従事し、遂に人家なき山路に斃れたる新潟縣内野局集配人佐藤貞次郎氏に至るまで、其の數二百六十八名に及んだ。或は逓送途中河川に墜死し、或は集配途中雪中に凍死し、或は電線架設工事中感電即死する等、其の時と所とを異にすれども、孰れも皆事業のために生命を賭し、其の職に殉じた至誠の人であつて、其の壯烈なる行動に至つては、眞に懦夫をして立たしむるものがある。

今通信事業五十年の發展を祝するため、盛大なる祝典を舉行し、全國十五萬の従業員が均しく此の盛典の喜びに浴

するのとき、冷たい墓石の下に在つて祝典の餘慶の及ばざる、これ等尊き殉職者の上に思ひを廻らさば、哀傷切々、正に萬斛の涙を禁じ得ないものがある。ここに於いて明治、大正十五年間に互る殉職者の事蹟を調査し、之を永く後世に傳へんがため、野田逓信大臣が卷頭に「諸行無常香煙花に法の聲」と題せられたる「殉難録」を輯録し、記念祝典の翌日、即ち大正十年四月二十一日東京築地本願寺に殉職者二百六十有餘の英靈を招じて、一大法會を營み、故人の冥福を祈ると共に、其の遺族を慰めたのであつた。

### 第二項 郵便電信同窓會員關東震災殉難者追悼祭並に記念植樹

部内従業員殉難者の追悼法要等に關する記述をなすに方つて、大正十二年九月の關東大震災のために、悲壯なる犠牲者となつた郵便電信同窓會(現在の逓信同窓會)員諸氏のために、郵便電信同窓會員の温かき手に依つて、大正十二年十二月二日芝公園の逓信官吏練習所の假廳舎の一部に於いて、神式を以て、懇ろなる追悼祭の行はれたことを特記せねばならぬ。當日は殉難者遺族の外同窓會特別會員、又は名譽會員九名、正會員百三十一名、準會員百十七名の參會者列席の下に行はれ、尙式後之を永遠に銘記せんがために、克く千年の樹齡を保ち、且つ最も防火に偉効があると稱せられる銀杏樹三本を、殉難記念樹として、校庭に植ゑ、會員總代として同窓會理事三宅福馬氏に依つて植樹の詞が讀まれた。

### 第三項 北海道逓信従業員殉職碑建立並に其の除幕式

北海道は極寒の地であるに加へ、未だ開拓の途上にあるを以て、交通の便充分ならず、従つて此の地に於ける通信従業員の服務は、内地のそれと同日の比ではなく、之がために殉職者の數も相當多く、一層壯烈悲慘なるものがある。

北海道の三等局長會聯合會では、財團法人三等局長協會を創立後其の設立十周年を迎へんとするに方り、記念事業として、北海道に於ける部内従業員中、古きは明治二十四年一月三十日檜山石崎局へ郵便物を遞送し、其の歸途、上ノ國村字八幡野に於いて、大吹雪に遭遇し、進路を失つて遂に凍死された上ノ國局遞送人飯田喜三郎氏を初めとして、近くは昭和五年八月八日札幌市内電話架線工事に從事中、所持せる電線が高壓線に接觸したるため、電撃を受け昏倒遂に死亡したる札幌逓信局臨時通信工手本城春市氏に至るまで、八十餘名の犠牲者を出した。この英靈を慰むると共に、其の功績を永遠に傳ふるため、既に大正十五年八月「逓信従業員殉職碑」建立を企圖可決し、昭和三年八月具體的準備に著手するところあり、即ち豫定工費を壹萬圓と定め、其の八割を三等局長協會より支出し、他の二割は逓信局職員及一二等特定三等局員の寄附に俟つこととしたのであつたが、逓信局員及現業各局員の寄附申込者約四千名金額凡そ二千五百圓に達し、三等局長五百九十名の釀出額八千五百圓、逓信協會よりの寄附金百五十圓等を合せ、總額凡そ壹萬壹千四百圓を以て建碑及除幕式の經費に充つることとなつたのである。

斯くて殉職碑建立の地は札幌市外圓山公園地内と定め、昭和四年十二月二十六日起工し、總丈二十八尺四寸、上臺の周圍は北海道産硬質石材を用ひ、中央コンクリート、内部に英靈安置室を備へた。總幅十八尺、臺石丈八尺四寸、碑石千葉縣稻田産花崗石、丈二十尺、其の表面に明治神宮宮司陸軍大將男爵一戸兵衛閣下の題字「逓信従業員殉職碑」の文字、裏面に關前札幌逓信局長の撰文を刻んで、昭和五年七月二十五日を以て竣工を告げた。依つて同年九月十六日除幕式を舉行する運びとなつたのである。尙、これを機會に北海道三等局長協會に於いては、殉難者八十餘名の事蹟を述べたる「殉難録」と、記念繪葉書とを發行し、當日の參列者其の他に配布して、之等尊き殉職者の事蹟を、永

遠に傳ふることとした。

#### 第四項 東京遞信局區内從業員殉職者追悼法會

東京遞信局區内に於ける事業創始以來の從業員の殉職者は、明治二十四年一月十三日群馬縣大戸長野原間夜間郵便遞送途中暗夜のため岩島村吾妻川に墜落溺死したる、大戸局遞送人島村伊左八氏を初めとし、昭和七年五月二十六日郵便物集配中自轉車に激突され、腹部を強打し、急性腹膜炎を誘發して六月三日遂に死亡したる群馬縣大胡局集配手山本春吉氏に至るまで、其の數三百餘名に及んだ。其の中には大正十二年九月、關東大震災に因て殉職せられた者、横濱郵便局電信課長通信事務官橋本忠三氏外約二百十名に達してゐる狀況であるが、昭和七年は恰も關東大震災後十週年に相當するを以て、此の機會に區内殉職者慰靈のため追悼法會を舉行の計畫が樹てられ、昭和七年九月二十一日東京芝増上寺に於いて、盛大なる追悼法會が行はれた。當日の參會者は殉職者遺族百五十餘名を初めとして、來賓南遞信大臣代理牧野政務次官、其の他百餘名、一般來會者京濱一、二等局長、同局員、遞信局員等約七百名に達した。東京遞信局に於いては、此の機會に殉職者全部の事蹟を録したる「殉職者氏名録」を調製し、其の功績を永く後世に傳ふることとした。尙當日法會に參列の殉職者遺族に對し、右の「殉職者氏名録」に當日法會の模様を撮影せる記念寫眞二枚、及供物一折を添へて贈呈すると共に、晝食を供し、其の他の來會者にも小型供物等を贈呈した。

#### 第五項 熊本遞信局區内殉職從業員慰靈祭

熊本遞信局區内に於ける事業創始以來の從業員の殉職者は、明治二十五年三月門司市葛葉に於いて、電信建築工事作業中、電柱より墜落死亡したる熊本電信建築署電信工夫宮津松兵衛氏を初めとし、昭和七年二月二十四日局舎内に

て糊器洗滌中、偶々容器のために手首に切創を負ひたるに原因し、右腋窩腺炎を併發して、五月二十六日遂に死亡したる長崎郵便局小使野村安五郎氏に至るまで、其の數七十餘名に達した。之等殉職者の靈を慰むべき祭典は昭和八年三月二十一日春季皇靈祭の日を卜し、管内殉職者の第一回慰靈祭を行ふこととし、熊本市公會堂に於いて、熊本市國幣小社藤崎八幡宮三宮宮司齋主の下に、神式を以て莊嚴なる祭典を執行した。尙、當日祭典に參列の遺族に對しては、往復旅費と宿泊料とを給與し、又祭典當日の晝食及供物、記念寫眞等を給與すると共に、殉職者全部の事蹟を記録刷成したる殉職録を贈呈するところがあり、來賓に對しても供物及殉職録を贈呈した。尙、右の慰靈祭執行に方つて偶々熊本市花岡山官軍墓地の傍に、明治十年戦役の當時殉職せられたものと推せられる遞信技手兼遞信事務官伊藤寅二氏の墓碑のあるを發見したので、右の機會に同墓地を清掃し、墓前に生花を供へて、故人の靈を懇ろに弔ふところがあつた。

#### 第六項 遞信部内殉職者慰靈祭

明治四年四月二十日(太陽曆)、文明開化の世運に魁け、東京大阪間に新式郵便制度の創始以來茲に六十餘年、曩に通信事業創始五十年記念祝典が執行はれ、次で昭和九年四月一日、通信事業特別會計制度の實施成り、通信事業の發達は駁々乎として息まず、其の前途は洋々たるものがある。然しながら一度事業發達の過去を顧みるとき、其の反面に於いて幾多の先輩諸氏が、身を以て職に殉じ、其の壯絶なる奉公の精神は、凝つて事業精神の涵養に寄與するところ甚大なるものがあると謂はねばならぬ。而して事業の發展を祝福するに當り、之等の斃れて後尙奉公の誠を竭したる諸氏の英靈に對し、感謝の念を捧げて其の冥福を祈ることは夙に考慮せられてゐるが昭和九年、遞信記念日の制定に

際し、記念日當日の記念祝典に併せて殉職者慰靈祭をも舉行することに決した。そこで翌昭和十年四月、第二回の遷信記念日を迎ふるに當り、殉職者慰靈祭に關して、本省に於いては五年毎に全國の殉職者の英靈を合祀することとし、差向き第一回は昭和十一年に執行せられたのである。尙、遷信局及燈臺局に於いては、本省に於いて執行せざる年を限り、各管内の殉職者に付き適宜執行のことと定められた。斯くて從來適宜の機會に於いて、區々に執行せられ來つた遷信部内殉職者慰靈祭も、茲に初めて其の方針が決定せられたのである。

昭和十一年四月、第三回遷信記念日の前日たる十九日を卜し、本省第一會議室に於いて執行せられた遷信部内殉職者慰靈祭には、通信事業創始以來昭和十一年一月に至る千十一柱の英靈を合祀して其の冥福を祈ると共に、其の遺族を慰むるところがあつた。尙本祭典は大正十年四月二十一日、東京築地の本願寺に於いて、通信事業創始五十年祝典に際し執行せられた追悼法會以來、本省に於いては絶えて無かつた盛儀であつた。

## 第七節 印 章

明治十八年十月に改正した驛遞局事務條例に依ると、同局總官官房職務科の分掌事項中に「諸印類の原簿を調製する事」と云ふ一項がある。之は同科が印章の管理を行つてゐたことを證明してゐる。降つて卅年臺の分課規程を見ると、秘書課の項に「大臣の官印及省印の管守に關する事」とあつて、原簿云々に該當する事項は見當らないが、分掌規程の方で之に當嵌る事柄が規定してある。又大正十三年十一月に改正した分課規程には「一般の印章に關する事項」

「大臣の官印及省印の管守に關する事項」とあつて、此處には明かに其の旨を規定してある。昭和六年三月復た分課規程を改正し、前記の秘書課主管事項を悉く文書課に移管した。即ち大臣、次官の官印及省印並本省各局課關係の官印（局長印、局印、課長印、課印等）は大正六年省内に於ける文書の取扱を文書課に統一してから、同課で管守して來たが、前者に就いては規定上秘書課で管守することになつてをり、又後者に就いては保管上の責任明かならず、依つて孰れも實際に即せしむる様規定を改正して、責任の所在を明かにした。

以上は印章の管理に關する沿革の大要であるが、以下項を改めて本節の主題に就き其の梗概を述べて見よう。

### 一、各種官印

明治十六年九月本局雜第五號達を以て、別紙の通り官印の寸法を制定した。依つて右に準じて改造したる場合は、其の印影を添へ届出べき旨驛遞出張局及郵便局（官吏を特派せざる局を除く）に通達した。

（別紙）（要領）

官 印

驛遞局印（曲尺方一寸二分）、官房各科、各課、各出張局、各出張分局（以上曲尺一寸）、各掛、各出張局各課、郵便局（以上曲尺一寸）

官名を署する官印

奏任官（曲尺方七分）、判任官（曲尺方六分）、等外（曲尺方五分）、御用掛（曲尺方五分）、備用掛（曲尺方七分）

廿年六月公達第百四十八號を以て、印章彫刻方心得（選信管理）を左の通り定めた。

印章彫刻方心得（要領）

印章の寸法

奏任官印 曲尺方七分、判任官印 曲尺方六分、遞信管理局印 曲尺方二寸又、遞信管理局各課印及郵便電信局以下局印 曲尺方一寸、郵便電信局以下各科印及支局印 曲尺方八分

印材

印材は黄楊を用ふべし但奏任官の印材は水牛を用ふるも妨なし  
字體は篆隸又は楷書を用ふべし

廿七年六月公達第二百五十一號を以て印章彫刻方心得を左の通り改定した。

印章彫刻方心得(要領)

印章の寸法

奏任官印 七分、判任官印 六分、一等郵便電信局印、郵便爲替貯金管理所印、航路標識管理所印、船舶司檢所印、電話交換局印、東京商船學校印、東京郵便電信學校印 以上一寸、二等郵便電信局、郵便局、電信局印、一等郵便電信局、郵便爲替貯金管理所及航路標識管理所各課印、一等郵便電信局及電話交換局各支局印、郵便爲替貯金管理支所印、東京商船學校分校印、各局、所、校の掛印 以上一寸四方

印材

印材は黄楊を用ふべし但奏任官の印材は水牛を用ふるも妨なし  
字體は篆隸又は楷書を用ふべし

卅一年八月閣令第五號を以て、八年太政官第一百十號達を左の通り改正した。

公務に關し長官或は主任の名を以て上申下達及往復する書類に用ひる印章は勅任官は方九分曲、奏任官は方七分曲、判任官は方六分曲、とし官名のみを彫刻すべし但し現に使用の分は改刻するに及ばず  
(参照)

太政官第一一〇號達

府 縣

府縣に於て公務に關し長官或は主任の名を以て上申下達及び往復する書類に相用候印章の儀勅任は方九分曲奏任は方七分曲判任は方六分曲とし官名苗字名を彫刻可致此旨相達候事

卅六年三月公達第二百八十四號を以て、印章彫刻方心得中左の通り改正し四月一日より施行した。

印章彫刻方心得中改正(要領)

印章の寸法

勅任官印 九分、奏任官印 七分、判任官印 六分、高等海員審判所印及通信管理局印 一寸五分、一等郵便局印、郵便爲替貯金管理所印、通信管理局各課印、中央郵便局、電信局、電話局印、航路標識管理所印、地方海員審判所印、海事局印、學校印 以上一寸二分、二等郵便局印(中央局を除く)、在外郵便局印、鐵道郵便局印、電信局、電話局印(中央局を除く)、一等郵便局、郵便爲替貯金管理所、航路標識管理所各課印、中央郵便局、電信局各課印、郵便爲替貯金管理支所印、郵便局、電信局、電話局各支局印、海務署出張所印 以上一寸、二等郵便局各課印(課を置かさ)る局を除く、各局所校の掛印 以上八分四方

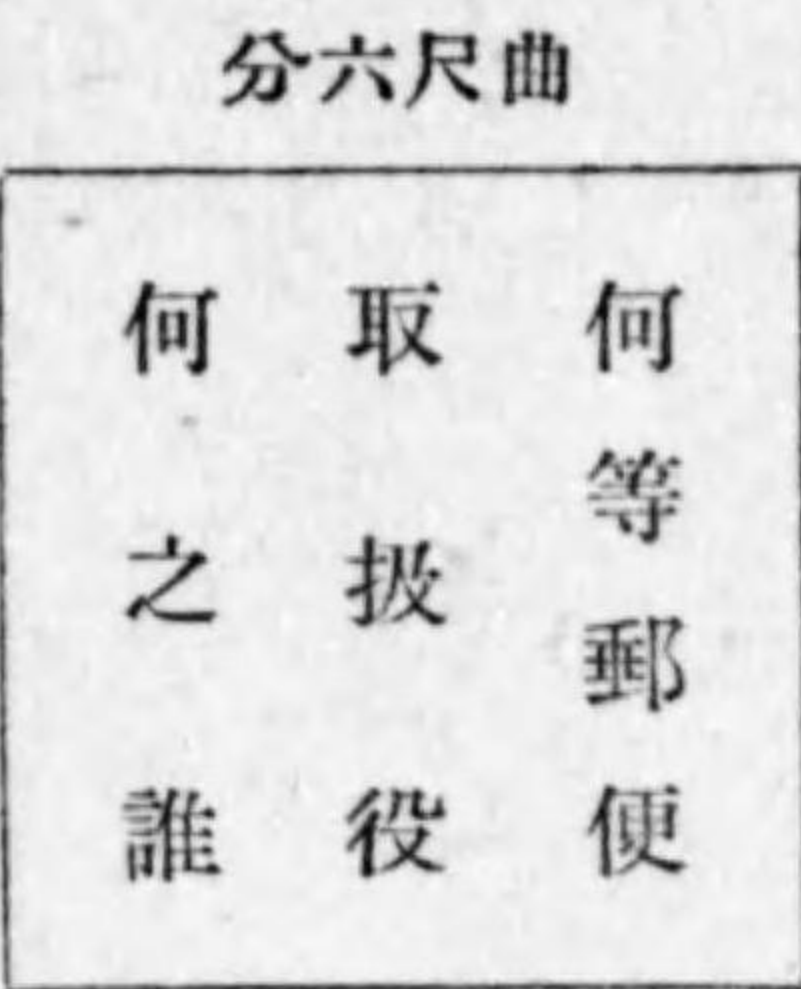
四十二年三月公達第三百二十六號を以て、廿七年六月公達第二百五十一號印章彫刻方心得改定の件を廢止した。又同月告知を以て公達第百十六號に依り、印章彫刻方心得改定の件を廢止せられたが、勅、奏、判任官の用ふる印章は

従前の通り、卅一年八月閣令第五號に依り彫刻すべき義なる旨を周知せしめた。

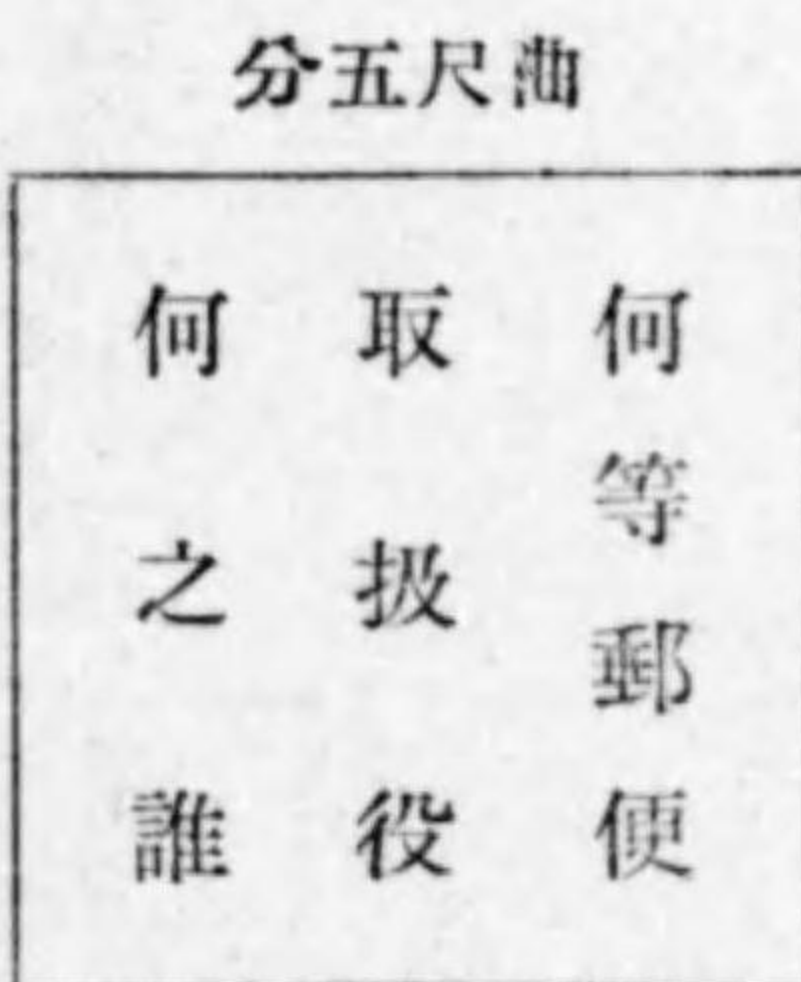
二、三等郵便局長以下印章

明治十六年八月本局丙第二號達を以て、郵便取扱役に於いて往復文書に官名印章相用度者は自費に依り、左の通り彫刻すべき旨郵便局及郵便受取所に通達した。

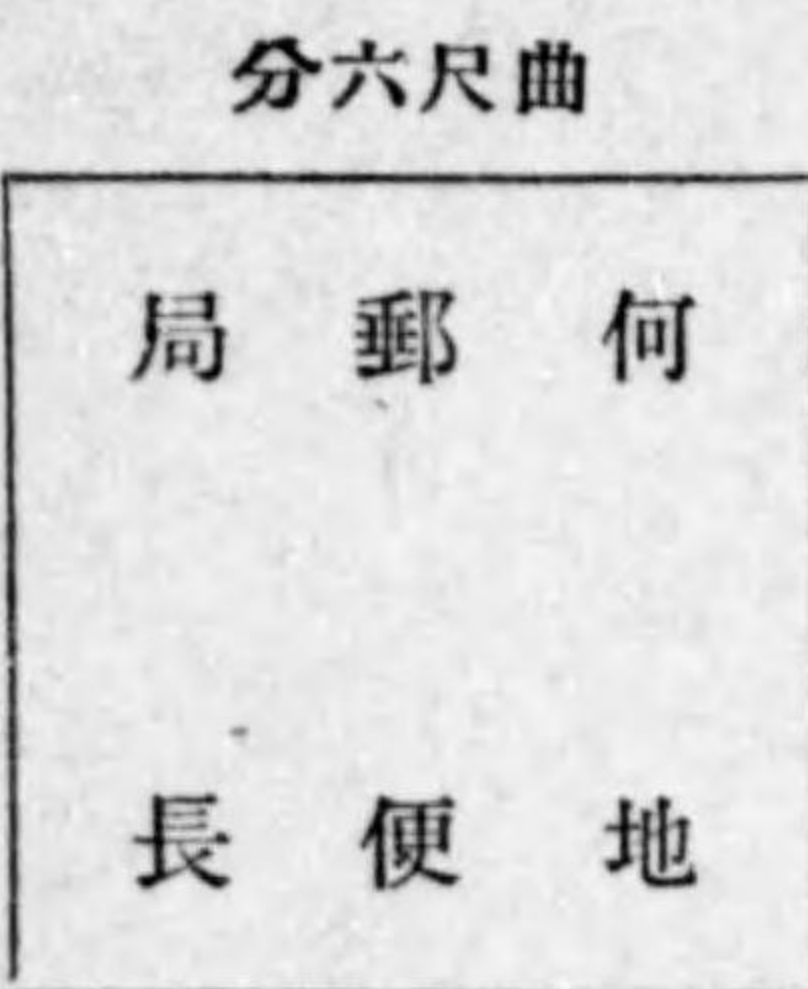
一等より三等迄



四等より七等迄

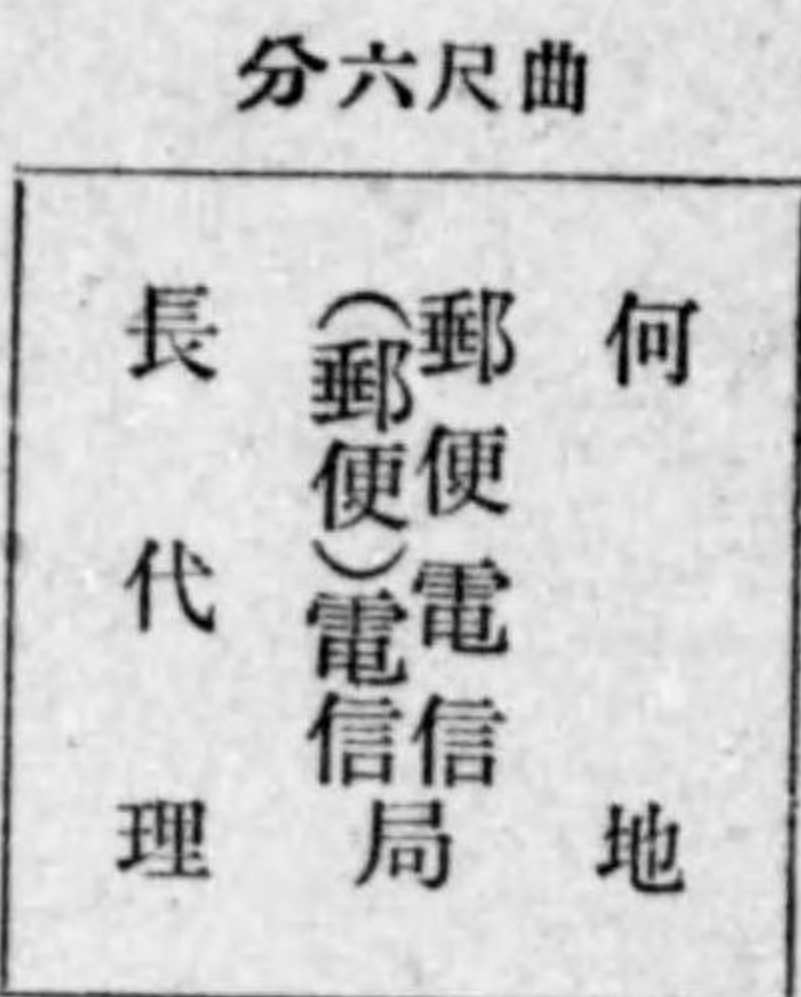


同十九年七月公達第四十四號を以て、三等郵便局長の官印雛形は左記に據らしむる事とした。

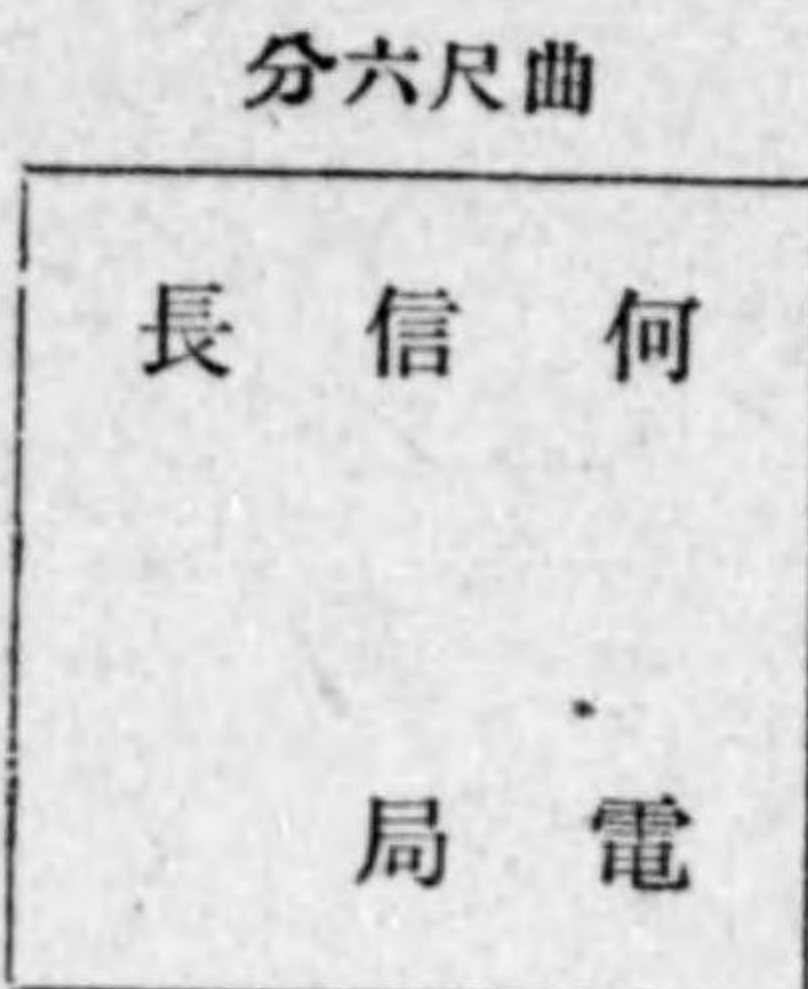


同二十二年二月訓示第三號を以て、三等郵便電信局、郵便局、電信局長代理者印は左の雛形に依つて調製する事を

得せしめた。



同二十五年八月公達第三百號を以て、三等電信局長の官印雛形は左記に據らしむることとした。



昭和六年二月指令回答を以て郵便取扱所長の官印調製の場合は、明治十九年七月公達第四十四號三等郵便局長官印に準じ調製せしむることとした。

三、三等郵便局以下印章

明治十四年十二月本局梓庶第二百二十五號を以て、各局中自費彫刻に依り區々の局印を使用してゐる向があるので、今般一躰の印章を刻成、即ち一箇宛下附する事に取極めたから、該印到達の日より、従前の分を押捺せざる様致すべ

き旨郵便取扱役に通達した。  
同三十六年三月公達第三百十三號を以て、三等郵便局、郵便取扱所、電信取扱所、郵便受取所及電信受取所の局所印は左記雛形に依るべき旨示達した。

三等局の分(大正元、一一正)

方四分八尺曲  
道何府縣  
何々  
郵便局

取扱所の分

方四厘五分七尺曲  
何々地何  
郵便(又ハ電  
信)取扱所

受取所の分

方四厘五分七尺曲  
何々地何々  
郵便(又ハ電  
信)受取所

但印材は黄楊とし字體楷書に限る

# 遞信事業史 第一卷終

日本出版會員番號 140517

(出版會承認)  
V120754



昭和十五年十二月二十五日 初版印刷  
昭和十五年十二月三十日 初版發行  
昭和十九年一月二十日 再版發行(千部)

遞信事業史(第一卷)

定價 八圓五十錢  
特別行爲稅 二十五錢  
相當額  
合計賣價 八圓七十五錢

編纂 遞信省

發行者 財團法人遞信協會

代表 佐谷 台二

印刷者(東京三巴) 稻葉仁三郎

配給元 日本出版配給株式會社

東京都神田區渡路町二丁目九番地

東京都麴町區大手町二丁目一番地遞信省構内

財團法人 遞信協會

電話丸ノ内(23)七一〇番


東京都赤坂區田町七ノ三


會社 龍吟社

電話赤坂(48)三四〇番・替替東京七〇〇〇番

稻葉印刷所・山縣製本







終